

目 次

第1号（12月18日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 2

本日の会議に付した事件

..... 3

出席議員

..... 5

欠席議員

..... 5

事務局職員出席者

..... 5

説明のため出席した者の職氏名

..... 5

開 会	
.....	6
会議録署名議員の指名	
.....	6
会期の決定	
.....	7
諸般の報告	
.....	8
町長提出第203号議案	
.....	9
町長提出第204号議案	
.....	9
町長提出第205号議案	
.....	9
町長提出第206号議案	
.....	9
町長提出第207号議案	
.....	9

町長提出第208号議案
.....	9
町長提出第209号議案
.....	9
町長提出第210号議案
.....	9
町長提出第211号議案
.....	9
町長提出第212号議案
.....	9
町長提出第213号議案
.....	10
町長提出第214号議案
.....	15
町長提出第215号議案
.....	15
町長提出第216号議案
.....	15

町長提出第 2 1 7 号議案
.....	1 6
町長提出第 2 1 8 号議案
.....	1 7
町長提出第 2 1 9 号議案
.....	2 3
町長提出第 2 2 0 号議案
.....	2 4
町長提出第 2 2 1 号議案
.....	2 4
町長提出第 2 2 2 号議案
.....	2 4
町長提出第 2 2 3 号議案
.....	2 4
町長提出第 2 2 4 号議案
.....	2 4
散 会
.....	2 8

署 名

..... 29

第2号（12月20日）

議事日程

..... 31

本日の会議に付した事件

..... 31

出席議員

..... 31

欠席議員

..... 31

事務局職員出席者

..... 32

説明のため出席した者の職氏名

..... 32

開 議

..... 32

会議録署名議員の指名	
.....	3 2
一般質問	
.....	3 2
7番 青木登志男君	
.....	3 3
3番 沖田 守君	
.....	4 4
15番 板垣 敬司君	
.....	5 4
12番 道信 俊昭君	
.....	6 5
13番 斎藤 和巳君	
.....	7 0
2番 下森 博之君	
.....	7 6
6番 河田 隆資君	
.....	9 1

16番 村上 英喜君	
..... 108	
4番 青木 克弥君	
..... 114	
延 会	
..... 126	
署 名	
..... 127	
第3号 (12月22日)	
議事日程	
..... 129	
本日の会議に付した事件	
..... 131	
出席議員	
..... 132	
欠席議員	
..... 133	

事務局職員出席者

..... 133

説明のため出席した者の職氏名

..... 133

開 議

..... 133

会議録署名議員の指名

..... 134

一般質問

..... 134

11番 滝元 三郎君

..... 134

14番 竹内志津子君

..... 149

8番 原 秀君

..... 168

町長提出第203号議案

..... 178

町長提出第204号議案
.....	179
町長提出第205号議案
.....	181
町長提出第206号議案
.....	182
町長提出第207号議案
.....	183
町長提出第208号議案
.....	185
町長提出第209号議案
.....	188
町長提出第210号議案
.....	190
町長提出第211号議案
.....	192
町長提出第212号議案
.....	194

町長提出第213号議案
.....	196
町長提出第214号議案
.....	196
町長提出第215号議案
.....	198
町長提出第216号議案
.....	202
町長提出第217号議案
.....	203
町長提出第218号議案
.....	206
町長提出第219号議案
.....	206
町長提出第220号議案
.....	220
町長提出第221号議案
.....	220

町長提出第 2 2 2 号議案
.....	2 2 1
町長提出第 2 2 3 号議案
.....	2 2 2
町長提出第 2 2 4 号議案
.....	2 2 2
請願審査特別委員会の審査報告について
.....	2 2 4
請願審査特別委員会の審査報告について
.....	2 2 4
総務常任委員会の所管事務調査報告について
.....	2 2 8
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
.....	2 3 6
総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
.....	2 3 7
文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
.....	2 3 7

閉 会

..... 238

署 名

..... 239

津和野町告示第 83 号

平成 18 年第 8 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 18 年 12 月 11 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 18 年 12 月 18 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

平野 均君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○12月20日に応招した議員

○12月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 18 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
1 日)

平成 18 年 12 月

18 日 (月曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 18 年 12 月 18 日 午

前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 203 号議案 津和野町住民基本台帳カード利

用条例の廃止について

日程第 5 町長提出第 204 号議案 津和野町情報公開条例の一部改

正について

日程第 6 町長提出第 205 号議案 津和野町電子計算処理に係る個

人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 206 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 207 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 208 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 209 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 210 号議案 津和野町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の設定について

日程第 12 町長提出第 211 号議案 津和野町手数料条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 212 号議案 津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 213 号議案 津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 214 号議案 字の区域の廃止について

日程第 16 町長提出第 215 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 17 町長提出第 216 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 18 町長提出第 217 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合の設立について

日程第 19 町長提出第 218 号議案 平成 18 年度津和野町水道事業決算の認定について

日程第 20 町長提出第 219 号議案 平成 18 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 21 町長提出第 220 号議案 平成 18 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 22 町長提出第 221 号議案 平成 18 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 23 町長提出第 222 号議案 平成 18 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 24 町長提出第 223 号議案 平成 18 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 25 町長提出第 224 号議案 平成 18 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 203 号議案 津和野町住民基本台帳カード利用条例の廃止について

日程第 5 町長提出第 204 号議案 津和野町情報公開条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 205 号議案 津和野町電子計算処理に係る個人情報保護に関する条例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 206 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 207 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 208 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 209 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 210 号議案 津和野町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の設定について

日程第 12 町長提出第 211 号議案 津和野町手数料条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 212 号議案 津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 213 号議案 津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 214 号議案 字の区域の廃止について

日程第 16 町長提出第 215 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 17 町長提出第 216 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 18 町長提出第 217 号議案 島根県後期高齢者医療広域連

合の設立について

日程第 19 町長提出第 218 号議案 平成 1 8 年度津和野町水道事業決算の認定について

日程第 20 町長提出第 219 号議案 平成 1 8 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 21 町長提出第 220 号議案 平成 1 8 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 22 町長提出第 221 号議案 平成 1 8 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 23 町長提出第 222 号議案 平成 1 8 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 24 町長提出第 223 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 25 町長提出第 224 号議案 平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）

出席議員（18 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

5番 平野 均君

6番 河田 隆資君

7番 青木登志男君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 助役

松浦 秀信君

助役 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

齋藤 数弘君

参事 …………… 水津 正君 総務住民課長 ……………

山岡 浩二君

行財政対策課長 …………… 齋藤 誠君 情報企画課長 ……………

大庭 義弘君

健康福祉課長 …………… 長嶺 常盤君 商工観光課長 ……………

右田 基司君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

長嶺 雄二君

地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………

坂根 敏夫君

教育次長 …………… 水津 良則君 教育次長 ……………

広石 修君

代表監査委員 …………… 渡邊 博君

午前9時00分開会

○議長（後山 幸次君） 改めて、おはようございます。昨日より初雪が降り大変寒い日になりました。本日は、平成18年度の第8回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけいただきまして、ありがとうございます。本定例会は、条例案件、契約案件、そして、平成18年度の各会計補正予算などについて御審議いただくわけではありますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第8回定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により4番、青木克弥君、5番、平野均君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたして、今定例会の会期及び議事日程について協議をいたしましたので、その結果について委員

長の報告を求めます。

11番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成18年12月14日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日12月18日から25日までの8日間としたいと思います。本日は、まず、議長より諸般の報告を受けた後、今回提出議案のうち、条例案件、契約案件、その他案件について、執行部より説明を受けたいと思います。続いて、決算について町長より説明を受け、監査委員の報告をいただき、監査委員に対する質疑終了後、補正予算について執行部より説明を受け、散会したいと思います。

19日は休会とします。

今回の一般質問は、12人の41件ですので2日間で行いたいと思います。21日は、会議が予定されていますので休会とし、20日及び22日で行います。22日は、一般質問終了後、議案の質疑、討論、採決を行い、請願審査特別委員長の審査報告を受け、続いて、総務常任委員長の所管事務調査報告を受け、要望、陳情等について所定の処理を行

い、全日程を終了したいと思います。

25日を予備日としておきます。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。津和野町議会議長後山幸次様、平成18年12月18日、議会運営委員長滝元三郎。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

日程第2．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日12月18日から12月25日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月18日から12月25日までの8日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（後山 幸次君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【9月定例会以降】

- 10月18日(水) 水曜会(町民センター) 議長
広報委員会
- 20日(金) 請願審査特別委員会
- 21日(土) 津和野町駅伝競走大会 議長
- 22日(日) 山陰自動車道建設促進島根県民総決起大会(益田市) 議長・河田議員・村上英樹議員
名賀地区民運動会 議長
- 24日(火) 広報委員会
- 27日(金) 津和野戦没者追悼式(稻成神社) 議長
- 31日(火) 益田地区広域市町村圏事務組合議会臨時会(益田市) 藤井・青木・平野議員
- 11月 4日(土) 鹿足郡町村議会議長会研修会(古賀町) 議長
ほか16名
- 7日(火) 日原遺族会総会及び追悼法要(丸立寺) 議長
- 11日(土) 農事組合法人(おくがの村)設立20周年記念大会 議長ほか

12日(日) 近県学校音楽大会(町民センター) 議長

13日(月) 請願審査特別委員会

19日(日) 木部地区文化祭 議長

畑迫地区生活展 議長

20日(月) 地方財源確保総決起大会及び地方分権セミナー

(松江市) 議長・総務常任委員

22日(水) 町村議会議長全国大会(東京) 議長

24日(金) 第7回津和野町議会臨時会

26日(日) 津和野町神楽競演大会(津町体育館) 議長

名賀地区文化祭 議長

30日(木) 総務常任委員会所管事務調査

12月 4日(月) 請願審査特別委員会

6日(水) 島根県町村議長会臨時総会(松江市) 議長

7日(木) 農政会議との懇談会 副議長ほか

11日(月) 一般質問通告締め切り

13日(水) 水曜会 議長

14日(木) 議会運営委員会 議運委員・議長・副議長

【視察関係】

10月31日（火） 奈良県議会行政視察（11名） 議長・商工観光課長・建設課長補佐

11月29日（水） 兵庫県宍粟市議会行政視察（12名） 議長・企画情報課長・担当者

9月定例会以降につきまして、諸般の報告書をお手元に配付いたしておりますので、御参照ください。関係書類は事務局に保管しておりますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4．議第203号

日程第5．議第204号

日程第6．議第205号

日程第7．議第206号

日程第8．議第207号

日程第9．議第208号

日程第10．議第209号

日程第11．議第210号

日程第12．議第211号

日程第13．議第212号

日程第14、議第213号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議第203号津和野町住民基本台帳カード利用条例の廃止についてより日程第14、議第213号津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めて、おはようございます。早いもので、ことしもあと10日余りとなりましたが、昨日から寒気が迫ってまいりまして、所によっては雪が降るという天気になりましたが、そうした中、本日は、12月定例議会をお願いを申し上げましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

本定例会に、私どもの方から御提案をさせていただきたいという案件は、先ほど、議長さんのごあいさつにもございましたように、条例の設定、改正、廃止案件が11案件と、そして、工事の請負契約の変更案件が2件、水道事業会計の決算認定案件が1件、平成18年度一般会計を初め各会計の補正予算が6件、その他案件2件の、合わせまして22

案件を予定いたしておるわけでございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重御審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、逐次、提案の説明をさせていただきます。

議第203号は、津和野町住民基本台帳カード利用条例の廃止についてでございますが、この廃止いたしたいという条例は、津和野庁舎に配置をいたしております住民票自動交付機の利用について定めたものでございますが、この交付機は、全額補助を受けて平成15年度に、旧津和野町で導入をして利用いたしておりましたけれども、年間かかります高額な保守料に比べまして、非常にこの利用の実績が低いということから、平成16年度からこの利用を休止をいたしておりましたが、現在のところ、その復活をしなけりゃならないという状況にございませんので、本条例を廃止をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、議第204号津和野町情報公開条例の一部改正についてでございますが、9月の議会で、水道事業、上水道事業を公営企業会計から特別会計へ変更させていただくことにいたしましたけれども、この情報公開条例の中には、「水道事業管理者」といったような名称がた

くさんあるわけでございますが、その管理者がいなくなったわけでありますので、字句を削除させていただきたいということと、もう一つは、任意的なこの開示規定についてでございますけども、現在の条例では、開示請求ができるのが、本町と利害関係があるものだけにこの限定をしておりますが、しかし、全国的な傾向、あるいは、県下の状況等を見まして、多くが任意的開示が可能な条例というように定めておりますので、本町におきましても、そうした状況にかんがみまして、今回、この条例の中に任意的開示ができる、そういう条文を追加させていただきたいというものでございます。

続きますして、議第205号津和野町電子計算処理に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございますが、これも、204号の議案の前段で申し上げましたように、水道事業が廃止になりまして、やはり、この条例の中にも「水道事業管理者」といったような文言がございますので、これを削除させていただきたいというものでございます。

続きますして、議第206号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、ああして今年も国の人事院勧告並びに島根県の人事委員会の勧告が出されましたけども、これに準じまして、

職員に支給する扶養手当のうち、扶養親族である子などの3人目以降の者に対する扶養手当を現行「5,000円」でございますけども、1,000円引き上げて「6,000円」とさせていただきたいという内容のものでございます。施行期日は、即応いたしませんで、来年の4月1日からとさせていただきたいというふうに思っております。

なお、人事院勧告等につきましては、旧来から準用させていただいておりますが、今回は、この手当の改正以外に給与関係で改定は予定をいたしておらないところでございます。

続きまして、議第207号島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の一部改正についてでございますが、御承知のとおり、本年9月から、本町の職員1名を島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に派遣をいたしておるわけでございますが、この条例によりまして、派遣職員に対して支給をする諸手当につきまして規定をした条例でございますけども、この準備委員会が来年の2月1日から、島根県後期高齢者医療広域連合という名称で正式に発足をする運びとなっております。したがって、派遣先のこの事務所の名称等に変更が生じますので、その名称変更を今回お願いをさせていただくというものでございます。

続きますして、議第208号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が、今年の9月に一部改正をされたわけでございますが、この政令の改正に伴いまして、町の条例の一部も改正をさせていただくというものでございます。傷病補償年金、あるいは、障害補償等に係る障害等の級ごとの障害について定めることとしております。

それから、災害補償制度との整合性を図るための用語の整理をさせていただくという内容のものでございます。

続きますして、議第209号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございますが、民間で建設をされました住宅を町が借り上げて管理しているわけでありまして、現在は、青原アパートというのを借り上げておりますが、来年の4月1日から、新たに2カ所ほど、この借り上げができる運びとなつてまいりましたわけでありまして、したがって、このたび、条例の改正をお願いをいたしまして、2カ所について追加をさせていただきたいというものでございますが、予定されております住宅は、現在、青原に建設中のオレンジハイツというのが4戸と、それから、枕瀬に建設中のユーマー日原と、これ6戸でございますけれども、これを予定をいたしておるところでございます。

続きますして、議第210号津和野町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の設定についてでございます。地方公共団体は、債務負担行為の有無にかかわらず、役務提供や不動産借り入れなどの年度を超えた長期契約を締結することができるわけでありますけども、その場合は、この長期契約の対象となる範囲を条例で定めておくということになっておりますが、現在、本町ではこの条例が未設定でありますので、今回設定をさせていただきたいというものでございます。

続きますして、議第211号津和野町手数料条例の一部改正についてでございます。現在、地籍調査を進めさせていただいておりますけども、この地籍調査に関わる書類の閲覧であるとか、あるいは、書類の写しの交付などについて、手数料を徴するために今回条例の一部を改正をさせて、その関係を追加をさせていただきたいという内容のものでございます。

続きますして、議第212号津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、事業所の燃やせるごみの収集方法について改正をさせていただくわけでありますが、現在、津和野地域と日原地域で収集方法が違っておるわけでありますが、これを統一をさせていただきたいということでございます。で、津和野地

域の事業所専用ごみ容器で自己搬入をしております収集方法を廃止をいたしまして、日原地域でっておりますように、毎日収集方式に改めさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、議第213号津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。これは、現在、不燃物集積施設に自己搬入できる品目を定めまして、搬入日が第1、第2、第3、第4の土曜日と、そして、第2、第4日曜日に限定をいたしておるわけでございますが、町民の皆さん方の利便性を考慮いたしまして、今後は指定袋で自己搬入できる品目に限りまして、日曜、祝日を除く平日の午前中に搬入ができることといたしまして、あわせて、事業者の燃やせるごみの搬入の廃止をいたしたいと、このように考えておるわけでございます。

以上、概要説明をしましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第203号 津和野町住民基本台帳カード利用条例の廃止について

て

議第204号 津和野町情報公開条例の一部改正について

議第205号 津和野町電子計算処理に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について

議第206号 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

て

議第207号 島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の一部改正について

議第208号 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第209号 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 2 1 0 号 津和野町長期継続契約を締結することができる契約
に関する条例の設定について

.....

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 2 1 1 号 津和野町手数料条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 2 1 2 号 津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部
改正について

議第 2 1 3 号 津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条
例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第15. 議第214号

○議長（後山 幸次君） 続いて、日程第15、議第214号字の区域の廃止についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 御説明申し上げます。

議第214号は、字の区域の廃止についてお願いするものでありますが、現在、地籍調査を進めさせていただいておりますが、字名の違う筆は合筆ができないということになっておりますので、この際、字を廃止をさせていただいて合筆を進めさせていただきたいというものでございます。

内容につきましては、担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

〔担当課長説明〕

議第214号 字の区域の廃止について

.....
----- . ----- . -----
日程第16. 議第215号

日程第17. 議第216号

○議長（後山 幸次君） 日程第16、議第215号工事請負変更契約の締結について及び日程第17、議第216号工事請負変更契約の締結について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 御説明申し上げます。

議第215号工事請負変更契約の締結についてであります。この工事につきましては、平成18年6月19日に請負契約の締結をさせていただき、現在工事が進捗中ではありますが、今回、工事費を追加をさせていただき、事業の進捗を図りたいというものであります。あわせて、工期の延長につきましても、変更契約をさせていただきたいというものであります。

続きまして、議第216号工事請負変更契約の締結についてでございます。この工事につきましても、平成18年8月11日に契約を締

結をさせていただきまして、現在工事は進捗中ではありますが、今回事業の変更に伴いまして、来年度施工予定でありました工事を追加をさせていただくものであります。したがって、工事費の増額とあわせて、工期の変更についてお願いを申し上げたいというものであります。

内容につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第215号 工事請負変更契約の締結について

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第216号 工事請負変更契約の締結について

.....

日程第18. 議第217号

○議長（後山 幸次君） 日程第18、議第217号島根県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 御説明申し上げます。

議第217号島根県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。国の医療制度改革に伴いまして、後期高齢者の医療につきましては、広域でもってその事務を処理することとなったために、広域連合の立ち上げについて、かねてより準備を進めておりましたが、その準備が整いましたので、県下一斉にこの12月議会においてその設立について議会の議決をいただくこととなったわけであります。

なお、具体的に動き出しますのは、明年の2月1日からであります。

内容につきましては、担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....
議第217号 島根県後期高齢者医療広域連合の設立について
.....

○議長（後山 幸次君） ここで暫時休憩といたします。

午前 10 時 00 分休憩

.....

午前 10 時 12 分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第 19. 議第 218 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 19、議第 218 号平成 18 年度津和野町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

本案件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 御説明申し上げます。

議第 218 号平成 18 年度津和野町水道事業決算の認定についてですが、本年 9 月末をもって事業廃止をいたしましたので、半年間の決算でありますけども、さきに監査委員さんの監査を終えていただきましたので、その意見書を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

内容につきましては、担当課長の方から御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議第218号 平成18年度津和野町水道事業決算の認定について
.....

○議長（後山 幸次君） これより監査委員の審査意見の報告を求めます。よろしく願いをいたします。監査委員。

○代表監査委員（渡邊 博君） そういたしますと、監査意見書に基づきまして説明をいたしたいと思います。

先ほど、課長さんが説明申されましたことと一部重複して説明になるかと思えますけれども、意見書でございますので、そのような形になろうと思えます。

それでは、既に配付いたしております平成18年度津和野町水道事業の決算意見書に基づきまして、朗読しながら説明を申し上げたいと思います。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成18年度津和野町水道事業決算書並びに関係帳簿証書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

記として、審査の概要でございますが、審査の期間は、平成18年12月1日から12月8日でございます。実働は5日間でございますが、審査の場所は、津和野役場本庁舎監査室で原委員とともに行ったものであります。審査の方法につきましては、審査は決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、会計書類は、地方公営企業法のほか、関係法令の定めるところにより正しく行われているか、及びその事業の経営が経済性の発揮とその本来の目的である公共の福祉増進のため合理的に運営されているかについて、会計帳簿、証拠書類の照合・審査を実施いたしました。

2として、審査の結果でございますが、(1)で決算諸表についてでございます。審査に付された決算諸表は、地方公営企業法関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めました。

(2)として、経営及び財政状況についてであります。水は万物の生類に不可欠であり、人間社会においても飲料水を初め、産業の振興、消防など多方面に活用し民生安定に重要な役割を果たしております。

当事業会計の本年度主な事業、いわゆるハード事業でございますが、繰越事業で送配水管移設工事の施工であります。

また、昭和39年4月から上水道事業として、地方公営企業の適用を受けて、公営企業会計で経営してきたが、近年の給水人口の減少により、企業的収益が乏しくなってきた。そのため、水道法の規定により、上水道会計から簡易水道会計に変更せざるを得ず、本年9月末をもって当会計を廃止することになりました。

本年度の経営状況は、給水戸数は1,876戸、給水人口3,603人で、前年度に比較して4戸増36人の減となった。また、配水量は年間31万9,764立方メートル、有収水量25万9,769立方メートル、有収率81.2%でしたが、漏水率もかなりそれに加えております。前年度に比べ1ポイント減となった。原因は、加速する少子高齢化、各企業の経営悪化及び観光客の減、町外転出などが生じたものであります。

一方、財政状況は収益的収入の総額5,626万9,212円(税抜き)であります。収益的支出の総額5,838万4,920円で、純損失額は211万5,708円となる。これを、建設改良積立金から207万4,830円、資本剰余金から4万878円を繰り入れて処理をいたしたのであります。

資本的収入総額は267万500円(税込み)、同支出総額は2,37

1万6,471円、差し引き2,104万5,971円の資金不足は、先ほど説明ございましたように、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。なお、同留保資金の残高は5,482万7,220円であります。

以上のとおり、経営的、財政的にも厳しい運営状況でございます。

次に、決算状況についてでございますが、複式簿記のため、先ほど説明ございましたが、収益的収入及び支出、あるいは、資本的収入及び支出でございます。これは、それぞれ消費税込みの数字が上がっておりますが、16年度から17年度、旧町、あるいは、新町、さらに、18年度の当年度の9月末までの数字を掲げておるところでございます。

で、八として損益計算にまいりますが、上のイ、ロを合計したものでございます。したがって、イ、ロにつきましての数字的なことは省略させていただきます。損益計算でございますが、水道事業収益が、18年度9月末までで5,626万9,212円となります。

それから、ずっとおりまして、水道事業の費用の、いわゆる支出の方でございますが、5,838万4,920円となります。したがって、損益でございますが、今回は、損益として211万5,708円でございます。先ほど御説明ございましたように、これにつきましては、建設改良積立金から、あるいは、資本剰余金からそれぞれ繰り入れして補てん

をいたしております。

業務状況でございますが、業務量として、平成16年から18年度9月末まで半年間でございますが、計上して比較をいたしましたのでございます。年度末の給水人口等、36名の減と、戸数につきましては4戸増でございますが、普及率につきましても、99.6ということでございます。配水量は、年間が31万9,761円、半年分でございますが、このようになっております。それから、さらには、有収水量につきましても25万9,769円として、前年に比べて減ってきておるといような状態でございます。

さらに、5ページにまいります。有収率も81.2%で、つまり、逆に言えば、漏水率も18.8と、約2割相当の漏水が出てきておるといようなこともうかがわれるのであります。で、給水単価、あるいは、供給単価につきましても、18年度では224円76銭、給水も214円何がしということで、バランス的にも、立米当たり10円そこそこがマイナスになってきとるような状態でございます。これは、例年比べますと、やはり毎年とんとんの年もございますが、10円そこそこがマイナスの支出といようなことになっております。職員数は4.8人でございますが、事務職が3.8人、0.8というのは兼務いたしております。

ので、このような数字が上がります。技術職が1名という、計4.8名でもって行政で実施をいたしております。

次の口、用途別使用量及び料金調定表でございますが、4月から9月までの6カ月間を掲げてございます。やはり、一番大きく使っておるのが家事営業用でございます。それから、大口、湯屋工場用等々でございますが、これらの消費量が年々減ってきておるというのも事実でございます。

次へまいります。6ページでございますが、建設改良事業として先ほど説明ございましたように、本年度は、公共工事事業の寺田枝線管渠工事に伴う送配水管移設工事が1カ所ございます。施工者、契約金額、契約年月日、それぞれここに計上いたしております。

さて、経営分析でございますが、(6)として掲げてございますが、有収率から拾ってみますと、先ほども申しましたように、平成18年度は81.2、類似団体に比べてかなり高いわけでございますが、逆に、漏水率も、先ほど言いましたように、約2割近い18.8%となっております。

それから、給水単価と供給単価、いわゆる、出と入りのことでございますが、平成15年から18年度、それぞれ比較分析いたしますと、平

成16年度がまあまあとんとんに近い、10銭ばかりがプラスでござ
いますが、あとの15、17、あるいは、本年の18は、それぞれ10
円あたりがいつも収支バランスがとれずマイナスであると、1立米当
たり10円でございますから、有収水量が約26万立米でございます。
単純に計算いたしましても、約250万ばかりが毎年赤字になってき
ておるということがうかがわれるのであります。

それから、負荷率、最大稼働率、それぞれ18年度、他の類似団体と
比較してみますと、かなり数字的にも落ちてきておるといようなこ
とが思われるわけでありまして。したがって、これらを全体的にまとめ
てみますと、やはり給水人口の減、以前に比べて、110人減ってきてお
ります。これらにつきましても、当然、水道の使用水量、あるいは、使
用料が減額になってきております。

それから、業務でやはり先ほど言いました、給水単価と供給単価のア
ンバランスが出てきております。それから、水道使用料の滞納がやはり
依然として残っていると、12月7日現在では、379万9,000円
あたりになっておりますが、閉めた現時点では、先ほど課長さんの方か
ら説明したとおりでございます。

次へまいります。7ページでございますが、流動資産状況でございま

す。現在では、1億3,621万7,000円余が山陰合同銀行に普通預金として残っております。これを基金に積み立てるといふことの処置をいたしております。平成18年9月30日現在ではこのような数字でございます。

それから、ロとして未収金でございますが、給水収益に対して未収金が、水道料が188件、531万4,819円、手数料が1,600円、合わせて、531万6,419円であります。先ほど申し上げましたように、現在では、379万9,000円余になっております。したがって、150万ばかりはその後入った、収納されたということでございます。

それから、ハとして、水道料金の収納内訳でございますが、15年度から18年度比較して計上いたしております。給水戸数も減ってきております。振替件数は、いわゆる自動引き落としのことでございます。平成18年度で申し上げますと、1,658件、振替比率が88.4%、次に、振替納入件数でございますが、納付書を出して窓口を持ってきて支払ったというものでございますが、これが218件、約10%、1割ばかりがこのように持参したものでございます。以上のことで、やはりまだまだ滞納者が多いということがうかがわれます。

それから、次に、8ページにまいります。地方債の現在高でございます。水道事業債として、前年度ですと、6億9,800万ばかりありましたが、当年度償還して、現在高では6億8,037万9,000円余が残っております。これを1人当たりの借入高に換算いたしますと、18万8,836円になります。

以上で、(9)として総括意見を述べてみたいと思います。

今回は、公営企業会計から特別会計へ移行するための年度中途の決算である。したがって、過年度との比較検討、分析はできなかったが、慎重に審査した結果を下記により意見を述べます。

近年、少子高齢化、人口流失による過疎化及び観光客の減少などの要因で、年間使用水量も年ごとに減少の一途をたどっている。省みて、平成8年度、9月末ですが、有収水量30万9,731立方メートルに対し、平成18年度は25万9,769立方メートルで16.1%の減で、総配水量も29.7%の減となっている現状であります。このことは、独立採算制の企業では将来、料金、負担金などの値上げの原因となる。よって、今回の会計移行は、まさに適宜を得たものと思われるのであります。

今回までの、施設利用率を割合で示すと、30.8%、類似団体の4

5.3%に比べ低くて悪い。また、施設の年間を通じて有効に使われているのかを問う、いわゆる負荷率は、79.1%で類似団体の67.8%に比べ大きくて良好であった。

施設の管理は、漏水修理17カ所を施工し努力したが、有効率が81.2%、先ほど申し上げましたように、まだ2割近い漏水率であり、量にして約6万立米ばかりは漏れておるといようなことがうかがわれるのであります。前年度に比べて1ポイント減であったと。営業収益の主たる財源の水道料金滞納が188件、531万4,819円で、依然として続いており、これの収納方法や方策など検討する必要があります。

また、滞納者には誓約書、停水などの措置は講じているが、さらに県との相互併任制度と連携して完納を図られたい。

移行後も、特別会計とはいえ独立的会計であるので、経営には一層の慎重を期し、損失など、安易に一般会計から繰り出し補てん等は慎み、常に健全財政を保ち、町民の負託にこたえ、町民の生活向上と地域経済の発展に寄与することを一市井として強く望むものであります。

以上、簡単でございますが、監査委員の意見として申し上げます。以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

— それでは、審査意見報告に対する質疑に入ります。ありませんか。—
— ありませんか。ないようですので、質疑を終結いたします。

— 以上で、監査委員に対する質疑を終結いたします。監査委員さんには
大変ありがとうございました。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時42分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20．議第219号

日程第21．議第220号

日程第22．議第221号

日程第23．議第222号

日程第24．議第223号

日程第25．議第224号

○議長（後山 幸次君） 日程第20、議第219号平成18年度津和
野町一般会計補正予算（第3号）より、日程第25、議第224号平成

18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議第219号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の歳入歳出にそれぞれ1億2,362万7,000円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ予算総額を71億3,947万9,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出におきましては、介護保険の特別会計の包括支援事業におきまして、職員人件費が支出可能ということになりましたので、今回一般会計から予算の組み替えをお願いをしたいというもの、それから、かねて予定をされておりました旧日原町を対象とした集落活性化事業に対する補助金、これは、基金を取り崩して充てるものでありますけども、これを今回計上させていただきたいというもの、それから、保健センター施設において、一般会計と介護保険会計との組み替えをお願いをさせていただきたいというものと、過年農地農業用災害復旧費の工事請負費、これは、睦橋でございますけども、これを次年度において施工する

ということとなりましたので、今回の予算では、ひとまず減額をさせていただきたいということ、それから、現年林道災害復旧事業、これは、安蔵寺山ほかの工事請負費でございますけども、国の査定が終わりましたので、今回計上させていただくといったようなもろもろの補正をお願いをするものでございます。

歳入におきましては、地方交付税、あるいは、災害復旧費の国庫補助金等が主なものとなっておりますのでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、220号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ116万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ予算総額12億1,028万4,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものとしましては、一般管理費、これは、収納処理調査委託料でございますけども、94万5,000円、それから、保険税等の還付加算金29万4,000円等が主なものでございます。

歳入の主なものとしましては、一般会計の繰入金110万5,0

00円を充てさせていただきたいという内容のものでございます。

続きまして、議第221号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,942万1,000円を追加をさせていただいて、歳入歳出それぞれ予算総額10億7,784万8,000円とさせていただきたいというものであります。

で、歳出の主なものといたしましては、居宅介護サービス給付費、あるいは、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費、これを増額、あるいは、減額等それぞれさせていただくわけではありますが、これは、事業の組み替えによるものがこの主たる理由でございます。

次に、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費が、総額で2,179万5,000円でございますが、これは、一般会計からの、先ほど申しあげました人件費の組み替えが主な理由でございます。

歳入の主なものといたしましては、包括支援事業・任意事業交付金で、国庫補助金、あるいは、県補助金を計上させていただき、その他一般会計から繰り入れをさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、議第222号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ165万8,

000円を減額をさせていただきますして、歳入歳出それぞれ予算総額を8億1,909万4,000円とさせていただきますというものであります。

で、歳出の主なものとしましては、旧津和野町簡易水道事業費におきまして、中川地区配水管改良工事の延長増によるもの、それから、旧日原町簡易水道事業費の水道管理費の工事請負費が増額となりますが、これらを計上させていただきますということでございます。旧日原町の簡易水道事業は、小直地区と青原地区の配水管の布設工事と相撲ヶ原のポンプ取りかえ工事、県道須川谷日原線の道路改良工事等に伴うものでございます。

次に、その水道施設整備費の工事請負費が減額となるものがございますが、これは、日原統合簡水の入札減、そして、睦橋の上部工の延期に伴います減額等をこのたびお願いをさせていただくというものでございます。

歳入の主なものとしましては、旧津和野町の簡易水道事業収入の他会計からの繰入金、そして、町債等でございます。で、旧日原町の簡易水道事業収入は、先ほどの理由で国庫補助金の減額、あるいは、基金からの繰り入れ、町債の減額等でございます。

それから、議第223号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ33万7,000円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,722万4,000円とさせていただきたいというものでございます。これは、森地区の管渠工事について事業の進捗にあわせまして組み替えをさせていただき内容のものが主でございます。

続きまして、議第224号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ8,020万円を減額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額を6億8,882万7,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出におきましては、ケーブルテレビ施設整備工事費が、総額で8,097万8,000円減額をさせていただきというものでございますが、これは、工事内容の変更に伴うものでございます。

歳入につきましては、したがいまして、国庫補助金及び町債等の変更をお願いするものであります。

内容につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 2 1 9 号 平成 1 8 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 2 2 0 号 平成 1 8 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予
算（第 3 号）

議第 2 2 1 号 平成 1 8 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
（第 3 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 2 2 2 号 平成 1 8 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予
算（第 4 号）

議第 2 2 3 号 平成 1 8 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議第 2 2 4 号 平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予
算（第 2 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で、本日の日程は全
部終了しました。本日は、これにて散会したいと思います。御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもち
まして、本日は、これで散会することに決定しました。

本日は、これで散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午前 11 時 50 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 年 月 日 議 長 署名議員 署名議員

平成 18 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
2 日)

平成 18 年 12 月

20 日 (水曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 18 年 12 月 20 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（17名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（1名）

5番 平野 均君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 助役 ……………

松浦 秀信君

教育長 …………… 斎藤 数弘君 参事 ……………

水津 正君

総務住民課長 …………… 山岡 浩二君 行財政対策課長 ……………

斎藤 誠君

情報企画課長 …………… 大庭 義弘君 健康福祉課長 ……………

長嶺 常盤君

商工観光課長 …………… 右田 基司君 農林課長 ……………

大庭 郁夫君

建設課長 …………… 長嶺 雄二君 地籍調査課長 ……………

安見 隆義君

環境生活課長 …………… 坂根 敏夫君 教育次長 ……………

水津 良則君

出納室長 …………… 村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。引き続きお出かけいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

5番、平野議員より遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、河田隆資君、7番、青木登志男君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、7番、青木登志男君。7番。

○議員（7番 青木登志男君） おはようございます。私の不注意からこのような格好で一般質問をすることになり、今回座って質問させていただきましても、この失礼をお許し願いたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

最初に、19年度の予算につきまして御質問を行います。厳しい財政状況の中ではありますが、現在予算編成の時期に来ております。この予算編成につきまして基本的な考え方につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

続きまして、歳出において、事務事業の見直し、経費の削減を図り、

持続性のある財政運営を進めなければなりません。そのためには長期の歳入の財源が重要でございます。今後も国からの交付税が増額することは考えられません。長期的に歳入財源の確保をするためには本町の産業の振興、とりわけ農業、観光を中心とした地場の経済を活性化し、自主財源を確保して長い目で見た財政基盤の強化と事業の推進をしなければならぬと思いますけども、その対策につきましてのお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

続きまして、予算が圧縮される中で効率的な運用が重要であると考えます。組織機能を見直しも大切でございますけども、課を横断した予算を作成し、事業を推進する必要があるというふうに考えます。例えば農林課、商工観光課、情報企画課が連携した事業を行う中で本町の基幹産業であります農業と観光が一体となった推進を図ることが考えられると思いますけども、具体的には例えばグリーンツーリズムの推進であるとか、空き家対策であるとか、特産品の生産販売、商品のブランド化、地域づくり、景観法の推進、定住化などなどが考えられるというふうに思います。機動性の高いそして効率的な体制が必要であると考えます。予算を効率よく業務を効果的に推進するためには1課の予算だけでなく複数の課が連携した予算化が必要であると思っております。これに

つきましてのお考えを伺いたしたいと思います。

それから、4つ目といたしまして、税の滞納整理に県と連携して徴収担当税務職員相互併任制度が進めてられておりまして、本町からも参加しておるわけでございます。県では徴収率が0.2%、0.2ポイント上がったというふうに新聞等で報道されておりますけれども、本町での歳入の確保はどのようになっているのか、どのように反映しているのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） おはようございます。本日は一般質問をお受けするわけでありますが、よろしく願いをいたします。

また、7番議員さんには思いがけないおけがをなさいますようでございますけれども、お見舞いを申し上げます。非常に痛々しいお姿でございますが御無理をなさらないように。

平成19年度予算について、予算編成の基本的な考え方あるいは歳出における事務事業の扱い、さらには税の滞納整理に関して等々御質問がございました。お答えいたしたいと思います。ああして小泉内閣が発足をいたしまして以来、今日まで地方交付税をはじめといたしまして当然に地方に配分をされるべき財源を削減することが改革である

というような私どもから言わせていただければ暴論、暴挙が続いておりまして地方自治体とりわけ本町のような財政基盤の脆弱なこの町村の財政運営は依然として非常に厳しいものがあるわけでありまして。来年度の予算編成にあたりましては本年度にも増しまして非常に苦慮せざるを得ないそういう状況にあるわけでございます。そのため、来年度の予算編成におきましては本年度と同様と言うよりはそれ以上に厳しい枠配分方式をもって対応をせざるを得ないこういう状況にあるわけでありまして。既に予算編成にあたっての基本方針につきましては決定をいたしまして、各課に通達、指示をいたしておるところであります。その基本的な考え方等の具体的なことにつきましては少し詳しく担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。そのほかの項目につきましても順次それぞれ担当課長の方からお答えをさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） おはようございます。それでは、19年度の予算について基本的な考え方についてお答えを申し上げます。

平成19年度の予算編成についてであります。まず歳入について

は、地方税が2,279万1,000円の増額、それから、使用料及び手数料が870万円ばかりの増額を見込んでおります。交付税につきましては、新型交付税制度の影響で3億6,000万円程度の減額、その他要因によるものとして平成17年度に対しまして特別交付税を含めて約4億988万6,000円の減額というふうに見込んでおります。

地方債につきましては事業の兼合わせもありまして5億5,480万円程度の発行というふうに見込んでおります。こうした要因を勘案すると、歳入総額は63億3,615万5,000円というふうに見込んでおります。18年度の9月末の歳出予算との差額は14億6,291万6,000円というふうな差額になります。この差額18年度の途中からではあります、この差額は公債費は削るわけにはいきませんのでその他の支出で捻出をするしかないということであり、この数字を比率にしますと、歳出予想額に対しまして18.8%というふうな数字になりまして通常の歳出削減では到底達成できないというような数字であります。しかし、いかに不可能に近い数字でも達成をしなければ積立金のさらなる取り崩しによりカバーをするしかないということであり、この積立金につきましては、財調及び減債基金であります。18年度末残高が7億8,316万1,000円の予想であります。19年度で

3億円の取り崩しを行うと4億8,316万1,000円という残高が19年度末に予想をされます。新たに積み立てをしていかない限りこの調子でいきますと平成20年か21年には枯渇をして赤字再建団体に転落するということになるかと思えます。こうした非常に厳しい状況において目標を達成するために18年度に引き続き枠配分方式により編成することといたしております。

目標を達成するために、平成18年度に作成した行財政改革大綱及び実施計画を着実に実施するとともに各種事業、補助金等のさらなる見直しを行い、歳入の増及び歳出の削減を図りたいというふうに考えております。

また、将来にわたる自立的で持続的な町政運営の実現を目指し、町民福祉の充実と町政の発展を図るために真に必要な事業の着実な実施や町民参加の地域づくりに向けた取り組みを進める必要がありますので、配分枠内において「施策の選択と集中」を徹底し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに社会情勢の変化による緊急課題への的確な対応が可能な予算編成を行いたいというふうに考えております。

具体的には、最小の費用で最大の効果が発揮できるよう成果重視の

取り組みを積極的に推進すること。職員の人件費が最大の事業費との視点に立ち、マンパワーを生かして町民サービスの向上を目指す手法（いわゆる「ゼロ予算事業」というふうな言い方をしますけども、）そういうふうなものに積極的に取り組むこと。十分な効果が得られない事業については廃止をすること。それから、新規、継続事業とも、新たな発想と創意工夫により経費の削減を図ること。それから、国、県の補助事業には必ず補助ウラとして起債なり一般財源が必要ということを再認識して安易に受け入れることなく真に町民福祉の向上に効果がありかつ緊急性のあるものについて導入を図ること。それから、公共事業については、大幅な削減の中にあっても限られた財源で効率的な整備を図るため、必要性や費用対効果等について十分に検証するとともに、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底すること。歳入の確保については、滞納整理に努めること。使用料及び手数料については、過度の見積もりを行わないこと。それから、未利用の普通財産の売却を検討すること。各種事業について、受益者負担を検討すること。歳出については、すべての費目（公債費は別でありますけれども）すべての費目について削減しなければ目標が達成できないため、思い切った見直しを行うこと。補助金については、今までの経過にとらわれず、新たな発想

により見直しを行い、必要最小限にとどめること。また、少額または定率補助であり事業効果が薄いもの等については廃止する等の検討をし、削減に努めること。普通建設事業については、継続事業のみとし、新規事業については計画しないこと等を基本的な考え方としております。

それから、2点目の御質問であります自主財源の確保というところでありますが、自主財源の確保を図り財政基盤を強化しなければ、安定的な財政運営が図られないことは御指摘のとおりであります。

町といたしましても、旧町から企業誘致をはじめ、農業における特産品の生産、商品のブランド化、観光と農業の連携、定住促進等各種の振興策を進めてまいりましたが、十分な成果が得られてないのが実態であります。

また、町税につきましても、国の制度改正により負担増となっておりますが、長引く経済不況の中では、町単独での増税は現段階においては困難であると考えております。

自主財源の確保は、本町の財政運営上喫緊の課題であるとの認識のもと、各種の施策を進めておりますので、引き続いて努力をしてまいりたいと考えておりますが、何か具体的な方策がございましたら御教示をいただきたいというふうに考えております。

それでは、3点目はちょっとおきまして、4点目の方の税の滞納の関係の相互併任の関係についてのお答えであります。滞納整理に伴う「職員相互併任制度」につきましては、今月末で終了となります。7月から今日まで技術の習得に努力をしまいましたが、行政処分を実施する場合には、それまでの交渉経過が重要となりまして、その整理にかなりの時間を要したのが実態であります。

今日までの成果としては、差し押さえを実施したのが3件あります。その他納税誓約書を交わしたのが53件あります。この納税誓約書の中で4件につきましては既に完納をいたしております。この納税誓約書を交わした方が未納ということになりますと、行政処分を実施するというお話をしておりますので、確実に納付をされるものというふうに考えております。

景気低迷の中での徴収でありますので、困難な面がありますが、引き続き滞納整理について鋭意努力をしまいたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 松浦助役。

○助役（松浦 秀信君） 3点目の予算が圧縮される中での質問につきましてお答え申し上げたいというふうに思います。

平成19年度予算につきましては、本年度よりもさらに削減が求め

られる中におきまして、予算の効率的な運用は極めて重要なことでありまして、常々むだのない効率的な執行に心がけているところであります。

ただいま、7番議員さんの御指摘されました課を横断した予算で事業を推進するとのことではありますが、当然のこととして国、県の補助制度を最大限に活用し、最小の投資で最大の効果を求め事業の推進に努めているところであります。しかし、現在の補助金制度はまだまだ縦割りで行われ、領域がそれぞれに定められており、応用することが難しい面がありますが、近年では省庁を超えて事業枠の拡大がなされている面もあり、選択を誤ることのないように取り組んでまいりたいと考えております。

例えで言われましたが、農林課と商工観光課が連携した事業展開がありますが、現在、旅館における夕食時に1年を通して旬の郷土料理と地酒の提供、体験農業交流、特産品販売これには島根ふるさとフェア・いわみええもん市・わっしょい津和野特産品まつり・にちはら収穫祭等、また、特産品加工ということで町内の特産品加工部会と商工会との交流連携等におきましては、枠を超えての事業展開をしているところであり、関係する各課は連携をとって対応をしているところであり

ます。

したがいまして、これからさらに発展させるためには、既存の事業のあり方を精査するとともに、より効率的な運営が図られるよう町の機構も含め検討し、町民のために最大の効果が上がるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 厳しい財政の中で枠配分方式は現在の財源不足や財政状況から見て仕方のない方法だというふうに考えております。また、具体的に御回答をいただきましてありがとうございました。行財政改革大綱等も決定されておりました、現在それに基づいて具体的に進められるというふうなことでございますけども、これは町民の意見と言いましようか意思を除いてこの行財政改革を進めることは難しいというふうに思っております。そういった面で町民に知らせる、周知するあるいは理解していただく、合意をしていただくその方法につきましてどういうふうなことをやって浸透さしていくのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、早い段階で財政再建の立場からでございますけれども、財政計画あるいは集中改革プランを提示することが必要だというふうに

思いますけども、この時期等につまましてわかりましたら回答をお願いいたしたいと思います。2点についてお伺いします。

○議長（後山 幸次君） 行財対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） まず、1点目であります行財政改革大綱及び実施計画ということではありますが、これを住民に周知するという方法ではありますが、今の段階におきましては町広報という形を一つ考えております。

それから、もう1つは、ホームページ等に掲載をしていくという当面この2つで対応をしたいというふうに考えております。

それから、集中改革プランではありますが、当初から御報告しておりますように、最終的なものは18年度末という考え方ではありますが、実施計画等が既にでき上がりましたので具体的に金額を精査したものにすための作業に移っていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 自主財源の確保でございますけども、私自身の気持ちでは税率を上げるわけにはいかないと思いますので、後残っているのは経済の活性化というふうなことが大きな重点になるかと思っておりますけれども、このことにつままして具体的な方策が今の

ところないというふうなことでございますけれども、行財政大綱と同じぐらいにこれは重要なことだというふうに思いますので、引き続いて対策を考えていく必要があるというふうに思っております。

それから、滞納整理についてでございますが、引き続いて数字の上であられるようなことを大変でしょうけども税の公平性からしても重要なことであるというふうに思っておりますので、ぜひとも引き続いて努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから、3項目目の課を横断する分につきましては、実際事業がそういう形で進められておる状況ではあるんですけども、予算の面で各課で縦割りになっている現実がありますので、ぜひとも効率を考える上でそうした一つの手法も大切だと思いますので、ぜひ検討し19年度の予算の中ではこういったことが生かされるような形でお願いできたらと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。遊休地の活用につきまして質問を行います。

大きな面積で1等地の土地の利活用をどのように考えているのかをお伺いをいたしたいと思います。なごみの里周辺1万8,681平米、保養センター津和野荘跡地2,516平米、旧国民宿舎青野山荘用地9,

371平米、曾庭工業団地2万7,080平米、石西社跡地9,087平米、日原中学校寄宿舍用地1,817平米でございます。有効活用をするべきだというふうに考えておりますけれども、利活用の計画はあるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それでは、お答えします。

なごみの里周辺と石西社跡地につきましては、過疎計画に基づく用地取得でありまして公共の福祉目的以外の活用は制限されている関係上、総合振興計画策定の過程において、その利活用について検討してまいりたいと考えております。

旧保養センター津和野荘の跡地につきましては、経済状況の推移を見守りながら民間投資の誘導策を含めた検討が望ましいと判断しております。

旧国民宿舎青野山荘用地並びに旧寄宿舍用地につきましては、現時点での活用の方法について内部検討を進め、民間活力で対応可能な案件があれば善処すべきであると考えます。仮に競売に付することになりますと解体費用を要することにより売買困難な状況が想定されますが、跡地の活用が地域の活性化に役立つものであれば具体的な効果を

数値化し、財政支出もあり得るものと考えます。

曾庭の工業団地につきましては、立地的に恵まれており民間における活用を考慮し地域経済の振興に役立てることが得策と思われれます。島根県の西部振興計画ではホテルの建設用地としての利用計画が掲載されておりますが、いずれにいたしましても高津川沿岸の景観と調和のとれた第3次産業誘致可能な措置を講ずることが望ましいと判断しております。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 先ほどの面積を合計しますと大変な面積で評価価格も相当なものになるというふうに思います。低迷した経済活性化をするためにも民間の活力を導入することも含めてこの厳しい財政状況の中で利活用を考えるべきだというふうに思いますので、ひとつ検討をよろしくお願いをいたしたいと思います。

それじゃ、次に移ります。文化財維持ボランティア制度につきまして、これ提案を含めて御意見を伺いたいと思います。

本町は、文化財の多い町で今後文化財の維持管理は財政的にも高齢化社会の中で人的にも困難が予想される状況にあります。特に草刈りや樹木の手入れなどは日常的管理が必要でございまして、業務委託が

必要なもの以外はボランティアでの対応でできるというふうを考えておるところでございます。文化財維持ボランティア制度は文化財保護法や津和野城整備委員会などの意見を基本といたしまして文化財及び植栽に関する講習等々を受けた人が会員になり教育委員会等と相談をしながら必要な資材などを出し、維持管理にあたる仕組みを今イメージしているところでございます。今後は行政だけでなく住民、町民を上げて大切な文化財保護の仕組みをつくる必要があるというふうに思います。そして、健全な文化財のまちづくりを願っているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、文化財維持ボランティア制度につきまして御答弁を申し上げます。

文化財の維持管理につきましては、特に草刈り等文化財保護法上、通常管理ができ得る範囲内でこれまで多くの方々に御協力をいただいております。深く感謝をしているところでございます。

また、活動自体も文化財の愛護等の啓蒙等にもつながりますので、これからもぜひとも御協力を願いたいと、このように思っておるところでございます。

ただ、御質問の制度という観点から考えますと、事業内容、範囲、また経費、安全対策等多くの課題が予想されますので、他町村との状況等も調査しながら今後御提言の趣旨を踏まえまして検討させていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 他町村との状況を調査しながらというふうなことでございますけれども、本町のほど文化財がたくさんある市町村はなかなか近隣にはないというふうに思います。そういう意味でも本町独自の制度と言いましょるか企画をする必要があるというふうに思います。経費削減の折、また、町民の意識を高揚して文化財を保護していこうという意味からしても重要なことであろうというふうに思いますので、ぜひとも具体的に検討をお願いしたいというふうに思います。

以上。

続きまして、いじめ問題につきまして御質問を行います。

全国的にマスコミ等で報道されていることはいつ、どこで起きても不思議ではない状況にあります。本町でのいじめの実態についてどの

ようになっておるのかお伺いをいたしたいと思います。

また、先般、文部科学大臣から児童生徒あて、あるいは父母、地域の皆さんにお願い文が出されたようでございます。いじめは個人だけで解決できる問題ではございません。学校と拘束されている時間はもちろんのこと学校から自宅へ帰る間や休日等の郊外での遊びの中においても注意しなければならない状況にあります。大きな問題でございます。学校や家庭、地域での具体的な取り組みについて今後どのように教育委員会として考えておるのか対応につきましてお伺いをいたしたいと思います。そして、町の中で元気な子供の声が聞こえるまちづくりを進めなくてはいけないというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、4点目のいじめ問題につきまして御答弁を申し上げます。

最近マスコミ等で報道されておりますように、いじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという大変痛ましい事件が相次いで発生していることは極めて遺憾なことであり、あってはならないことであるとこのように思っているわけでございます。

いじめは決して許されないものであり、また、どの子供にも、どの学

校でも起こり得るものとして学校教育に携わるすべての関係者一人一人が改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する必要があるとこのように思っているわけでございます。

それがためには、いじめの問題が生じたときにはその問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携をして対処していくことが必要であるとこのように考えているわけでございます。このような考えのもとで、本町におきましてはこれまでも国、県の指導に基づいた対応が町内校長会あるいは生徒指導担当者会等を開催いたしまして、いじめ問題への取り組みを行ってきておりますが、残念ながら一部の学校におきまして、いじめと思われる事象も発生しており、現在、学校、保護者、教育委員会等で協議しながら対応を進めて来ているところであります。

このように、いじめが生じた際の対応も必要なことでありますが、いじめが生じない学校づくりを行うことがまず重要なことであろうとこのように思っております。今後とも教職員の意識を高め学校教育全体を通じまして、児童生徒一人一人に徹底を図ってまいりたいとこのように考えております。

実態ということでございますけれども、現在の2学期の状況でござ

いますけども、現在、いじめと思われる事象が小学校が1校で1件ございます。それから、中学校におきましては、2校で5件現在起きております。この関係につきましては、学校担任あるいは学校の教職員会議あるいは保護者との面談、もちろん教育委員会入ってでございますが、そうした対応をしております、既に解決したものもあれば、現在継続指導しているこうした状況もあるわけでございます。そのようなことで、これは大きな課題でございますので、それぞれ地域あるいは家庭皆さん方一緒になってこの対応をしてまいりたいとこのように考えているわけでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 回答の中で、現在、学校、保護者、教育委員会等で協議しながら対応を進めているというふうなことでございますけども、どのようなことを協議されておるのか、ある程度町民にこういったことを今進めておるんだということを知らせることによって未然にと言いましょうか、事前に抑止できるというふうなことも考えられるのではないかというふうに思いますけども、こういったことを協議しているのか、また、それを何らかの形で町民に知らせるという

ふうなお気持ちがあるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） 町民への周知でございますけども、まずは学校の関係者、保護者等でございますが、これは三者面談等ございまして、それから、学校だよりこれらを通じまして今それぞれの学校で周知をしております。

また、学習発表会等文化祭等も各学校行われたわけでございますが、その中のテーマといたしましていじめを課題にしたような取り上げ方をしているはいけないんだというふうなことで取り組んでおられる学校もあります。そのようなことで我々も町広報の中でこれからまたPR等しながら働きかけをしてまいりたいとこのように思っております。

○議長（後山 幸次君） 7番、青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 大変な問題でございまして、全国津々浦々で非常に苦慮しておる問題でもあります。引き続いて対応につきまして検討を重ねていただきたいというお願いも含めて、以上で私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） よろしいですか。

以上で、7番、青木登志男君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） ここで暫時休憩をいたします。

午前9時44分休憩

.....

午前9時47分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順序2、3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 議席番号3番、沖田守であります。通告に従いまして2点ほど質問をいたします。

まず、最初に、私は合併をして1年3カ月、もともとそれぞれの町の出身の職員でさえなかなか町内集落の実態がわからない、住民生活の実態がわからない、さらに合併をして隣の町でありました津和野であり、日原であるところが現時点でわかろうとしてもわからないというのが実態だろうとこのように思います。首長である町長さんをはじめ、少なくとも役職員が町内をできるだけ早くその実態を把握をさせていただくということが何よりも大事ではないかとこのようなことを考えて

1点目は全役職員による月に1日ほどは外勤という形の勤務体制というものを構築をしていただきたい、このことを提言するわけでありませう。合併をいたしまして町長中心に日夜新しい町の運営には鋭意御尽力をされておるといことは敬意を表しますし、重々承知をしておるところであります。

また、合併後でありましたから、この1年は極めて慌ただしい日々の中でありますので、その行政運営のあり方等々について、あるいはこれからの新しい町の財政の基盤の確立のため、庁舎内で課長を中心とした会合あるいは全職員の会合等々を重ねられたり、執行者は各種審議会等をおつくりになって、そして、諮問をかけ、答申を受けて綿密な検討が今日まで重ねられておるとこのことについては重々承知をしております。

前段申し上げたように、いろんな諸施策や諸計画を樹立をされましても、それを確実に実行実践をしていくというのは言うなれば執行者である町長はもちろんでありますが、その先陣に立って行政運営を実行するのは職員であると私はかように考えます。したがって、ぜひとも来年平成19年度以降、月1回の外勤という勤務体制というものをぜひ構築をしていただきたい、このように御提言を申し上げ、ぜひとも実践を

していただきたい、このように思うわけであります。

ちなみに、現在、役場の職員は145名ということであります。いささか3月末には退職があったり、採用もあったりというふうな情報もちょうだいしておりますが、せめて施設に勤務しておる職員については、これはなかなか困難であろうと思いますが、町長部局としてそれぞれ月に1日ぐらいの外勤はやろうと思えば私は実施できるとこのように考えております。新しい町は今114自治会があるところのように承知しております。旧津和野地区で67、旧日原で47、114という集落があるところということでありますから、職員が二、三集落を担当しながらこの110数名の職員で1年間まずは実施をしていただきますとおおむね全集落を隈なく歩くことができるし、そうすれば集落内の課題や住民生活の実態というのが私は肌で感じられるのではないかとこのように思います。今年度の当初予算の方針の中にも前段青木登志男議員の質問に対する答弁の中にも、平成19年度の予算にも職員の人件費が最大の事業費であるところという認識に立たれてマンパワーを活用した住民サービスの向上を目指すところのように記されております。文字で書きますところということなんでありますが、それなら何を意図してここを我々にあるいは町民にお示しになったのか、なかなか姿が

見えて来ない。私は少なくとも全集落を全部の職員が2年、3年の若い職員に全集落を周知せえとそれは無理だと私は思います。しかしながら、役場に勤めて15年、20年たって、そうして集落実態がわからない、住民生活の実態がわからない、このようなことでは今これだけ財政の厳しい状況下におかれておる我が町の行政運営は口で言うてもなかなかそれは実行は伴うものにならないとかように思います。ぜひとも実現を願いたいと思うものであります。

先般、実は我が町の高齢化率が38.8%という実態になっておる、38.4%という実態になっておるこういうことでありますからその実情を少し調べて見ようと思ひましてその実情を調べようと思ひましたが、高齢化率は38.4、そのうち日原が37.7で津和野が38.8、4月1日現在、そして、もう少し詳しく調べて見ようと思ひまして一番これから気にかかる言うなれば65歳以上の独居がいったいどうなのか。二人世帯がいったいどうなのかとこのようなことを調べようと思ひまして社会福祉協議会へ行けばかなり詳しい資料が手に入るだろうとこう思ひましてまいりました。今残念ながらその実態がつかめません。日原地区では65歳以上の世帯は236世帯あると、そして、なおかつ、この中に独居が199名おるとこういうところまでつかみましたが津和

野の実態はどうかと思いましたが、社会福祉協議会が70歳以上の独居だけわかりますよ、何か記念品を配る関係で調べておるとこれが380名、その数字を聞きましたから津和野地区にはまだまだこれは65歳という年齢をとらえて数を調べれば相当大勢の方がおいでになるんだというのが推測をされるわけです。ならば、町のせめて健康福祉課の担当者に聞けば社会福祉協議会と同じようにあるいはもう少し詳しく把握をしておるだろうとこう思いましてまいりました。総合窓口で担当職員に聞きましたら、残念ながらわからない、このたびは許すが少なくとも来年の4月1日までぐらいにはせめてその程度の状況を把握をしておかないと文字で、口で幾ら我が町の高齢化率はこういう実態であるから、こういう施策を打ってこういう対処をしたいとおっしゃられてもその実態さえつかめないということはまことに残念だと思しますので、そういった意味も含めて職員がそれぞれチームを組んであるいは課別であろうとプロジェクトであろうとあるチームを組んで担当制を敷いてそうして集落实態等を把握するために、あるいは庁舎内で十分協議をして課題をもって各集落に出向いてその調査を含めて住民の声を聞く、そうしてその実態を知るところから私は行政施策の基本が出てくるのではないかとさらには住民とともにだとか、

あるいは住民参画型の行政をとこうということがしょっちゅう言われておりますが、その実態さえつかめないような状況で幾らいろいろなことを文字にされてもその実現は不可能に近いこのようなことを思いますので、私のこのせめて19年度から1日ほど、1カ月1日の外勤実施体制を実施をいただきたいということについての町長はじめの先ほどその一例を申し上げましたが、関係する担当課長のお返事を聞きたいとかように思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 3番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、御指摘のとおり、町政執行の任にあるものが町の実状と町民の声を常に把握をしておくことは極めて重要なことであるとこのように考えております。私どもといたしましては、そのことに心を置きまして日々努力を重ねているところではありますが、先ほど御指摘のありましたような面もまだあるということになりますと、非常に反省をしていかないといけないとこのように考えておるところでございますが、そうした状況の中で、その手法の一つとして1日外勤日の実施について御提言をいただきましたが、るる御意見もございましたけども、現実対応となりますと、なお検討を要する面も多くあるのではないかと

とこのように受けとめさせていただいておるところであります。が、いずれにいたしましても、御提言の趣旨を十分生かしまして今後の町政執行に取り組んでまいらなければならないとこのように考えておりますので、一層の御指導をお願いを申し上げる次第であります。

なお、当面の対応につきましては、助役の方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦助役。

○助役（松浦 秀信君） 町長をはじめ、役職員及び職員がみずからの町の実態を深く把握し、行政の執行にあたらなければならないと日ごろから留意しておるところであります。御質問されました毎月1日の外勤につきましては、心構えといたしましては十分に認識しているところであり、自治会等での町政座談会等へは日程調整の上必ず出席させていただいており、町民皆さん方へ町の施策や考え方を延べ、御理解と御協力をいただき、また、参加者の御意見から地域や集落のニーズを理解し、行政に反映させるよう努力しているところであります。したがって、御提案の趣旨を踏まえ、今後におきましても町民皆様方のニーズというものは何かを的確につかみ、町と町民が協働し、町民福祉の向上と町政の進展に向けた取り組みをしてまいりたいと考えておりま

す。

また、現在、島根県で行われている職員による出前講座等についても検討し、また、御提言いただきました地域の職員による担当制こうしたことも含めまして検討いたしまして町民のニーズにこたえてまいりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 先ほどの御質問の中で、高齢者の人数の把握ということが御質問ございましたので若干答えさせていただいたらと思っております。

今、健康福祉課におきましては独居の老人あるいは二人世帯の高齢者、要するに要援護者の方々の調査を現在進めております。これも障害者の方を含めて行っているところでありまして、御質問にありましたその人数がわからないというふうな答えをしたところが私の方ではちょっとわかりかねるんですけども、端的に私どもの課でありますと、介護保険の資格者を見れば65歳以上という形ですぐわかりますので、その数値がわからなかったというのがちょっと疑問ではありますけども、いずれにいたしましても先ほど申し上げましたような独居あるいは二人世帯の高齢者等の調査、あるいは健康状態も含めた把握

を現在進めております。これは包括支援センター等も含めて情報等の集約を図っているところでございます。まだまだ不足な面もあると思っておりますけれども、今後そうした形で要援護者の対応について今着々と進めておりますことを若干御報告さしていただいたらと思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 健康福祉課長には私の質問から少々離脱したことをお答えをいただいて私は質問をかけたようなことがございましたので恐縮でありましたが、十分把握をしておいていただきたいとそういうふうな実態も集落を職員が歩けばきちっとした情報というのがつかめるとというのが私は申し上げたかったのであってそのようなことで留意をいただきたい。

それから、行財政対策課長には、要するにゼロ予算事業というこのものの考え方、言葉の中では何となくわかるんでありますが、本当は人件費が全体の約平成18年度の当初予算の中でも約20%を占めるという状況にあるということ踏まえての当初予算編成もそこに力点を置いて職員の力を最大限に発揮をしたいとこういうふうな意図というのは重々わかるんでありますが、形としてそれを実践するためには、私は

集落を隈なく職員が歩いて承知をするというところに力を注げば予算を、金をかけずに、かけずに言っても人件費はかかりますが、人件費がかなり大きく占めるのでそれを最大限に使うという意味合いの中では、この先ほど町長以下、答弁いただきましたが、もう少し集落実態というもの、合併をしたんだから特に日原地区の出身は津和野地区がわからない、津和野地区は日原地区がわからない、残念ながらわからないと思いますよ。で、もしそういう体制が敷かれて実施をされれば18名の議員もおりますから議員も大いに使っていただいて結構、さらには嘱託員制度もある、お年寄りも先ほど申し上げるように38.4%というような数字でありますから、どこの集落行っても1日ぐらいは職員をつれて歩いてくれる、そうして住民と一緒にになってそれぞれの集落の実態、住民生活の実態というものを肌で感じてもらいたい、このことを思って特にその実施を求めるわけであります。さらなる検討を加えてお答えの中では座談会や等々には当然お出かけになるのは私も承知しております。しかし、それは今申し上げたように114自治会の中でせめて10か20に限られてしまうんでありますから、全集落を特に今言葉の中では限界集落なんという言葉使っておりますが、高齢化率が50%を超えたという集落は随所に出てきたと私は思います。そうした

ところは肌で感じてもらわないとだめだということを申し上げたい。
そうしてもう一言つけ加えるならば、私は先ほどから健康福祉課長が
今答弁と言うかお話いただいたようなその実態というのは、社会福祉
協議会等へ業務委託をしたから、そこで対応すればことが済むという
問題ではないというのも言いたいわけなんです。110数名の職員が
同じような気持ちの中で行政運営に携わっていただかないと私は本当
に住民と一緒につくるまちづくりというのはできないということを申
上げたいから、ぜひとも実施をいただきたいというのをあえて申し
上げておきたいと思います。

続いて、これもいささか関係をしてまいりますが、意味合いが十分わ
からなかったのではないかと思います。白紙の上に事業というか施
策を書こうよというこういうことについて、これまた提言になって恐
縮ではありますが、今両町が一緒になって本当に慌ただしい1年だった
からいろんな作業に町長以下、没頭されて大変だったというのは認識
しております。であります。そして合併を迎えるまでに合併協議
会でのいろんな話し合いもあった、協議確認事項もあった、それが新し
い新町の建設計画の中にも盛り込まれておる。調整事項もあってそれ
の調整にも御努力をされておる。重々承知しております。しかし、あの

合併論議をした最中よりはわずか1年少々あるいは2年程度の経過ではありますが、世の中大変な様変わりをしたというのは前段議員の質問の中でもお答えになっておりますように、本当に大きく様変わりしてこの地方、特に中山間地というのは私は言葉好きではありませんが、この山村僻地のこういう町に大変な状況に来ておるといのは町長以下、御苦勞のとおり承知しております。であるがゆえに、新しい町になれば新しい町でどうしていこうというその姿というのを白紙の上に計画をのせてもらいたい。それをまた大胆に提案していただきたいというのが2番目の白紙の上に事業計画をという項目で質問をしておるところであります。

先般来、行財政改革大綱あるいはその実施計画そうして平成19年の3月末を目途に集中改革プラン等々が打ち出されてまいります。打ち出されてまいりますからこれは機軸になるもんですから機軸にさせていただかにはならんと思いますが、少なくとも前段の質問で申し上げたように、1年、2年で十分把握できると思いませんが、そういう積み重ね、要するに役職員が集落實態や住民生活実態というものを目で見、あるいは耳で聞いてそうして肌で感じてもらわには私は残念ながら絵に書いた餅になってしまうそういった意味で本当に新津和野町の実態

というものをきちっと把握をしていただくと、そして、それを諸施策の中に盛り込んでいただいてそうしたときに初めて住民と一体となったまちづくりができるんだというふうに私は思うんであります。そういった意味のことを質問しとるところであります。

前段でも申し上げたように、行政施策の実行は職員のやる気と行動力、最前線にあるのは職員でありますから、ここにすべてがかかっているとんでも過言ではないと私は思います。町長はお考えになるその諸施策はきちっと住民と一緒にあって実行できる体制をつくるというのは職員がその気になってやるかやらないかにかかっている。くどいようではありますが、そのように私は認識をしておりますし、そういうふうにお受け取りをいただいて平成19年度の事業計画、予算等等に直ちに反映させるというものではないかもわかりませんが、前段の同僚議員の質問の中にも遊休、町が抱えてるおる遊休地の活用方法等についてもいささか答弁がありました。そういったものはある意味ではハードを伴いますから大きな予算を伴う場合が出てまいります、しかし、財政は苦しくてもあすのためには思い切った施策を講じて大胆な構想を打ち立てていただくことも次のステップのため自主財源をみずからつくり上げようなんていうことを言いましても、何か大きなそこ

に施策を講じて実行をしていきませんと言うてみてことは終わる、これもまた絵に書いた餅になるということでもありますから、十分中身は吟味していただかにはなりませんけれども、そういった意味でぜひとも旧町のいろんなものをいつまでも引きずらないようにそれを払拭いただいていいものはいいい、継続するものは継続するとそれに私は否定をするもんじゃありませんけれども、新しい町はどうあるべきかというのをぜひとも白紙の上に施策を講じていただきたいとこのことを申し上げておきたいと思ひまして所見をお伺いするものであります。まずは町長にお伺いし、そして、これは情報企画課長どのように考えておられるか、そして、前段の質問の中にもありましたが、縦割り行政の弊害が大きく出ておりますから、商工あるいは農林等々含めて総合的にこれからはこうしていきたいという担当課長の所見を伺いたいこのように思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えいたします。

前段の御提言にもあり、またそれに対してお答えをさしていただいておりますように、町のこの諸施策は町民の声が反映をされたものであるということが肝要であります。そのためにいろんな手法を用いて

きておりまして今後もそうした面におきましては十分留意をしておいてもらわなければならないとこのように考えております。新しい町が歩みを始めたときでありますので、これからのまちづくりについて白紙の上に大胆に筆を置くべきという御提言でございました。まことに貴重であります。御提言は真摯に受けとめさせていただく考えであります。

なお、現時点での取り組み等につきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） それでは、お答えします。

現時点におけるまちづくりですが、合併協議会における新町建設計画と合併時に計画された過疎計画を基本として新たな視点による計画づくりの必要性に迫られております。現在、津和野町総合振興計画に着手している段階であります。この計画の策定にあたりましては、総合振興計画等審議会に諮問を行うことにしておりますが、その前段では町内各区から選任しました職員で構成する検討委員会によりまず原案づくりを行い、その原案を検討していただくという形によって総合振興計画を立ててまいりたいと思っております。その前段といたしましては、先ほどからお話にありますように、地域の実情あるいは民間の話を

前提としてまいります、とりあえず今現時点ではそれぞれの項目について現況と課題の把握に努めております。これがまとまりますと目標と基本方針については全職員の提案を募ってまいりたいと思います。その全職員と町民の皆様方の接点でよりよい提案がなされることを期待しております。既に検討委員会は1回行ってありますが、先ほど職員の資質のことがありましたが、私は担当事務局長という立場で素材には恵まれておるので皆様方が検討委員のそれぞれの委員が本気になれば必ずいい町になるんだということを声を大きくして言っております。今まで私も長期計画策定に旧町時代から係わっておりますが、まず何よりもまちづくりに対する考え方が一流の考え方を持つということがいろんな建設事業を展開する前段になるというように私は思っております。まず、我々検討委員の一人一人が地域づくりに関してだれにも負けないような一流の考え方を持つのではないかとというようなことでスタートラインについているところでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 商工につきましても御質問ございましたのでお答えを申し上げたいと思います。

津和野町は多くの観光資源を持った歴史と文化、それと地域資源、自然を踏まえたそうした町でございます。そうした町でそれを存分に生かしていく商工業、観光こうしたものを進めてまいるわけでございますが、まずは地域の人々が活力あるそういう姿を全面に出していくそういうものでなければいけないということで非常に地道な活動ではございますが、地域の人々が動きが出させるようなそういう形に持ってまいりたいということで今取り組みをしているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 私の方も御質問をいただきました。確かに議員さんの申されますように、各農業集落と申しますか、の実態というのは私も1年担当いたしまして実際のところ、全集落を歩いているわけでもございませぬし、把握が十分にできていないというのを十分認識しておりますと言うかそうありたいと思いつながらなかなか集落へ出てないというのが実態でございます。確かに今から農業関係は特に厳しい状況が続いておる中でまたさらに来年も厳しくなるというようにも聞いております。思いますし、そういったことで新しい国の制度も変わります。そういった中で農地、水、環境保全、後ほど質問を受けておるわけなんですけども、そういった事業というのはある程度今から

のそういった集落のまとまりと言いますか、そういったことを新たに
つくり上げる一つのチャンスととらまえておりますので、この事業を
大いに活用しながら私たちも集落に入っていかなければならないし、
それによって実態の把握もできるんじゃないかなと思っております。
そういったことでいま一度気を引き締めながらこれを一つの材料とし
てと言いますか、各地区で取り組んでもらうようにしてまいりたいと
思っております。特に農業、林業、林業非常にまた厳しゅうございませ
が、農業と林業というのは一体的なものでございませので、そういった
ことで林業振興と言いますか、林業の面ももう少し考えていかなけれ
ばならないかというふうに認識しております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 白紙の上に事業計画をぜひともと言う
て私は申し上げたわけでありませが、町長以下、答弁いただきました。
いただきましたが、言わとするとところは申し上げましたように、旧町の
しがらみにいつまでも新しい町が引っ張られてはいけないと大胆に新
しい町のこれからの姿というものを絵に書いていただきたい、そして、
実行していただきたいというのが願わくばそのことを申し上げたいわ
けであります。例えば定住構想と言うて出されました。定住構想ならば

こそ縦割り行政ではだめだとその集落の中に空き家がどうあるのかという実態も職員がみずから肌で感じ、目で見、耳で聞いたら確実な情報はつかめるわけであります。そしてそこには農地がどのように遊んでおるのかというのは農林課だけが知っておる、これでは意味ないわけです。商工だろうと農林だろうと企画情報だろうと本当に縦割りだけでないそういう論議が十分庁舎内で交わされて、そのためには十分物事を認識してもらい、肌で感じてもらう、そこに初めて白紙の上に新しい施策がのっかってくるということでありますから、そのことを強く申し上げて終わりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 以上で、3番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 横の時計で10時25分まで休憩を、済みません、10時40分まで休憩といたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序3、15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 通告に従いまして3件の質問をさせていただきます。

まず、初めに、町村への権限移譲についてお尋ねをいたします。既にこの件に関しましては6月、9月議会において同僚議員から質問がなされておるところであります。9月議会における執行部からの答弁では、9月12日付新聞報道による211項目についても県から正式な通知を受けていないので新聞記事以上のことは具体的な内容について把握しておらないとのことでした。その後、今日まで3カ月経過しておりますが、この間、どのような動きがあったのでしょうかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 15番議員さんの御質問にお答えをいたしますが、地方分権を推進することは極めて有用でございまして現在、県と市町村とで具体的な話し合いがなされているという状況にございます。が、要はこの単に国や県の事務処理を町が引き受けるというようなことになってはならないということでその点を私ども極めて重視をしながら市町村長ともども県に対して話をさしていただいておりますというよ

うな状況でございますが、こうしたことを踏まえながら今後に処してまいりたいと考えておりますが、現状につきましては、その後の動きもでございますので、担当課長から少し詳しくお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、私の方から少し詳しくお答えをしたいと思います。

御質問にありましたとおり、県は本年の4月、市町村課内に権限移譲推進室を特別に設置いたしまして平成15年に策定しました市町村への権限移譲計画の改定作業に現在取り組んでおりまして、平成18年度末の策定を目指しております。

御質問でありましたとおり、9月の時点ではその計画等の詳細が不明でしたのでその旨一般質問にお答えをしましたが、その後、説明会が催されるなどして改定版計画の素案が提示をされたりという進展が若干ありましたので、9月答弁以降の状況とそれから、県が示しております改定版の計画素案の概要等を御説明をして回答にかえたいと思っております。

県は10月27日、県内市町村を松江市に集めまして改定版計画の

素案を提示し説明をいたしております。この素案では、まず、基本理念としまして公益自治体である県の機能を広域、連絡調整、補完というものに限定をした上で基礎自治体であります市町村との役割分担を考慮しながら地方自治における市町村優先の原則によって両者の役割分担を再構築するというふうにしております。

具体的には県の事務、権限を洗い出しまして6つの大分類に区分して218項目をメニュー化しております。内容としましては、環境生活部門37、健康福祉部門72、農林水産部門47、商工労働部門10、土木部門36、その他部門が16であります。

移譲の推進手法としましては、改定前計画と同様に市町村の自由選択としまして市町村のサイズ、能力に応じた段階的な移譲を推進したいとしております。私たちが一番気になります財源措置につきましては、島根市町村総合交付金での措置のほか、地方交付税に算定されることでした。

また、人件費相当分が財源措置される場合には、それをもとにしまして市町村がみずから必要な財源を確保することになりますが、この場合には、定員管理枠外の扱いとなる別枠となるという説明もありました。

また、ほかには、県職員の派遣制度や県への研修制度など事務の研修体制等にかかります人的支援制度も整備をしていくという説明がありました。今後の改定スケジュールとしましては、今月26日すぐですが、全県市町村を対象としたさらなる説明会、意見交換会が計画されておりますし、現在、県庁のホームページ上ではパブリックコメントの募集も行っています。県はこれらを通じて得た多くの意見を集約しまして本年度中の改定をしたいというふうにしております。これを踏まえまして、本町としてのスタンスを御説明いたします。

本町としましては、以前の質問にお答えしたとおり、5つの基本を持っております。その1つ、県の推進する権限移譲は可能な限り受け入れる。2つ目としまして、単なる事務移譲ではなく真の権限移譲に取り組む。3つ目に、県や役場の都合優先ではなくあくまでも住民の利便性と視点を重視した権限移譲を推進する。4つ目に、移譲される事務量に見合う適正な財源確保を求める。最後に、可能な限り県による人的援助、研修体制等の充実を求めるという基本的指針を持っております。この指針を踏まえまして11月中に実施されました市町村からの意見募集の際にも数点の町としての意見を述べておりますし、今月26日の説明会、今、先ほど言いました説明会にも積極的に多数の職員を参加させ、

分野ごとの細かい意見交換をすることにしております。

いずれにしましても、本町における権限移譲の具体的、本格的検討はこの県の改定版計画が正式に策定された後にならざるを得ないことは御理解いただけたと思います。それ以前にも個々の権限、事務事項について、既に検討に入っているものもあることを申し添えて回答をしたいと思います。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 権限移譲につきまして、担当課長の方から詳しく現状についてお答えをさせていただきましたが、私の方で若干抜けた面がありますので、補足をさせていただきますが、現在、担当部署におきましては、先ほど説明しておりますような話し合いが持たれておりますが、トップクラスにいきましてもそういう話の場が持たれておるところでございますが、私どもの市町村側の基本的な考えといたしましては、2点ほど強く求めてまいったわけですが、その結果、権限移譲については、いろいろ項目がありますけれども、一律にどうするということなくして個々の市町村でそれぞれに検討、協議をして隣の町がこの権限を移譲したから私の町もというような扱いでなくして真に

市町村で必要なものについて移譲を受けるとこれを基本にいたしております。

それから、財源措置につきまして明確にすること。これは地方交付税に含まれておるといふようなことではいけないといふことを県の方に申し上げておるわけです。

もう1つは、定員管理計画の中で人員削減といふものを強く求められておるわけでありまして、当然のことでありましてけれども、しかし、権限移譲によって事務量が増加するその面についてはそれに見合う人員確保については、当然のことながら県も国も容認をすると。その場合に、問題となりますのが、じゃあ、この事務事業を移譲を受けたからといって人員的に計算したときに1人役出るかというたら出ない面が0.5人員が必要になるといふことが出るわけでありまして、そうしたことを踏まえて十分検討、個々の町村と話を詰めて、そして、お互いが納得いく形でこれを行うとこいうふうなことを基本原則にしておりますので、これを踏まえて今後物事が進んでいくといふふうに御理解いただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 今回この件に関して特に質問をして

みたいと思ったことにつきましては、さきに配付されました広報津和野12月号に掲載されておりました住民税の税源移譲に関する記事ともう一つは、近隣のある町の情報と言うか、うわさに過ぎないかも知れませんが、福祉関係の権限移譲を積極的に受け入れることによって事務処理の実態に見合う財源措置が行われるやにお聞きしたということでこの積極的な姿勢が本町にはどうなのだろうかなと思って質問をしたところでございます。きょうまでの間に税源移譲と今回の定率税減税廃止に伴う措置については、どうもこの権限移譲とは直接はかかわり合いがないようでございますので、この点については質問を差し控えさせていただきたいと思いますが、先ほどの回答の中にもありました本町においても個々の権限、事務事項について既に検討に入っているものもあることがというようなことが担当課長の方からも発言がありました。住民の利便性確保の上からとりあえずどのようなものが検討対象になっているのか許す範囲でお答えをいただけたらと思っております。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 近隣の様子として情報提供今いただきましたが、想像であります。恐らく福祉事務所の事務移譲のことで

はないかと思えます。これにつきましては、先ほど町長も申しましたとおり、たまたま県としては近い町村をぐるりと一緒に回ることがあるかも知れませんが、町の受けとめとしては、町と津和野町が単独で協議をしているというふうに受けとめさせていただいておるのが町長が先ほど申しました原則と言いますか、個々に協議をするということとらえておりますので、そういう意味からいきますと、福祉事務所の権限移譲につきましては県と津和野町で協議を始めていることは事実でありますので、御報告したいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 国をはじめ、県の機構改革により既に本町からも普及所、土木事務所等を随時廃止、統合される中で、このたび私の関係で軽油取引税の免税手続きということで益田総務事務所に出向きましたが、総務事務所の窓口では、この手続きはこの4月に浜田にある西部県民センター課税第1グループの方へ移管しているのでその方で問い合わせ、手続きを行ってほしいということで1枚のパンフレットをいただきました。それなりにそのパンフレットに基づいて電話で問い合わせをし、今日に至っておりますが、十数枚に及ぶファックスをいただき、改めて行政サービスの低下をつくづく感じたところ

でございます。地方分権改革の名のもとに町村合併が進められ、本町も1年ばかりが経過しましたが、依然として本町の景気は冷え込み、住民の皆様には将来の生活に対してますます不安を募らせているのではないのでしょうか。引き続きこの件に関しても積極的な対応を期待して次の質問に移らせていただきます。

2番目には、放課後子どもプランについてということで質問をさせていただきます。

来年度から全国すべての公立小学校で放課後児童を預かる放課後子どもプランが打ち出されております。このプランは既存の施策である文部科学省の地域子ども教室と厚生労働省の放課後児童クラブを一体的に実施する計画のように報道をされております。

本町では、少子化対策や女性の積極的な社会参加を支援する目的で子育てサポートセンターの設置や放課後児童クラブ、学童保育事業等にも積極的に取り組まれ、また、地域コーディネーターを中心にふるさと教育推進事業も取り組まれていることに対しましては衷心より敬意を表する次第であります。そうした中で、津和野町においては、昨年か
ら町当局をはじめ、関係機関の格別の御理解と御配慮により津和野小学校の空き教室を活用した地域子ども教室つわぶきワクワク広場が持

たれております。十数名のボランティアスタッフと外部講師により毎週月曜日、木曜日の放課後と第2、第4土曜日の午前中行われております。平成17年度には60名、今年度18年度においては69名の子供たちが登録をしております。この事業は文部科学省の外郭団体である融合研が事業主体となり、ことし全国で23団体がこれに取り組んでおられるようでございます。放課後児童クラブや学童保育事業は子供が安心して遊べる居場所ということで託児所的な色彩が強く、対象も小学校3年生までという制約があるやに記憶しております。

一方、文部科学省の地域子ども教室は対象範囲も中学生までと広がられているとともに、その関わっている方が特定の人でなく多くの地域住民が物づくりや体験活動、スポーツ等の技術を生かし、ふれあいを通じて子供たちに多様な考え方や特技を通じて生きる力をはぐくんでもらおうという特徴があります。町民のボランティア精神で展開されているこの活動を来年度は国の全額補助ということも打ち切れ、事業が危ぶまれておりますが、ぜひともこの芽を延ばしていただきたいと思っておりますが、町当局におかれましてはどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、放課後子どもプランについてお答えを申し上げます。

これまで行ってまいりました地域子ども教室推進事業、これは国の10分の10負担でございます。放課後児童健全育成事業、これは通称放課後児童クラブと言いましてこれは国から3分の1負担でございます。これが平成19年度から一本化されまして放課後子どもプランとして実施されることになったわけでございます。

当町では、御指摘ございましたように、これまで地域子ども教室の運営につきまして民間団体である体験活動ボランティア活動支援センターが文科省の地域子ども教室推進事業の委託を受けた学校と地域の融合教育研究会の支援を受けましてつわぶきワクワク広場を小学校に設置し、運営しながら2年目を迎えます。これまで子供たちの居場所づくり等にお取り組みをいただいております。現在日原地域の拡大に向けて取り組んでおられるわけでございます。

これに新たに制度となります放課後子どもプランについてでございますが、原則としてすべての小学校区において子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施するというものがあります。しかしながら、放課後児童クラブは従来の予算を確保すれば

可能と思われませんが、この地域子ども教室を町内すべての小学校区に配置するとなれば、新たな予算措置が必要となってまいりますし、また、現状として地域でこれを支えるボランティアスタッフの確保が現在の過疎高齢化の中では大変厳しいものと言わざるを得ないと思います。そのような状況の中でこういった対応をとれるのか御提言の趣旨を踏まえまして部内で十分検討してまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） お尋ねの件につきまして若干重複することもあります。放課後児童クラブを所管しております担当として若干お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

前段ちょっと省きますが、放課後児童クラブに関しましては、現在津和野小学校内の「つわのっこクラブ」あるいは日原小学校内の「日原ひまわりクラブ」がそれぞれ活動を行っております。

放課後子供プランにつきましては、3分の1の補助事業でございますが、前段教育長が申しあげましたように、なかなか困難であるということをお伺いしております。現行の当面放課後児童健全育

成事業をとりあえず継続していきながら教育委員会と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） さきにかれました郡のPTAの研修会に講師として来られました清川輝元先生の「人間になれない子供たち」という著書の中で、テレビやゲームなどマスメディアとの長時間の接触が子供たちの心身の発達に大変悪影響を及ぼしている可能性が強い。2歳まではテレビ、ビデオの視聴を控えた方がよいというふうに警告されております。少し時間が長くなりますが、この本の中では、子供たちのそういった影響がどのような行動特徴としてあらわれるかと言いますと、友達関係が持てない、遊びが限られている、表情が乏しい、気持ちが通わない、積み木などを何かに見立てて想像して遊ぶことができない、自分から話しかけようとしめない、ほかの子供が近寄ると避ける、視線が合わない、ごっこ遊びができない、子供たちが言葉や態度で自分を表現できず、友達と気持ちの交流もできない様子が目に浮かぶようだ。こうした子供たちが幼児期から学童期にかけてテレビゲームにはまっていくと集団での遊びの経験がないだけにコミュニケーション能力は未発達のままとなってしまう可能性が強い。そして、友達との

意見が衝突したり、利害が対立したとき、もはや暴力という形でしか自己表現ができない子供たちとなってしまうのであると述べられております。より多くの大人たちと接触することによって子供たちはおのずと規範意識が備わってくるとも言われています。高齢者の方やこれから迎える団塊世代の方々の貴重な人生経験、体験が地域の教育力として発揮されることは単に子育てに終わることなくそれぞれの健康で生きがいのある生き方につながるものと思われれます。町が行財政改革大綱における集中改革プランの検討項目にも取り上げられておりますが、放課後児童クラブは充実の方向で検討がなされております。教育と福祉、さらには団塊世代の定住というふうな幅広い可能性が期待されるこのような国が進めようとしている放課後子どもプラン事業と現状は相入れるものと確信しておりますが、大変恐縮でございますが、町長の所見をお伺いしたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 放課後児童クラブ利用等につきましては、教育長なりあるいはこの健康福祉課長の方から現状あるいは今後の取り組みについて既にお答えいたしておるところでございますけども、極めて重要な事業であるので町長どのように考えるておるかという重ね

ての御質問でございましたが、先般の教育委員会の講師の先生のお話を踏まえていろいろとお聞かせをいただきました。ついこの間、私も家でテレビを見ておりましたら、子供たちがゲームをやることによって脳がどのように発達段階で変わっていくかというのを映像で写しておりましたが、非常に旧来のような発達がなされないということでショックを受けて見たわけでありますけれども、テレビゲーム等テレビというのはいろんな面で子供たちの将来にわたって大きな影響を及ぼすもんだというふうに感じましたが、ただ、これについては、単に学校教育の中でこれをどうするかということで解決する問題でありませんで、むしろ家庭教育の中であるいはまた社会、地域全般の中で真剣に取り組むべき課題だろうというふうに考えておるわけであります。そういうことがありますけれども、この国もいろいろと施策を進めております。重要事項でありまして、既に答えておりますように、検討してまいらなければいけません。要は財政を伴うわけでありますので、十分その辺を関係者間で協議をして、そして、可能な限り実現に向かって進めたいというふうに思っておりますが、今までの福祉政策あるいはこういう子供の育成政策等国や県が打ち出しようやく末端の市町村がそれに対応していけるような状況になったときに国や県はその制度を打ち

切ってしまうとこういう繰り返しが福祉や教育の面にありますので、そうしたことも十分見極めて我々としては対応をしていかんやいけな
いとこのようにも考えておるわけでありましたが、いずれにいたしまし
ても、子供たちにかかわる大事なことでありますので、真剣に受けとめ
て検討さしていただきたいとこのように考えておるところでございます。
す。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君）最後の質問に入らせていただきます。

旧日原町が星とシルクの里づくりという計画のもとに平成13年4月
22日にオープンをいたしましたシルク染め織り館について御質問を
させていただきたいと思えます。

この事業は2億482万円というような巨費を投じて建設されたよ
うに町の広報を通じて見ておりますが、伝統文化の継承と体験交流施
設として地域振興に大きく寄与されることを当時町民等しく願ってス
タートした事業であると思っております。既に6年余り経過しており
ます。厳しい財政の中で必ずしも費用対効果としてこの当初もくろん
でおった期待が成果としてあらわれていないということで昨今は少々
お荷物扱いというようなことも町の中で聞かれます。このような中で

ことしから指定管理者制度による取り扱いということでこの施設は従来の管理委託から直営施設として位置づけられました。新しい新町津和野の観光資産としてさらに交流定住施設としても積極的な有効活用が期待されるところでございますが、どのようなお考えかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） シルク染め織り館につきましては、これまでの一般質問通り旧日原町におけるシルクの里づくり構想について述べさせていただいております。御承知のように、島根県蚕糸販売農協連合会が事業を撤退する状況にかんがみ、地場産業の振興の象徴として煙突の火を消してはならないという並々ならぬ決意が継承され一連のシルクの里づくり構想が押し進められた経緯があります。工場の解体により構想の幕を閉じるような形跡は確認することができません。この染め織り館につきましては、その後、「鮎とワサビと絹の町」にふさわしい数少ない清流の文化であり、観光面の活用を念頭におきながら継承発展させていくという方針は現在に引き継がれております。この施設の運営と活動の推進につきましては、公的施設の指定管理者制度の導入により本年度より直営によることとしております。さらな

る観光への貢献度と定住促進が図られるよう努めることとしておりまして、観光面での役割につきましては館長の活動を支援することにより効果が期待されます津和野文化の普及であります。既に名刺には津和野つむぎという文字が記され、誘致活動が展開されているところでもあります。

また、これらの創作活動は津和野文化との融合によりその価値が高まるものと期待され、平成20年度におきましては館長の知名度によりまして「第9回日本・紬織物サミット」が当町において開催されることになっております。これらのイベントが誘致されますと全国の手織り物産地の団体や個人はもとより研修修了生の多くが来訪し、津和野町の魅力がいかんなく発揮されるものと信じております。これらの顧客リストを整えることにより今後さらなる発展を目指してまいりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 直営という管理体制が従来の委託管理に比べてどのような効果と言いまししょうか、十二分には私も理解しておりませんが、日原天文台関連施設も今回直営施設として位置づけられております。歴史と文化の町として、また、観光立町津和野の新し

い魅力として安蔵寺山や高津川の自然を背景とした交流事業を進める上からも染め織り館の存在は大変大きなものであろうかと想像いたしております。交流という観点からは今日まで全国から多くの若い研修生が本町に来られ、学ばれています。この人的財産を最大限生かすことが今後のまちづくりに欠くことのできないものと私は強く思っているところであります。旧津和野町が有している国や県、町の指定文化財は49件にも及びます。その中には昨年7月17日に国の名所指定を受け、修復が始まった旧堀氏庭園も含まれております。これらの資産をトータルにとらえ、活用、運用ができるような何か担い手というか組織が必要ではないかなと現在考えておりますが、19年度には廃止が検討されている津和野町開発公社というのもやり方次第によってはこの新たなまちづくりの担い手の一つに上げられるのではないかと考えられます。これからの観光行政を含めた地域振興の観点から大変恐縮でございますが、シルク染め織り館の位置づけ等々について最後に町長の所感をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） シルク染め織り館につきましては、担当課長の方からいろいろとお答え申し上げておりますけれども、重ねての御

質問でございますので、お答えをしたいと思います。御承知のとおり
に旧来のこの会社経営から町直営方式に変えさせていただきました。
お話がありました天文台も同様でございますが、私はこうした施設は
一般の会社が経営して儲けて何ぼと言いますか収益に非常にとらわれ
ているといったようなことではいけないという基本的な考え方を持っ
ているからであります。天文台にしてもこの特にシルク染め織り館こ
れは旧日原町の伝統産業、伝統文化を何とかひとつ守って残していこ
うという思いから創設されたものでありますので、その趣旨は十分に
生かしていかなきゃいけないとこのような思いであるわけございま
す。

したがいまして、先ほどから課長の方で述べておりますように、シル
ク染め織り館につきましては、動きが私は変わってきておるとこのよ
うに思っておりますし、その動きが旧来は会社を通じてということで
ございますけども、現在では直接把握ができるわけでありますので、今
後も十分にひとつその趣旨を生かして産業あるいは伝統文化、観光振
興この面に役立っていくように整えてまいりたいと考えており重ねて
申し上げるようでありますけれども、やはり創設の趣旨を十分理解し
て運営にあたってまいりたいとこのように考えておるところござい

ます。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、15番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序4、12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） それでは、私は3つの質問をしたい
と思います。今回は町の舵取りの基本的なことを聞くものでございま
す。それぞれの具体的なことは次回以降用意いたしますので、今回改め
て町長の決意をお聞かせください。

まず、第1に、共存病院問題です。共存病院を存続してほしいという
要望の署名が1万418人集められました。さらに先日、共存病院のあ
り方を考えるという数百名の住民集会が開かれ、病院の必要性が訴え
られました。町民の必死な思いは町長も肌で感じておられると思いま
す。存続を希望するもう1つの理由ですが、私は共存病院の由来を町民
の方から教えていただいて青原の駅前にその石碑があることを知り早
速インターネットを開いて見ました。そこにはJA全厚連という項目

で J A 厚生事業の沿革、 J A の厚生事業は大正 8 年に島根県鹿足郡青原村で医療事業を運営したのが始まりです。この運動は全国的に広がりこのように書かれております。

現在、日本に存在する厚生病院は 1 2 2、診療所 5 9、その発祥の地であることは津和野町の誇りでもあるとそのように思います。もちろん共存病院を存続させるためには当の病院の責任が第 1 ではありますが、町の立場として共存病院を守る意思があるのかないのか、いま一度ここでしっかり腹を決めての言葉をお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えをさせていただきます。

町は共存病院を守る意思があるかどうか腹を決めることが必要であり、その決意のほどを町長に伺いたいとこのような御質問でございましたが、当然のことながら地域医療を確保するため可能な限り共存病院の維持存続を図ってまいらなければならないとこのようには考えております。かねて申し上げておりますとおり、共存病院の維持存続は地域の住民の皆さんに対する医療サービスの確保を図ると同時に町内では最大の雇用の場でもありますので、この場の確保につながるものでその帰趨は町民の皆さんはもちろんのことでありますけれども、そこに

働く多くの関係の皆さんにとって極めて重大であるわけであります。与える影響は極めて大きいというふうに考えております。したがって、町にとりましては当面の最も大きい課題の一つであるとおのうに考えております。しかしながら、これまたたびたび申し上げておりますように、医療は医師がいないと成り立たないわけであります。現下の厳しい医師不足の状況の中でいかにして必要不可欠な医師を確保することができるのか、そして、経営を安定させていくことができるのか、これが焦眉の課題でありましてその見込み、見通しが立たない限りにおいては軽々にいろいろと申し上げることは非常に難しい実情にありますことを御理解いただきたいとおのうに思っております。

このうな状況を踏まえまして現在、厚生連におかれましては今後の病院のあり方について鋭意検討中でありまして、近くその最終的な方針が打ち出されることになっております。また、町といたしましても、御承知のとおり現在、コンサルタントによりまして専門的な調査を行っており、これまた近くその結果が出てまいりますので、これらを踏まえて議会の御意見も拝聴しながらしかるべき対応を図ってまいりたいとおのうに考えておるところであります。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） ことしを象徴する文字というのがテレビでよく報道されておりますが、ことしは「命」だそうです。命より大切なものはございません。ぜひ来年度の予算の中に命という文字を織り込んでいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、保育所の問題です。津和野町の現在の高校3年生は95人です。小学6年生が74人、5歳児が58人、ゼロ歳児は38人になりました。激減しております。このままでは子供が1人もいなくなるとそういう危険性を含んでおります。こうした状況の中で若い母親に産めよ、増やせよというのは無理なことでございます。そこで児童をふやすには児童を抱える家族を町外から呼び寄せることです。津和野町は子供を育てやすいそういう町だと思われることです。そのためには他の町村に負けない保育所の充実が重要なこととなります。通常の保育内容はもちろんですが、早朝保育、延長保育、一時保育、子育て支援、土日保育そして保育中の急な発熱に対応できる病院とのタイアップなどがございます。こうしたサービスの充実を図るためには職員の待遇をしっかりとしたものにするのが当然必要となってまいります。これからの予算の中にこうした若い母親の心をのせることができないでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、保育につきましてお答え申し上げたいと思います。

保育所につきましては、12月1日現在、認可保育所につきまして町外保育園に在籍する広域入所委託分24名、町外からの委託分4名を含む236名、僻地保育所5名、児童館は町外からの1名を含む8名、計249名の園児が通園いたしております。

また、町の保育業務につきましては、子育て支援を最重要課題として位置づけ、新町における保育料の設定を安い保育料に段階的に統一する方向であります。その他18歳未満の児童を数えて第3子となる3歳未満の園児については所得階層により3分の2から2分の1の保育料を補助する第3子保育料軽減事業も実施しております。さらに在宅児童を一時的に預かる一時保育、放課後に小学生を預かる学童保育の実施、また、青原保育園においては子育て支援センターを併設するなどベテラン保育士による子育ての相談業務の充実など大きな成果を上げているところでございます。

このような状況によりまして町外から入園する例も見られています。保育時間につきましては平日においては朝7時30分から8時30分

まで、夕方5時15分から6時までの開所時間の延長により園児の受け入れを行っているところであります。旧町単位で開所時間の延長による園児の受け入れにつきましては、申請方法、対応が若干異なる部分があるため現在調整中でございます。

御指摘にありましたように、利用しやすい保育園の運用を目指しまして苦情解決に対応する第三者委員会など設けまして実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 昨年益田市との境の青原に県が20%、町が5%の補助を出して定住促進のためのアパートが建ちました。ほとんどが町外に住んでいた家族で6世帯中4世帯が幼い子供を抱えています。子供がふえれば建築が必要というように町の経済にも大いに貢献しておりますので、この保育問題はただ単に子供たちのためだけではないと、町のまちづくりにとっても大いに貢献するんだということを考えていただいてぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

最後に、観光問題を取り上げます。私はかつて観光関連業者ということを経験しておりまして、その後もずっと観光関係の仕事を営んでおりましたので、この問題に非常に興味がありますが、ただこれは大きな

流れというものがありますので、この問題に関してどこから取り上げていっていいかがよくつかめなかったこともあります。少しずつ私なりの考え方を通して観光課と一緒に考えてまいりたいと思います。

昭和51年に新幹線が博多まで開通したとき、小郡を起点に津和野、萩、秋芳洞のルートが小京都というキャッチフレーズによりできました。これは国家的プロジェクトつまり国による大きな仕掛けがありました。しかし、昭和56年ごろを境にして海外旅行ブームに移行し、国鉄の赤字と相まって国はこのルートから次第に手を引き始めたのです。同時に津和野町の観光客も減少してまいりました。観光地が全国的な脚光を浴びるためには仕掛けるという大きな力が要ります。都会の場合は民間の資本がその仕掛ける力になることもできますが、田舎では国や県の力が基本にならないと到底無理な話でございます。そこで、今後は国にかわって島根県といかにタイアップするかです。役場が観光に携わる最大の仕事ではないかと私は考えております。この新しい形に対して津和野町はどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 観光について御質問ございましたの

でお答えを申し上げたいと思います。

ただいま御提言をいただきましたことにつきましては、今後の参考にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。実は平成15年から国、県との事業を導入して地域指定を受けてそうした支援を受けながら進めているわけでございますが、町としての受け入れ体制も含めてこれまでも他の議員さん方にもお答えをしておりますように、いろんな活動をしているわけでございます。少し御提案のあった内容と違う考えもあるかと思えますけれども、現在の取り組み状況について、これまでも他の議員さんの御質問にお答えし、実行例を紹介してまいったわけでございますが、その後について少し述べさせていただきますというふうに思います。

先般、津和野町観光振興協議会においても、津和野が目指す観光のあり方、方向性について少し時間をかけてそれぞれが津和野へ来ていただくにはどうしたらよいのか。津和野を訪れた方々に満足していただくにはどうしたらよいのか。具体策を考えながら実行していこうではないかということで決定をいただいたところでございます。それを受けて商工会観光部会によりましては御提案いただいた津和野城址をボランティアで清掃しようという企画は11月の27日に十数名の方々

の御協力を得て行われたところでございます。また、若い力で構成され、話し合いが持たれている観光について語る会においても、以後外国の方々をお迎えするために英字看板を作成し、店先に置いていこうということで現在その制作中でございます。行政ももちろんでございますが、地域に住む方々の動きは当然ながら町内はもちろん町外へも伝わるわけでありまして。地味ではありますがこうした動きが必ず町の活性化へつながり観光客が津和野に来てよかったとそういう思いを受けていただけるのではないかと考えております。このような取り組みを協議会を中心としながら積み上げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 具体的な内容を課長の方からお聞かせいただきましたが、民間と行政の観光に対する携わり方というのをこれから私も勉強させていただきたいと思っておりますので、また、次のときに一般質問をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、観光というのは光を見るというふうに書きます。光は目標であり方向性でもございます。石見の人、森林太郎としてという名文がありますが、石見の国津和野とそういう大きな目標を立てて

小京都津和野と同時に新しい形、津和野から日原、益田そして世界遺産登録予定の石見銀山へのルートをしっかり組み立てていきたいと思っております。この観光問題は本当に重要な問題であり、重大な事柄をこれから一つ一つ解決していかなければならないと思っておりますので、私も一生懸命に勉強したいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、12番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序5、13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 通告に従いまして今回2点につきまして質問させていただきたいと思うわけでございます。

まず、第1に、津和野地域集落振興という課題を掲げておりますけども、内容的には集落残しのことに関する質問になると思います。人口減と高齢化で全国の最先端を行く島根県でも当町をはじめとして特に石見地域は過疎、高齢化が著しく地域経済を支えてきた公共事業は現、国の財政難により減少し、官依存型の地域経済の衰退が大きく目立つようになってきてまいりました。他地域と比べ当町は民間企業の集積はほとんどない状況であります。そのような要因の中で残念ながら公共事業の減少を補う民間ビジネスが育ってないのが実情ではないかと思われるわけでございます。

全国的に景気は回復していると言われますが、回復がおくれている島根県内の中で当町をはじめとして特に石見地域はまだまだ不況の域に沈んだままでございます。全国で1万3,000ばかりある集落が毎年200から300の集落がなくなっていると言われているわけでございます。当町においてもあと何年かすると集落は維持ができずなくなってしまう集落も出てくるのではないかとと思われるわけでございます。高齢者の方々との話しの中でこのような状態が続くと就労の場も

なく、集落の戸数はどんどん減り、空き家が多くなっていく中、町外に出ている家族の方々が退職後は生まれた故郷である田舎へ帰ることも難しくなってくると言って残念がっておるわけでございます。どうすれば今まで守ってきた田畑守った田舎を残すことができるだろうかと相談を受けることもあるわけでございます。

そこで、まず、地域に誇りを持ち、都会に憧れるだけでなく都市の失ったものを保全し、地域資源を活用した産業等が検討され、今までは村おこし事業として取り組んできたわけでございます。これからは村おこし事業の取り組みだけでなくいかに衰退していく集落の村残しを目指した行政のあり方が問われるのではないのでしょうか。集落の荒廃の進む中山間地域を守るため益田周辺を中心にした就労の場の確保と生活は町内に置き、田舎を守るという思いと、また、この自然を活用し医療問題等掲げながらの生活環境の保全づくりにも行政に保全づくり、また、行政による農業等はじめとした所得補償政策等を導入しながら集落維持に向けて行政は努力する必要があると思うわけでございます。当町といたしまして衰退していくこの中山間地域にある集落の村残しのためにどのような施策をもって今後行政指導されていくのかお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 13番議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。御意見ございましたように、村残しはまさに最重要な課題であります。特に中山間地においては集落が崩壊しては町の存続発展はあり得ないわけでありますから、厳しい状況の中ではありますがあらゆる手段を講じてその荒廃を食いとめてまいらなきゃならないところのように考えておるところであります。幸いに田舎には田舎ならではのよさがあり、特に都会にはない、求めることのできない連帯感があるわけでありますので、これらを最大限に生かしながら御指摘の集落振興を図ってまいりたいこのように考えておるわけであります。

当面の課題あるいは問題点等につきましては、担当課長からお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 津和野地域の集落振興という御質問でございますが、経済構造の変化により農林業が停滞し、結果的に挙家離村など人口減少を招き社会基盤が崩壊するという危機感が募っております。行政の所得補償制度ということですが、我が国の発展過程におきましては米価という生産費所得補償方式により農家の収入は安定し

ていましたが、経済の国際化が現実的なものとなりますと農産物の貿易自由化の論議が巻き起こり、市場原理による価格競争力を急速に失うこととなります。仮に生産農家の保護のための行政措置が講じられますと、非関税障壁としてガット、今ではWTOでございます。ガットへの提訴となることは周知のとおりであり、非常に厳しい状況と言わざるを得ません。また、町の単独施策となりますと他産業との政策調整も起きてまいりますし、厳しい財政状況下におきましては困難を究めるものと思われまます。

ただし、集落の特色と申しましょうか、都市との著しい違いは地域のまつりごとによる連体の輪が保たれていることが上げられます。御承知のように、医療や介護に関しましては保険財政の圧迫を理由として著しいサービスの低下を余儀なくされております。しかしながら、集落には連帯感に支えられた助け合い精神が残されておりますことから、助け合いは給付であるという認識を強めながら悲観的な考え方を脱却し、人生を全うするにはまつりごとを大切にす潤いのある助け合い社会という概念を定着させ長寿社会に希望を見いだす努力を官民一体となつて行うことが大切であるように思います。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 答弁の中に長寿社会に希望を見いだす努力を官民一体となって行うことが大切であるところのような答弁があったわけですが、そのことに対して行政側としては具体的にこういうことも検討しているなどという点がこの答弁にお聞き願いたかったわけですが、残念ながら抽象的な答弁に終わっていることを残念に思うわけですが、やはり先ほど申しましたように、小さな集落はなくなるということに我々町民の方が大変危惧しておるわけですが、行政といたしましても財政が厳しい中ではございますけれども、この集落残しに関することに関しましては、厳しい財政であってもやはり予算化し、地域集落を守っていただきたいと思うわけですが、特に今後いろんなところで空き家が出てくるわけですが、田舎に憧れる方もおると思います。そういう方面にいろんな方の努力を願いながらインターネットも利用して当津和野地区に在住していただく方はいないだろうかというような努力もやっていただきたい。また、いろんな農業も難しいとは重々わかっておるんですけども、やはりこの津和野という中山間地の自然を守ってきたのは観光事業はもちろんでありますけれども、農業もその一環を十二分に今まで背負ってきたわけですが、その点に関しましていろんな分

野で影響があるから難しいというのはわかるわけでございますけども、やはり行政として村おこしのためにどれくらいのことができるかというのを今後具体的な検討に入っていただき、一步でも前進し、集落残しの形が見えることを願いたいと思うわけでございます。就労の場の確保にいたしましても、近隣の益田市また山口県との市町村会等の場を利用し連携をとり、就労は益田でもいい、そのかわり住むのは生まれ故郷である津和野であるといったような連携プレーも必要なのではないかなと思うわけでございます。その点に関しまして答弁書の中には具体的な方策が出てない、そこでもしこういう考えているのだというような点があればお聞かせ願いたいと思うわけです。ぜひとも具体的な案をお示し願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 午前中にもちょっと申し上げましたように、今総合振興計画を立てる段階において検討委員会を重ねておりますが、いわゆる農業、農林業の振興の復活がいかに大切であるかということに問題点が集約されると思います。今までのように経済が国際化する中で国際通貨のいわゆる為替制度——為替制度のことから関しますと近隣諸国の経済成長が著しいこともありまして今までのよう

ないわゆる厳しい環境というこれまでより以上に厳しい状況が生まれてくるということが非常に私ども考えておりません。ですから、いろいろこのような中山間地でございますが、この変化に富んだ地形がもたらす自然条件はあらゆる産物の宝庫であるというような希望を見いだしまして農林業の振興の要となるような個別な対策を考えてまいりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） いろいろ申しましたけども、今都会に出ている我々の同志また先輩、今から出ていく我々の後輩どもが我々の田舎はまだ残っているんだという思いで喜んで田舎に帰っていただけるような施策を希望いたしまして次の質問へ入らせていただきます。

次に、除雪体制でございます。この12月17日にことしの12月の初雪が降り、雪の中での生活が今後強いられてくる季節となつてまいりますわけでございます。毎年大変多い苦情の一件であるわけでございます。ことしの除雪体制についてどのようになっているのかまずお聞かせ願いたいと思うわけでございます。県道をはじめとしてバス路線、また主要な町道路線はいち早くすぐ除雪今まではされているわけでござ

います。私が今回特に質問したいのは、特に小さい利用者の少ない町道に対してでございます。町民は平等であるといった立場において除雪作業をしていただきたい。利用者の多い路線は車両が1台通るだけでもう道がある程度あくわけでございます。残念ながら小さい路線にいたしては歩くことすらできない状態がある。そのような中において利用対象の少ない路線に町民の方々は本道に出るまでがまず大変なんだということであります。高齢者のいる家庭、また、病人のいる家庭におきましてはいつ救急車を呼ばなくてはならない状態になるか、また、いつけがをしなくてはならない状態になるかというのはそういうことが起きる可能性が必至であるわけでございます。そこで、その救急体制がいつでもできるような体制を取るのも行政の一つのサービスの一環であるとこのように思っておるわけでございます。町内一円の除雪を一度にやるのは大変困難だと思うわけでございます。時間的にも大変難しい、どうしても除雪作業がおそくなる集落に対して個人的に業者に重機を持っている方々等へ除雪をお願いしている集落またはその戸数はどのくらいあるのでしょうか。町民は同じ平等サービスを受ける権利があるわけですので、枠の外におる町民に対して同じような除雪体制をしていただきたいと思うわけでございます。昨年度のようにある

地域のもんは2回も3回も除雪した、しかし、小さい路線のものは一度も来なかった路線もあるわけでございます。私は同じ町民として同じ行政のサービスを受けるのが当たり前と思い、同じ光のサービスを注いでいただきたい。除雪の費用もかかるわけでございますけども、やらないのならあっさり全部やらないとか、一度かくところはまだ2回かくところがあったとしてもまだかいてない路線があるのでもう1回待ってくださいよといったような形の温かい行政のサービスをするべきだろうと思うのでございます。それで今後この小さい特に利用者の少ない町道等に関しましての除雪のあり方に対してお聞き願います。

もう1点、この除雪に関しまして合併いたしまして旧日原地区と旧津和野地区があるわけですが、除雪費用の計上等に対しまして統一的な費用計上されているのか。また、統一的な除雪体制をとっているのかその点もお聞きしたいと思うわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 除雪体制等の御質問でございますが、昨年末からことしの初めにかけては全国的に寒波が長期にわたって雪解けを見ず皆様方には大変御迷惑をおかけしたところでございます。今年度につきましては、先般の初雪も思いのほか大したことがな

く今のところ例年になく温かい穏やかな日が続いており安心しているところではあります。本町の除雪体制につきましては、町内建設業者や町民の皆様の御理解と御協力を得ながら県とも協力し合って除雪計画に基づいて行うこととしております。

また、町道の除雪は先ほど議員さんがおっしゃられたように平等性を常に心掛けではおりますが、原則といたしまして県道との兼ね合いを見ながらバス路線、通学路、迂回路のない重要路線等について行っております。除雪を主にお願いする建設業者におきましても、このところ事業の減少から除雪に適した建設機械の保有台数がめっきり減りまして、また、あわせて従業員の数も減ったということから業者だけでは対応がし切れず個人の方からもそういう機械を借り上げてという形で除雪の協力をお願いしております。昨年度のように広範囲が一度に除雪区域になった場合や凍結等、圧雪等の状況になりますと十分な除雪体制がとれず御迷惑をおかけしてきているところでございます。昨年度の状況を踏まえ、先般行いました町の除雪会議におきましても業者の方々、関係する方々に今までに増した機械の保有と迅速丁寧な作業への協力をお願いしてきたところでもございます。

個人所有の機械の借り上げを行った件数の御質問でございますけれ

ども、昨年度は主に小型バックをお持ちの方7人の方に合計164時間の借り上げを行っております。また、小集落等でどうしても配車、業者へのお願いする配車の計画の中で後先になった集落があって御迷惑をおかけしたかと思えますけども、今年度はそういう経過も受けましてできるだけ今どこの辺を除雪しているから今しばらくお待ちいただきたいとか、そういう状況が伝達できるように努力したいというふう考えております。

それから、借り上げ料等の業者への旧町の平等性でございますけども、借り上げ料金については旧日原、津和野問わず平等に単価を一定に機種、機械によってあわせてございます。

それで、あと借り上げをいたします民間の方の地区は主には笹山の方とか、徳次の方とかこういったところで多くの方に御協力をお願いしていただいております。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） ことしは平等な除雪がやっていただけるといふ御答弁でございました。私がかつどのようですけども、費用対効果だけにとらわれず小さい町ほど光を浴びせてほしいと、小さい集落ほど光を浴びせてほしいというのが私の信条でございます。この暖

冬の続くこの地ではございますけども、この冬、いろんな町民から苦情がないような温かい冬であり、除雪作業ができず財政も厳しい中で除雪費用が計上されなくて済んだというような形になることを信じ、また、平等な行政サービスができることを信じ、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 以上で、13番、斎藤和巳君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 続いて、発言順序6、2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） それでは、2番、下森博之でございます。本日は4点ほど質問を通告をさせていただいておりますが、最初の2点につきましては最近私の方で住民の皆様から多少おしかりを伴っていろいろと御意見をいただくということが多いございましてその2点、その件につきましてはまずは質問という形に変えて取り上げをさせていただきます。

まず、最初の1点目でございますけども、最近ちょっとインターネットの接続環境が悪くなってきているのではないかとございまして。重たいという表現だとちょっと抽象的にもなりますが、閲覧をす

るものにとってはダウンロードの時間が以前よりもちょっと長くなっている症状が起きている、あるいは別のプロバイダーで契約をされている方がコンサルネットの方がつくったホームページを見ようとしたときになかなか閲覧ができない状態が続いていたというそういうおしかりも受けているわけでございます。多少閲覧をする時間が長くなるという部分については閲覧者の方にも我慢もしていただかなければならない部分もあろうかとは思いますが、ただやはり商売をしてホームページに立ち上げていらっしゃる方がその接続環境が非常に悪いということになりますと、これはその商売をされている方の死活問題にもなるということでございまして、早急にこれは改善をしていかなければならない問題だろうとそのように思っております。ただ、そうした中で、私自身はこの技術的な部分についてはそんなに詳しい知識を持っているわけではございませんので、恐らく合併をしてこのサンネットユーザーが数がふえているとそういうところに原因があるんじゃないかなという想像ぐらいしか今のところはできないわけでございます。もちろん行政側の方にもそういうおしかり、苦情が入ってるんじゃないかと思いますが、そういったことも含めて現在のこの接続環境の悪いというのはどういうところに原因があるのか、そして、そ

の対処方法としてどういうふうに姿勢をもって臨まれるおつもりであるのかその辺をお聞かせをしていただきたいというふうに思います。

それから、続きまして、同じくインターネット環境でございます。これは直接苦情をいただいているという事例ではありません。ただ、今津和野町サンネットの方で使われているサーバーですね。これCGI機能というものを要していないということでちょっと若干その辺について私は残念なところを持っているということでございます。このCGI機能があればどうなのかということですが、例えば商売をされている方がホームページを立ち上げてらっしゃってお客様がそのホームページを見て注文をしようとしたときに非常に発注のシステムがかなり簡略化できるホームページが立ち上げていけるその利便性というのが非常に高まってくるというもの、メリットがあるということと、それから、これはこれからのホームページ立ち上げる上で非常に注目されるというか有効になっていくだろうというふうに思っておるわけでございますが、コミュニケーション2が非常に持ったホームページが運営ができるということでございます。例えば掲示板とかそういったものを有したホームページが立ち上げられるとそういう可能性があるということになれば、またますますそのホームページが意義が高まって

くる。それは将来的には住民参画型まちづくりの応用ができるシステムだというふうに思っておりまして、ぜひともそういった面からこのCGI機能を持ったウェブサーバーというのはサンネットにも導入されるべきではないのかなというのを思っているわけでございます。

ただ、しかし、最初にも申しましたように、なかなか技術的なところまでは私も踏み込むことがわかりません。そして、また、コストがこのウェブCGI機能を持ったサーバーを導入することによってどのぐらいのものがかかるのかというのもちょっとはかり知れないわけございまして、こういう厳しい財政事情でございますから、議員もただ単にものをつくってくださいというお願いでは絶対いけないというふうに思っておりまして、そういった面からサンネットユーザーのニーズをやはり1回調査をされて、そして、このCGIとのコストとの比較をされて一度導入の可能性について御検討いただけないだろうかというふうに考えておるわけでございます。まずはこのインターネット関連につきまして2点ほど質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 2番議員さんの御質問のお答えをしたいと思います。

いますが、インターネットの接続環境が悪化しているとの御指摘であります。御迷惑をおかけいたしておりますことをまずおわびを申し上げます。上げたいと思っております。

現況等につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） インターネットの接続環境が悪くなったという御質問ですが、まずサンネットにちはらで公開しているホームページが見えなくなる現象について御説明します。

この原因を追求したところ、ネットワーク上に存在する外部DNSサーバーの不具合による影響の可能性が大きいことがわかりました。現在も調査中ではありますが、一部の原因を突きとめ、現在では復旧状態となっています。原因調査まで長い時間を費やしてしまいホームページを公開されているユーザーの皆様にご迷惑をおかけしたことをおわびいたします。今後このような現象があらわれないよう経過を監視中ではありますが、完全復旧まで今しばらく時間を要するかと思いますので、御了承ください。

また、ユーザーがふえることによりネットがつながりにくくなる現

象について御説明します。

現在のサンネットにちはらのインターネットユーザーは638件に及び約6割を超える方が高速の契約となっています。使用料収入はインターネットバックボーンを経費と機器保守料に充てていますが、毎年増量している上位回線のスピードは現在14Mbpsとなっています。インターネットを利用される方が集中する時間帯（8時から12時の間）でございますが、インターネットがつながりにくくなることがあります。ケーブルテレビ事業が完了する本年度末にはインターネットユーザーがさらに増加することから、来年度はさらに容量をふやす計画にしており、アクセス障害が少なくなるよう努力しております。

CGI機能のサービスについて御説明します。

CGIはホームページ上で各種作業、プログラムを起動させる機能を言いますが、サーバーに大きな負荷がかかるため、公開用のインターネットサーバーとは切り離す必要があります。このため、CGI用のサーバーを運用していくためには約150万円の設置費と約5万円の月額保守管理料が必要と言われております。ホームページを公開されるユーザーの中でCGI機能を必要とされる方は数件と推察されますが、サービスに対する使用料を積算した場合、数千円を負担していただく

なくてはならなくなり、他のインターネットサービスプロバイダーがサービスするレンタル機能を活用すれば月額2,000円以下で利用できることからCGI機能をレンタルしてページを作成されることをお勧めしたいと考えています。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 前段の部分については早急に対処もいただけるといふことでどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

後段の部分、CGIの方でございますけれども、基本的にそのコストを考えた中で、他に安い方法があるそちらを利用していただきたいと、その趣旨については理解をしているつもりでございます。ただ、私がちょっと引っかかるのは御回答いただいた中で、CGI機能を必要とされる方が数件と推察という言葉でございまして、確かに言葉じりをとらえるつもりはないんでありますけれども、調査をやっぱりしてほしいという思いがあります。これは本当数件のものならそれは数千円の負担ですからレンタル機能借りた方がいいだろうとそれはわかりますけれども、じゃあ、実際にその数件という数というのが信頼性があるのかどうかということです。実際に本当調査されたデータであるのかどうかも私自身もユーザーでございますが、そういう調査をされたこと

もございませんし、ましてやもし今旧津和野地域の方々に他のプロバイダーを契約されている方でもこのC G I 機能がないばかりにサンネットに切りかえることができないという方がもしかしたらいらっしゃるかも知れない。その辺のところをこういう調査を推察で本当に済まされているんだったらちょっと私としては不本意なところがありますんですけれども、ちょっと不誠実な回答ではないかなというふうに感じるわけでございますが、その辺のところをどういう根拠か教えていただきたい、そのように思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） ここで申し上げておりますのは、投資に見合う使用料をいただけるかどうかということも含めての疑問点でございます。しかし、数件というのは私どもの思い込みでございますが、皆様方の意向を把握しながら費用対効果を十分に勘案しながらできるだけサービス向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 非常にですから、ちょっと言葉が失礼かとも思いますが、いわゆるこういう今のお話というのは行政的対応だというふうに私は思います、はっきりと思います。特にそれはもちろ

ん行政がされているんですから行政的対応なんでしょうけれども、ただ、このプロバイダーそれからサンネットの運営というものについては、やはり民間もプロバイダーとしてやはり存在をしている事実があるということでございまして、それとのやっぱりサービスの比較が幾ら行政が運営されているものであっても伴うものだというふうに思っております。そうしたからには、やはりサンネットもインターネットを運営されている以上はやはり他の民間プロバイダーに負けないぐらいのやはり積極的なサービスの向上を追求をしていくべきだというふうに思います。私はそれが実はきょう言いたくてということもあってわざとこのCGIを持ち出したということもあるわけでございます。このCGIもできれば調査をしていただきたいというふうに思っておりますが、やはりサンネットユーザーがインターネットを今後も利用し続ける上でいかに技術の向上を図っていくのか常に住民側に、ユーザーに問いかけをして、そして、それを利便性の向上に図っていただきたいその姿勢をぜひとも持っていただきたいなど、それができないようであれば、もうサンネットの運営自体をアウトソーシングされた方が私はその方がいいというふうに思っております。実際調査なんていうのは今はサンネットユーザーにはメールで一括ができるわけです

から、そんな事務的な手間も私がかからないのではないかなというふうに思っております。そういうメール対応で常にユーザーの把握をしていく、気持ちを把握していくそういったことを心掛けながら今後もより一層インターネットあるいはケーブルテレビ全体の運営に生かしていただければとそのように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、続いて、次の質問に入らせていただきたいと思います。これもちょっとおしかりを受けていることですが、町民憲章が合併の1周年記念の際に発表がされたわけですが、あわせて町の木や花等も発表されたわけですが、特に町民憲章が非常に町民にとっての心の土台になるものでもありますし、非常に重要な部分だと思っておりますが、広報等でも町が発行されている広報誌等でも掲載をされていないことで一番大事な部分が載らないのはなんでなんだろうかというような意見をたくさんいただいていたわけですが、私もそれは本当なるほどだなと思ったからこそこういうふうな形で取り上げさしていただいたわけですが、インターネット等を自分でも調べて見てもそこにも載ってなかったという思いもありましてこの辺何か特別な理由があるならばお聞かせをい

ただきたいというふうに思いますが、対策等も含めてどういうふうにするおつもりなのかをお聞かせをいただきたい、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 町民憲章につきましては、9月30日に挙行されました新町発足1周年記念式典において発表させていただきましたが、憲章の本文が広報誌で紹介されずに現時点に至っておりますので、新春を待って平成19年の1月号で町民の皆様方にお知らせしたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。当初この憲章につきましては記念式典に間に合わすように町勢要覧の発行をもって間に合わすような計画でございましたが、たまたま諸般の事情でおくれておりますが、いずれ町勢要覧ができましたら全戸配付を行いたいと思っております。

インターネットでの開示は既に行っております。公共施設の掲示でございますが、だれでもよいということではございませんので、いろいろ権威ある方々をお願いしながらできるだけ速やかに掲示を済ませたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） インターネット、ホームページについてはどうも私の見方が悪かったようでございますので、それはおわびしながらその他の方法等でまた今後の対策も十分やっていただけるといふことでございますから、ぜひにもお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきたいと思います。先日、議会の方に対して町の方でつくられております行財政改革大綱をお示しをいただいております。その中を拝見をさせていただきました私も非常にこだわりを持ってやっております住民参画というテーマが盛り込まれて柱の一つとして盛り込まれておりまして大変そのことについては評価をしておるところでございます。その住民参画を具体的に進めていく方法等も示されておりました、その点、何点か例を上げますと、住民自治基本条例あるいは男女共同参画推進条例これを平成19年度に策定をするとそういう目標も設定をされておると、それについてもそれらの条例が上げられたことについては大変に評価をしているところでございます。ただ、これ2つの条例それはその条例の性格上からいってもいかに住民にその住民参画のための意識を持っていただくように啓発を伴いながら進めていかれるということが重要な意義を持つと

いうふうに考えております。そうした中で考えますと、今回行財政改革大綱をつくられる過程においても前回の私のこの一般質問の場でも多少お願いなりの質問もさしていただいたわけですが、やはり行財政改革大綱そのものをつくるにあたって住民側のそういう思いというものもぜひ聞く場をまず設けるところから始めてほしいとお願いもしたつもりでございます。その中でなかなか十分なことがなされてないところには私も今多少不満を感じておるところもありまして、そういう心境の中で今回この住民自治基本条例と男女共同参画推進条例これが掲げられて評価をしながらも本当に今のようやり方で真にその住民のためになるようなこの2つの条例ができ上がるのだろうかということをご心配をするわけでございます。実際他地域のこういった住民自治条例等の策定の実情等をやはり調べて見ますと、これはやはり二セコ町が始まりでございます。それから多くの自治体がもう、はやり物に飛びつくようにこの条例等の策定に取りかかったわけでございます。そして、それらの自治体それぞれ調べて見ますと、せっかくなっても条例を、これが絵に書いた餅に終わってしまっているケースと一方で本当に住民がやる気を持って参画をしてまちづくりをしているそういう応援となるような条例になっている自治体と、ほぼ半分とは

——半分ずつとは言いませんが、大別されてきている。じゃあその「絵に描いたもち」に終わるのか、それとも住民のためになる条例になっていくのかというのは、まさにその条例をつくる策定のプロセスに理由があるということが、大体私の調査ではわかってきました。じゃあどういったプロセスをとるべきなのかということでございますが、これはまさに条例の精神を多くの住民に理解をしていただくために行うものでありまして、まさにこれが住民主導にて進められる必要があると。そうしたためには、周到なやはり準備というものが、準備とそれから時間がこの策定までにはかかるだろうと私自身は思っているわけでございます。

それを考えたときに、今回、行財政改革の行財政改革大綱に盛り込まれたスケジュールでは、平成19年度中の策定、それを思いますと、本当にそのスケジュールというのはどのようなスケジュールなんだろうかと、余りにも早急しないだろうかと、早急に過ぎないだろうかとそのような心配をしてしまうわけでございます。

それを踏まえまして、この平成19年度中、もし仮に、この設定を行政主導でなくて、まさに住民のしっかりと意見を反映した形のものをつくる、そういうことを目指すとした場合に、どのような策定の過程の

スケジュールをイメージされているのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、行財政改革大綱の中の住民自治基本条例、または男女共同参画条例の制定について、質問にお答えします。

自治基本条例は、まちづくりを進めるに当たりまして、町民、議会、町長、役場機構などの役割はどうあるべきかといった自治運営の基本中の基本に関する原理原則を定めるものでありまして、他の条例の上位に立つ条例と言われております。そのことから、言われ方としては「自治体の憲法」と呼ばれることもあるように聞いております。

また、男女共同参画推進条例は、男女の人権が尊重され、性差にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな地域社会の実現と男女共同参画諸施策の推進のために必要な条例であります。

これらの条例は、その性格上、御質問にもありましたように、条例制定の過程が非常に重要であるとされておりまして、安易に行政主導で進めるのではなく、いかに住民の手づくりのものとするかといった点に調べましたところ、先進自治体の大いなる意が注がれていることが

わかっております。

今回の行革大綱の計画中に、これらの条例の平成19年度中制定を記載したことにつきましては、御評価もいただいておりますが、1年間で本当に住民の手による条例づくりができるのかという御懸念も同時にいただいております。先進自治体の手法、手順等を調査研究し、せっかくの条例が「絵に描いたもち」とならないよう、生き生きとしたまちづくりのために有効に機能する条例づくりに努めたいと考えております。その際、できるだけ計画にありますとおり、19年度中の制定を目指したいとは思いますが、まず、時期ありきということではなく、御質問の御指摘を踏まえまして、あくまで過程を大切にしたい条例づくりを工夫したいというふうに最大限の努力を払いたいと思っております。

ここで言う過程を大切にしたい条例づくりのスケジュールのイメージというのを御質問がありましたが、残念ながら、具体的スケジュールは現在持ってはまだありませんが、その中には、研究会や準備会を発足させて、アンケート、インタビュー、または情報公開は大前提にもなろうかと思っております。それからパブリックコメントの公募、それから審議会とそういうふうなあらゆる手法を意識しながら、早急にスケジュール策定をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） よろしくお願ひしたいと思っております。

先進自治体もよく調査しながらということでございますので、その言葉も信じながら期待をしていきたいというふうに思っております。特に、今から進むということは、先進自治体のいいところ取りができるというメリットもあると思いますので、ぜひその辺の研究もしっかりしていただきながら、例えば川崎市というところであれば、大都市の方が逆にこういう条例はつくりやすい雰囲気にあるというふうに私は考えておるんです。そういう雰囲気的にもつくりやすい都市であっても、16回の自治基本条例検討委員会、それから17回の報告書作成委員会をつくられている、それ以外にも全市的な市民フォーラムを開催されて、その上で報告書をつくって条例制定案に持ってきたと。その条例制定案についても、パブリックコメント等を設けながら、本当に市民の意見を傾注するという形にして、最終的に条例制定に至ったという経過でもございます。そういったこともしっかり踏まえていただきながら、ぜひゆっくり時間をかけてでもやっていただきたいというふうに思っ

ております。

また、男女共同参画についてもぜひよろしくお願ひしたいと思っております。また、きょうまあスケジュールは、具体的にはまだこれからだというふうに考えておるといふことでもございました。特に、きょうちょっと一点だけ聞いて帰りたいのは、男女共同参画条例でございますけれども、これは恐らく条例制定とともに、プランの策定も必要になってくるといふふうに思っております。この条例とプランとのスケジュールというのも非常に僕は大事だといふふうに思っております。同時進行で進まれるのか、それともプランがまずあって、それに伴った条例策定に進むのか、あるいは条例策定を先にしてプランを後にされるのか、そこのスケジュールがちょっとわかれば、きょう教えていただきたいとこのように思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 男女参画条例のことについてですけども、行政としてといたしますか、その組織決定としてどちらを先といふことは現在決めてまだありませんが、これは恐縮で——私の個人的な見解で恐縮なんですけど、私個人としましては、計画づくりをやや先行させながら、同時にではありますけど、やや計画づくりの方を先行させて

いきたいなというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） この御回答の中に、住民の意見も聞きながらという言葉が出まして大変安心をしたところでございます。私もどちらかという、プランの方が先ではないかなという思いを持っておりますが、その辺も重々また御検討いただきながら進めていただければというふうに思っております。また、この辺の問題については、機会があれば一般質問に立たせていただきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後でございますが、枠配分方式についてというテーマで掲げさせていただいております。御存じのとおり、先日の夕張市が破綻を発生して、自治体の破産というふうになったわけでございます。それが各マスメディアで取り上げられ、また、破綻の原因等がいろいろと言われてくる中で、同時にその議員、議会議員のやはり責任というものが非常に問われていることを私も痛感しながら感じてきているところでございます。

一方で、今、国の動きていうのは、竹中さんが総務大臣時代から、その自治体の破綻法則の整備というのが検討されてきておりまして、こ

これは何ものを意味するものかという、もう自治体が破産をするのも、もう国もこれは仕方がないというのを思っている。だからそれについて法整備をしていこうという今動きなんだろうと。そんなことを考えますと、ますます自治体の自己責任、経営に対する自己責任の重さ、それに伴って議員も財政のことをもっと詳しくやっていかにかいかなというのを特に日ごろは強く感じているところであります。

そうした中で、この平成18年度、我が町におきましては、この枠配分方式というのを予算の中で、編成の中において導入をされております。これは本当に厳しい財政状況を乗り切る工夫の方法であるわけですが、この枠配分方式というのは、その方法等については、自治体によってさまざまにあるということをございまして、単に歳入減のコストを一律カットで補うということではなくて、その最大の意義というのは事業のスクラップ・アンド・ビルドを促進することにある、それとともに、そのためには必ず検証と評価を行い、次年度の予算策定に反映させることが重要だと言われております。ということをもその枠配分方式を勉強する中で教えていただいたわけでございます。要は、枠配分方式もまた年度の終わりぐらいに、行政内部で行われる行政評価というものを必ず行った上で、それをまた次年度の予算編成の中

に反映をさせていくこと、そこで初めて枠配分方式の意義というのがだんだん高まっていくということの意味しているんだということを感じているところでございます。

そういった中で、議員側としても、その行政側にて行われた行政評価、こういったものが我々議員側にも、枠配分方式について開示がされるならば、それを受けて、我々もその行政側の、執行部側の進もうとしている思いというのをしっかり組むことができて——意図が組むことができ、その理解の中でまさに車の両輪の片方の車輪としての役目がよりできるのではないかと。だから、枠配分方式の検証を議員側もしっかりと把握をしておくことができるならば、その予算、決算、そういったときにもその気持ちというものが反映がしていけるというふうにも思っております、いろんな効果が出てくるのではないかなと。枠配分方式というものをもっともっと議員に町へ開示をしていただいて、我々にも理解をする場を設けていただきたい、そのようなお願いのような質問になってしまっておりますが、ぜひそれをできないだろうかというふうに考えております。この点についていかがお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、お答えをいたします。

平成19年度の予算編成に対する期間的な考え方というふうなものにつきましては、7番議員さんにお答えをしたとおりであります。今後は、各課から提出された予算案をまとめて予算書にするということでもあります。決算につきましても、同様に決算書は作成をいたします。

それから、財政状況を見通した中期財政計画、それから財政危機突破からの行財政改革大綱及び実施計画、過疎地域自立促進市町村計画等、町で作成をしたものは必ず議会に御報告ないし、御提案を申し上げて御審議をいただいております。そういうことで、適宜に情報は開示をしているというふうに考えております。

あと、議員さん、御指摘のように、枠配分方式の中身、それもいろいろあるかというふうに思います。本町が18年、19年と取り入れております枠方式は、本来の枠方式というよりか、要するに財政難を乗り切るための苦肉の策というふうなところでございまして、議員さん、御指摘されたような状況での枠配分ではありません。ピークを超えて何とか主要事業にはそれなりに十分な配分ができる、そういう状況が峠を超えればある程度出てくるんじゃないかというふうに考えておりまして、そういう段階になれば、またそのような枠配分の内容にしてまい

りたいとそういうふうを考えております。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） お答えの中で、私自身、この枠配分方式、県のやり方を意識して質問したものでなかったわけですが、そのちょっと私も県がどういうふうなことを逆にやっているのか、それで私の質問をどうとらえられたのかがちょっとわかりませんが、要は、私はこのスクラップ・アンド・ビルドという言葉を使いましたので、その辺が県と同等の考え方というお考えの中で示された回答なのかをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 基本的に、枠配分をするときに、例えば、同じこういう事業を特に来年度はやるんで、これについてはこれぐらいの枠が要りますよと、事業費が要りますよと、そういうふうなものを集めて一つの枠をこうつくっていくと。それがうまくできたかどうかというのは、また検証するというふうなのをイメージしたものが、本来の枠配分方式ではないかというふうを考えております。県は、そういう何々枠というふうな作り方をしておりますので、そういう意味で県という一つの例を出したということでもあります。

当町の場合は、残念ながら、現行予算の歳出から次年度の歳入を見たときに、どうすりゃそこ辺に抑えられるかというところでございまして、その財政難を超えるまでは、なかなかその政策的なところを十分に反映した枠配分にはなり得ないというところがございまして、そういう意味でのお答えということであります。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） よくわかりました。そうしますと、基本的には、私、枠配分方式の中で、平成18年度、いろいろやり方があるというふうに最初申しましたが、例えば、義務的経費を除いた経常的経費の部分で考えると、それから、投資的経費もどこまで含めたのかとか、そういうその平成18年度のやり方がまず津和野町の場合があって、そのどういうやり方をされたのかちょっとはつきりわかりませんが、その結果を検証された中で、先ほどの7番議員さんが一番最初に御質問された中で、1から7項目、8項目までの具体的な今後の展開方法というのが示されたわけでございますけれども、私としては、思いとしては、その平成18年度の予算にどこまでの経費を含めた中での枠配分方式をとられたのか、それをお示しいただいて、そして今度評価、行政評価をされた中で、この3番、4番、例えば十分な効果が得られな

い事業については廃止をするとか、それから新規継続事業等も新たな発想と創意工夫により経費の削減を図ること、これは大まかにはわかりますけれども、まさにどういう事業がその廃止をするべきものであって、どれがどういうものが新しい創意工夫になるものなのか、それをもっとやはり具体的に枠配分等の関連の中で必ず行政評価がされて、そしてそれを議員に開示をしていただきたいとそういう趣旨の質問であるわけでございます。それができるのかどうかということでございますが。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 今、19年度予算編成に対して枠の計算の基本的なのは、最初申し上げましたように、来年19年度の歳入総額は約63億になるだろうと、そこをまず見込みます。で、そうすると、18年度の9月末段階において、既に70数億というふうな予算状況になっておりまして、それを63億に納めるためにはどうすればいいかということでもあります。それを納めるために具体的にそれじゃ何をというのはなかなか難しいということで、ある程度多少の増減はありますが、率を調整して下げていくと。で、例えば、人件費ならこれぐらいの枠、物件費ならこれぐらいの枠というふうな、そういう形でま

ず総枠を定めて63億になるような形を算出しております。それを19年度に対しても多少の機構改革等あるかもわかりませんが、大きな変動はないということで、一応ことしの場合は、各課に対してこれぐらいの枠でやってくださいという形でそれぞれ示しております。

その中で、その枠に納めるために努力をしていく基本的な考え方が、7番議員さんにお答えしたような基本的な考え方で、もう一度そのいろんな事業なり、中身を見つめ直した中で枠に納めてくださいとそういう話でやっておりますので、そのときに、例えば一つずつの事業がどうであったかとかそういうふうなことは各課に、今現段階においては各課で一応選択をするというふうな状況にしておりますので、ここでまだ当然予算ですから、取りまとめてもおりませんが、明快にお答えをするというのはなかなか難しいかなというふうに思っております、やり方としてはとにかく財政難を乗り切るまでは、要するに入る方が少ないわけですから、どうしてその枠をつないでいくかという予算を組むかとそういうふうなところですので、県の等がやっているような感じの枠組みは、うちの場合はまだなっていないという状況でございます。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） ありがとうございます。ただ、私も
どうとりましたらよいか、私、迷ったところもあるんですけども、た
だもう3回目になりますので質問ができないということもありまして、
要は、今後そういう枠配分を取り入れながら、今後、予算、そしてまた
法にも反映をさせていく過程の中で、できるだけ我々議員も、今まで以
上にその行財政改革にもっと深くかかわっていかねばならないと
いう思いは、思っているということをお示しをさせていただいて、ぜひ
とも信頼をしていただいて、できる限りの情報開示はいただきたいと
いうことをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います
とあります。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。
た。

○議長（後山 幸次君） 以上で、2番、下森博之君の質問を終わります。

.....
○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後2時15分まで
休憩いたします。

午後2時05分休憩
.....

午後2時15分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序7、6番、河田隆資君。河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 河田隆資でございます。通告の4件について、御質問をいたします。

まず最初に、行財政改革大綱についてでございます。

この件につきましては、私、昨年の12月の定例議会におきまして、集中改革プランの作成について質問をしたはずですが、これは、新聞報道によりまして、各町の行財政改革を進める上で、集中改革プランまでをきちっと作りなさいというその新聞報道がありましたために質問をいたしました。そのときのお答えといたしまして、平成18年度中に集中改革プランをつくり上げますというお答えでございました。

また、9月定例議会におきまして、同僚議員さんが質問をなされたときも同じ答えで、本年度中につくり上げるという答え、そして、先月の臨時議会におきまして、行財政改革大綱が中間報告、集中改革プランまではまだいっておりませんが、大体示されたところでありました。

これを細かく読ませていただきますと、本当にこれが遂行されるな

らば、行財政改革スムーズいくなというふうに思われますけれども、先ほどの同僚議員さんが申しましたように、「絵に描いたもち」になってはならないという反面、不安もあります。これを着実に改革に向けて進めるためには、集中改革プランを早く作成し、来年度への推進会議、推進の計画に向けて船出をしないといけないと思っておりますが、この点については、この内容を町民に、その財政側として行政の改革、または財政の改革をどのように推し進めていくのかということ町民に周知徹底する必要があると考えております。その点については、どのようにその周知徹底をされていくおつもりなのか、お伺いをいたします。

次の2点目でございますが、これをずっと読みますと、一つ、1カ所だけ腑に落ちない場所があります。それは議員定数の削減という項が書いてありました。我々議員としても、当然行財政改革には協力をしていかないといけないというのは重々わかっております。そのために、先月も吉賀町におきまして、町村議会事務局の全国のその事務長を呼びまして研修会を開いたところであります。その話の取り組み、皆さんも恐らくいい取り組みのその提案がなされたと思っているはずで

それで、またその席にも町長さんもおいでになられた。そういうふう

に勉強会を進めながら、我々は改革を手をこまねいて見ているわけで

はありません。やってきて今から進めようとしているところではあります。議会の定数とか費用弁償については、報酬については、当然今までもその執行部の報酬の削減、そういうものが打ち出されたときに、議会としても町執行部に協力をしないといけないということで、議員も報酬削減ということをお互い話合って打ち出しております。これは、執行部側から提案されて動くというのは、余りにも情けない話でありまして、少し踏み込み過ぎているのではないかというふうに、私個人的には思っております。それが、打ち出された経緯は、どのような経緯で打ち出されたのか、2点をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 6番議員さんの御質問にお答えしたいと思っておりますが、行財政改革大綱等の計画策定の進捗については、約束したスケジュールにのっとり策定をしたということで評価をいただきまして、大変ありがとうございました。問題は御指摘がございますように、「絵に描いたもち」に終わらないように、これを実行あるものにしてまいらなきゃならないとこのように思っているわけでありまして。

この策定の経過等について御質問がございましたが、これについては、担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願

いたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、まず1点目の町民への周知徹底策ということであります。7番議員さんの御質問のときにも若干お答えを申し上げましたが、再度申し上げたいと思います。

平成18年10月に作成した行財政改革大綱及び実施計画につきましては、今後、効果額を算出をして「集中改革プラン」というものに作成をしていきたいというふうに思っております。それから、今回の大綱及び実施計画に掲げたことが確実に実行していくことができるような体制づくりを検討をしていきたいというふうに考えております。

町民への周知につきましては、できるだけ早い時期に、広報、あるいはホームページ等に掲載をしてまいりたいというふうに考えております。また、今まででも行われておりますが、集落単位、あるいは自治会単位の町政座談会、そういったものがありますので、そういった機会をも利用して周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、第2点目ではありますが、今回の大綱及び実施計画の策定に当たっては、10名の委員さんによって構成をされました行財政改革推進会議に諮問をいたしまして答申を得たものであります。推進会議

の中では、県内の状況把握等の資料を収集されまして、検討された結果、答申の中に「議会議員の定数について検討されたい」との附帯意見をつけられました。

私どもといたしましては、推進会議の意見は、町民の意見であるというふうな気持ちで受けとめさせていただきまして、大綱の原案を修正して追加をしております。内容的には、議会のことでありますので、他の項目とは若干表現を変えさせていただいております。ぜひとも議員の皆さん方の良識で検討をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 1項目目の周知徹底についてであります。この中を見ますと、各その計画年度、18年度までにやります、これは19年度までにやりますというふうに載っております。そこをしっかりとわからせてあげないと、すべてのものがすぐなるというふうに町民の方々は思いますので、その点を重々注意をしてやっていただきたいと思います。と思っております。

2点目でございますが、私はその委員さん、町内の有識者の方2名の方にちょっと話をお伺いしたところ、もう既に最初からあったという

ふうにお2人が言われました。私は、その今執行部が述べたように答申ですから、その町の執行部のその素案が出て、その町民の方から声が出たというのはこれは私は納得できます。ですから、附帯意見としてそのようなことが盛り込まれたのなら、私たちがきちっと受けとめないといけないと思いますが、最初からそれがあって、うんそうだそうだという形で通されたのでは、議会としても全然権威を失墜したと言わざるを得ませんので、その点はどのように、本当にどちらが正しいのか、再度お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） さっき私が答弁したとおりで、当初から盛り込んでいたということはないはずですが、そういうふうな話を聞かれたというのは、ちょっと不思議な感じがしておりますが。

（笑声）

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） まあ質問3回目ですので、執行部を信じてということでおきたいと思いますが、1点ほどこの改革を推進する上において、こう私の支持者のところでお話をしたときにお小言を承りました。議員としておまえは何のために出ているんだと。議員は町

民の味方であるべき、町民が要望することを町執行部に向けてお持ちするのがお前の仕事である。それと同時に、町の執行状況が正しいのかどうかというその二つの仕事がおまえのためにあるんだと。金がないは執行部の問題であるというふうに言われました。そうだなと私も思っております。

よく私たちが町に掛け合いに行くときに、金がないからとか、どうも予算がつかんからとか、この大綱の中にも金が予算がつかないものは、極力その受けるなというふうなニュアンスのものが書き込まれております。じゃあそれかと言って、執行部は全然努力していないかと言いますと、私が見ても、町長、この夏に大病をされまして、1カ月復旧と同時に、まだ体調の不良のその不安も抱えながら東京へ、また県へ、その陳情をお願いに行かれたというのは重々聞いております。けれどもその中に、そのやっぱり執行部側としたら、常に努力をしているという姿勢を職員の中で持っていたきたい。金がないからというのは、余り口に出さずに努力をしているという姿勢を町民の皆さんに見せないと、だんだんその協力も得られなくなるんじゃないかと思っております。この点、町長のお考えを一言でいいですから、よろしくお願いします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 執行部と議会のあり方についての御意見を踏まえての質問でございましたが、私は、若干見解を異にいたしているわけでありまして、議会の皆さん方に直接財政を確保していただきたいということは申し上げませんが、町の財政事情、台所がどうあるべきかと、どうなっているかということは、ともに同じテーブルで承知をしておいていただきたい。そのことが町民の皆さん方に対するいろんな要望にこたえていく最も大事なことであろうと、このように考えているところであります。これは見解の相違というようなものではないとこのように私は思っているわけでございます。

それから、町民の皆さん方にどのように説明をして理解をしていただくかということでございますが、確かにこれは難しいことであることは重々承知をいたしております。そんなことを申し上げては失礼ですけれども、重々、町の台所を承知していただいております議員さんでも、あるいは町の台所事情ちゅうのは十分把握をしているというわけにはいかない面がこれはあると思います。当然のことと言えば当然ですが。そういう中で、町民の皆さん方に、町の本当の台所事情を知れとおっしゃってもこれは難しい話であります。ですので、私どもとしては、あらゆる機会を通じて、本当にこういう状況にあるのですということ

とを申し上げて、そして、承知をしていただく、理解をしていただく、この努力を一層していかなきゃいけないとこのように考えているわけでありまして。本当に厳しくなってきましたので、今からなおなおそのことが必要になってくるというふうにご考慮いただいております。

答えにはならなかったかと思いますが、私の思いを述べさせていただきました。御理解いただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 交付税については、当然、法的に国民1人頭とどのくらいの交付税ですよという算出が決められております。けれども特別交付税というそのちょっとしたさじかげんの部分というのはあるかと思っておりますので、その部分をしっかり引き出していただくように、町長には御努力をお願いをいたしまして、次の質問に入ります。

共存病院の問題でございます。共存病院の存続が経営不振により危ぶまれています。これは、先般の特別委員会におきましても、共存病院より経営状態というものをしっかりと聞かせていただきました。そして、その聞かされた中で、私が町の中にそのいろいろな町民の方の声を聞きますと、近くに入院施設があるということは大変助かる、ゆえに

その介護者を抱えている人が、例えば別のところで子供が入院したりすると、家事の介護を済ませた後、ちょっとその面接に行ける便利さ、それと、あとは老夫婦が1人が入院してしまったというときに、そのタクシーに乗ってとか汽車に乗って益田、山口に行くのはほぼ難しい、そのためには近いところに入院施設が欲しいというのが10人中10人でございます。それともう一つは、救急体制をぜひ整えてほしい、この2点に尽きておりました。

もう先日の共存病院の厚生連のその説明によりますと、抜本的な改革、すべてではございませんけれども、その両病院を一つにして何らかの生き延び策というものをどんどん進めてきているように感じとれました。もし、仮に、その今の町民が深く望んでいる2点が、本当に整えられたとしたら、津和野町としても、その町民の地域医療というものを守るという観点から、補助金という形で出せるかどうかというその質問ではございますけれども、先日のその話では、厚生連、両町へ建てたその建設費の残債が約12億円ある、それがその当然1億5,000万ずつ今から5年ぐらいをかけてその返さないといけないところが一番ピークであるという説明、それがない場合にはじゃあどうかといいますと、まあとんとんだという御説明でありました。

ただ、そのとんとんであるというときよりは、状況は非常に医師のその引き上げで扱わせているところではありますけれども、そこの辺を医師の確保、当然今の入院施設になれば、内科の医師、それとあとは救急体制となりますと、ほとんどそのお年寄りがこけて骨折をしたとか、交通事故で骨折とかそういうふうなのが結構多いわけですから、整形外科のその医師の派遣というふうに二大医師を派遣をした後に、町としては例えば、これは例え話ですけれども、母体であります農協も何らかの当然協力は必要だと思えますけれども、一般的なその商売屋から考えますと、借りかえをするというその手があるわけですね。すると、12億、毎年1億5,000万円返済しないといけないというのなら、それを長くお願いをする、そうすると1年にその5,000万ずつ返せばいいとなると、結構病院側も楽になる。その5,000万円のうちのその幾らかを町として住民のその希望にかなえられるのなら、随時2,000万円でも補助を出すという体制が整えられれば、それをやられる意思があるかどうかをお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 共存病院の問題につきましては、午前中に12番議員さんの御質問にお答えをさせていただいているところでござ

いますけれども、救急医療体制には、病院施設の整備が整ったときにどうするかという御質問でございますので、答弁書は順序しておりますけれども、ちょっとこれを置きまして御質問のお答えをしたいと思っておりますが、基本的な考え方としては、午前中12番議員さんにお話ししましたように、現時点で経営母体である厚生連さんが、より具体的にどういうふうに今後していくかというこのまだ方針を示しておられませんので、まずはこれを受けてからということが一点。

それから、もう一点は、町が直接専門的に調査をお願いしておりますコンサルの調査結果がまだ出ていないということでもありますので、これらをまず見ていかなきゃいけないのと、もう一つは、ああして議会でも特別委員会が設置をされまして、慎重御審議を進めてまいりました。その審査の結果をまだ私どもは承知をする機会がないわけでもありますので、それもお聞かせをいただいた上で、もろもろのことを判断をしてみらなきゃならないとこのように考えておりますが、そういう状況の中で、御意見がございましたように、私ども今日まで厚生連に対して資金の借りかえをなさいと、借りかえをして償還期限を延長なさいと、そうすると単年度の負担が楽になってくるので、そのうちには医師確保の問題も現在よりは楽になってくるかもしれないし、そうする

と、経営も安定してくるかもしれないということを申し上げているんですが、それについてもまだ何の答是的な答えも出ておりません。ですが、これを私は絶対に必要なことだというふうに考えているわけでありませぬ。

それから、JAさんの支援協力についても御意見がございましたが、私も全く同感でございます。どういう形で支援ができるかということ、は、JAさん自身のお考えでありますけれども、その少なくとも今までの私ども厚生連のいろんな会議の中でも、こうお話を聞く中で、余りこうJAさんとして積極的な、そういうこの病院存続の問題に対する御意見を聞くことができないわけでありませぬけれども、私は少なくとも農協法に基づいて設置をされている厚生連であるわけでありませぬ、法的には私どもも準会員ということで参画をしておりますけれども、何ら法的な権限も資格もないわけでありませぬから、それがもうJAさんでないと持てないということは、法律の上で明確になっているわけでありませぬ。それ等を考えますと、私ども単に病院の経営ということだけを考えれば、町よりも私はJAさんの方の責任の思いと申しますか、この考えの重要性と申しますか、私は重たいとこのように考えております。

私どもは、単なる経営ということではなくして、病院の問題を考えると、地域の町民の皆さんの医療をいかに確保していくかということで取り組むわけでありますので、そういう面から言うと、若干いかなものかなという気がいたしておるわけでありますが、これも厚生連から今後の具体的な問題が出たときに、あるいはJ AさんはJ Aさんとしての対応が出てくるかもしれませんので、この時点でこれ以上のことは申し上げることはかえって失礼になるかというふうに思いますけれども、現時点ではそのように考えております。

財政支援、今までのこのいろんな経過の中では、どういうふうな形をとるにしても、当面、どこかに財政支援を求めなければやっていけないというものが論議をされているわけでありますね。私どもはそのこともわからんことはないけれども、もし財政支援が要るとしても、ぎりぎりまで検討に検討を重ねて、いよいよこれだけは何とかしないと、どういう形であれ病院が存続をさせていくということができないのかというものを示してもらわないと、検討をするというわけにはいかないとこのように思っているわけであります。

例えばの話でありますけれども、安易にという言葉はどうかと思えますけれども、今までのこの資料とか話の中では、厚生連の会員の皆さま

んも、例えば1億5,000万、財政支援がないとやっていけないとかいう話があるんですけども、1億5,000万という金が、今の町の財政の中でそう簡単に捻出されるものではないわけでありまして、これは御承知のとおりでありまして、例えばでありますけれども、18年度のこの当初予算の御審議をいただいたときの資料で御承知かと思えますけれども、町内の農林業関係、商工業関係、こういう方々に対しての町の単独、助成的なものが大体1億なんですね。

そういうことを考えると、仮にどこかで今捻出——午前中から大変厳しいことを訴えておりますけれども、その状況の中で一応経費を捻出すると、簡単に言えばそういうものをゼロにして生み出すしか手がない、そういう状況にあるわけでありまして。したがって、くどいようでありますけれども、私どもは本当にもうぎりぎりまで一つ身を削ってほしいと。その上でひとつ真剣に考えさせていただきたいという現時点では気持ちであるわけです。御理解いただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。ぎりぎりの線が出たら話に乗るというお答えでした。聞く耳はないというお答えではなかったもので、一つは安心をいたしました。

次に除雪についての質問に入ります。

まず1点目は、全町の全町域の除雪体制というのは、この冬、どのように業者と話し合われて策定されたのかというのが、第一点。それと、年末年始の旧津和野地域の除雪はどのようにするのか。3点目が、年始の年初めの道路情報ですね、除雪情報等を津和野へ来られる観光客の方にどのようにして知らせるかというその3点をお伺いするわけですが、特にも、特にその1番の全域の除雪体制という問題につきましては、先ほどの同僚議員さんの中にもありました笹山、及びその名賀地区においてのボランティアといいますが、その方をお願いをして除雪をしていただいているということでしたが、どの地域にだれとだれとだれがいるのかというちゃんとしたものが、町民に知らされているのかどうかということと、その除雪に携わっている方二人に私も話をお伺いしたところ、地域の方々がそのいかにも町から委託を受けているから、何十万ももらってええことをしているんだというふうなその見られ方をしていると、本当にそのボランティア的にその燃料費だけで動いておられる、そのための皆さんも一緒になってこうやってくれるといんだけど、その人がついその機械を持っているがために、あるいは町からそういうふうに行われているんだと、しかもその保険も入って

いるかどうかわからないというふうなやられている方のその苦情も聞きました。そういう点を踏まえて、どのような対処をしているのかということをお伺いをいたします。

それと、年末年始の旧津和野地域の除雪でございますが、これは昨年の年末からことしの年初めにかけてその雪が降りました。二度ばかり降りまして、まあ津和野で雪が降ったということになりますと、津和野の初詣に来られるお客様は、まあ大体1月中に30万人ぐらい来られるわけですから、その経済効果が大であります。そのために、その津和野へ来るまでのルートの間は雪の心配はありませんよ。また津和野も大丈夫ですよということをお知らせの必要があると思っております。

単純に、私が考えるのは、そのよくラジオで聞くのが、道路交通情報というふうに、これは恐らく停滞のその交差点が、どこが何メートルというふうなだけなのか、それとも途中のその道路状態、積雪状態は大丈夫ですというのを知らせるのは私もわかりませんが、そういうところへこちらからお願いをして、津和野方面、積雪はありません、大丈夫ですということを情報をもたらせて入れていただくことが、可能なかどうかということをお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 除雪についての御質問でございます。お答えをしたいと思います。本町の除雪体制につきましては、先ほど13番議員さんの御質問にお答えいたしましたとおりでございます。国道9号並びに県管理道路につきましては、それぞれが除雪計画を立てて対応をしているところでございます。

津和野土木事務所管内の除雪会議というのが毎年行われておりますが、ことしも先般行われまして、国、県が所有する機械の相互利用等の連携を蜜にして、効率的な対応が図れるよう協議したところでございます。

年末年始の除雪につきましては、町道では森野坂線を特別除雪路線といたしまして、体制を図っているところでございます。また、県も関係路線の除雪には特別配慮をしているようでありますし、県道萩津和野線の国道9号から錦橋の急坂区間を融雪工事をしております。これは、数年にわたる継続事業でございます。今年度一部実用化がされると聞いております。

連担地の除雪につきましては、どうしても沿線住民の方々の御協力を仰がなければなりませんので、また御苦勞をおかけいたしますが、その節はよろしくお願ひしたいと思っております。

年始は、遠方からも稲成神社への初詣に多くの方がお見えになりますが、天気や道路状況、特に雪があるかないか大きく左右するところがあります。現在、一般に公開されています道路情報といたしましては、インターネットや携帯でも検索ができるものとして「島根県冬期道路情報」がございます。これは定点設置カメラにより、萩津和野線の9号線分岐付近や、高峯、県境付近、津和野田万川線の中川、ここは今整備中といたしまして、しばらくすると稼動するようでございますが、それから国道187号線の六日市インター付近の映像や気温、積雪状況、こういったものが開示されております。

また、国土交通省の「ゆきなみネット」というのを検索いたしますと、国道9号や181号など、広範囲にセットされましたカメラ映像、これは静止画像ではございますが、リアルタイムに見ることができるシステムがあるようであります。

この情報を津和野町のホームページにリンクすることも可能ではないかと思われませんが、問題はこういった情報があることをいかにして皆様方に紹介するかということであろうかと思われれます。島根県の方では、このPRポスター等を作成し、広く道の駅や町に配ったりして呼びかけているようでもあります。本町といたしましても、こういった情

報がどこで見られるのかといったことを幅広く御利用いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、除雪の一般の方々への依頼の件でございますけれども、昨年7人の方をお願いをいたしましたけれども、議員の御指摘のように、ボランティア的な形で御参画をいただいているところでございます。全くのボランティアというふうなことで、幾分かのその似合うだけの借り上げ料はお支払いをしているところでございますが、危険な作業が伴うところでありますし、町の除雪にとって、今時点ではかけがえのない体制の部分だと認識しているところでございます。

町内の業者ではなくて、一般の方でまだ調べたところ、また多くの方が保有されていることが——保有される方がいらっしゃるようでございますので、状況を昨年以上の雪の状況等になりますと、またこういった方にもお願いをするということにもなろうかと思いますが、今、町内業者、あるいは町の保有する機械だけでは体制がとれない状況におきましては、こういった方々、あるいは住民の方々のお力がなきしには、除雪は皆さん方の要望にこたえるだけの体制ができないというのが現状でございます。

以上、お答えでございます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。少し掘り下げて御質問をいたしますけれども、旧津和野町の除雪であります橋北地区、駅から稲成神社へ年始には随分な方が行き来をされる。そして、昨年あったのが、まあ殿町及び大橋の上の雪は、住民の方々と業者さんのボランティアによって除雪をした経緯があります。

そして、駅通りにおきましては、除雪溝がないがために、どうしてもその歩道にそのためてしまうと。それが昨年はその速やかな行政の動きによって、お正月までには撤去をされましたけども、残りのその高岡通りとか、その本町通りについては、各商店街がありますので、そのその惨状をよく聞くということ、先ほどもその同僚議員さんが、町へ出てみてくださいと、そうすれば、私も何遍も言いましたよね、そこへ出て行ってお知恵を借りれば、座っている以上にいい知恵が出ますと。例えば、その高岡通りの今の安野光雅館から、その津野さんですか、そこまでその歩道に溝ぶたがあります。2枚の溝ぶたですけども、それはもう長さが1メートル30ぐらいですね。それを1人で抱えるとなると大方30キロぐらいあるんじゃないと思うんです。それを昨年見たのが、男の方が2人で両サイドにいてフックで横にずらせる、2人男手

がないと溝ぶたすらあけられないと。それが簡単にあければ、住民のその協力は得られるんだけども。

だから、今その言われるその住民の協力が要ります要りますと言いましても、その住民の協力が得られる体制をつくるのは行政がつくらないとつまりませんので、それとあとは、駅通りにしましても、歩道を確保したいというその住民の皆さんの希望がある。そうすると、そこを除雪として、あそこは除雪溝がないわけですから、どこかに持ち逃げしないといけない。そのときに、車両に乗せたり、車両部分に皆さんでスコップを持ってかき出しましょうというのは、商店会長さんのところ、私が行くと、皆さんがこういうふうなその町がやってくれるのなら、皆さん協力できますかとお伺いすると、できるということですよ。そうだったら、そのそこへ行ってきちっと話をさせていただきたいというのが私の考えであります。そうすれば、昨年あったのが、その町道ですからという形で、その駅のロータリーは全然かいてなかったと、そうすると、駅から降りられたお客さんは、まあ20メートルぐらいは雪の中をばすばすと歩いて濡れて行ってたと。だから、そういうところも含めていいお知恵を皆さんとともに出し合ったらいいんじゃないかと思いますが、その点について、お考えをお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） この冬か昨年かの冬につきましては、今まで以上の雪ということで、大変御迷惑をかけたということで、おわびを再三申し上げているところでありますし、また、昨年の12月、あるいは3月議会等でもいろいろ議員さん、皆様方からそういう御指摘やらお知恵も授かったところでございます。

今、融雪工事、水を流すところのフックの配付とか、それから、ふたの調整、いわゆる軽量化と申しますか分轄と、こういったものは、今業者の方に手配して体制を整えつつあります。すべてのふたが共同的、あるいは機能的にすべてを軽量化ということには図れるとは思いませんけれども、できる限りについて、そのように対応を今業者の方に依頼しているところでございます。

それから、今、議員さんからいただきました、またそういったお知恵につきましても、今後、肝に銘じまして、住民の方とお話し合いをしながら、体制を努力してまいりたいというふうに考えますし、車両の配置につきましても、今、町の保有ダンプ等もありますし、業者さんの方からの調達も合わせまして、できる限りの対応はしてまいりたいと思いますので、住民の方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。住民の方と一人一人というのはなかなか難しいと思われまますので、橋北地域につきまして、主要道路は一応その商店会という組織があります。商工会の中に商店会長会というのがありますので、会長だけをお呼びして、その除雪体制について、いろんな意見を伺うというのも一つの手だと思っております。ぜひ実行をしていただきたいと思います。

そして、先ほどのその除雪溝のふたの件ですが、恐らく軽いものにといいましても、かなり大きなそのものですので、それを3分轄ぐらいにして、まあ3分轄にすれば捨てが両サイドにありまして、真ん中にこう受け皿がこうありませんので、落ちてしまいますから、そこにその溶接をして、その棚を3分轄にすれば2つつくるようになると思いますが、その15枚のうちのその何枚かをきちっとやれば、住民の皆さんの協力を促すことができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いをいたします。

次に、包括支援センターについて、お伺いをいたします。

これは、要支援1、2の方々が特にその介護の必要に迫られるのを少しでも長く持たせましようという、いろんな支援事業があると思いま

すが、現段階ではどのような取り組みをしておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、お尋ねの地域包括支援センターの計画事業等を御紹介しながら御回答をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、特定高齢者把握事業というのがございまして、この把握事業につきましては、全町的な事業展開を行う上で、既に健康診査を受けた方、及び介護保険の認定者を除いた65歳以上の方を対象といたしまして、生活状況のアンケートを行い、1月末までに回答をいただくことになっておりますが、この健康情報を把握いたしまして、この結果を参考に町民のニーズに沿った介護予防事業の取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

特定高齢者施策のまず最初に、通所型介護予防事業でございますが、これは運動器の機能向上プログラムということであります。それから2番目といたしまして、訪問型の介護予防事業、栄養改善プログラムについて行ってまいります。

まず、最初に申しあげました通所型の介護予防事業につきましては、

事業は委託をして行う予定にしております。それから訪問型の介護予防事業につきましては、直営で行う予定といたしております。

まず最初の、通所型の介護予防事業でございますが、運動器の機能が低下している高齢者の方々を対象に機能向上のための運動を行います。これは、状況のアンケートの健康情報を把握いたした後に、1月から事業開始を予定するものであります。

訪問型の介護予防事業につきましては、近年問題となっておりますけれども、低栄養状態の恐れのある高齢者の皆さんに対しまして、管理栄養士によるアセスメントを行いまして、栄養改善のための計画作成等を行います。これも1月から事業をスタートする予定であります。

それから、一般高齢者施策事業でございますが、これにつきましては、健診報告会ということで現在行っております。基本健康診査を受けられました方を対象に健診結果の状況を説明をしております。保健指導、地域包括支援センターの役割等についても御説明を申し上げているところであります。管理栄養士を講師といたしまして、集団指導と栄養士、保健師による個別指導を実施いたしております。健診結果を踏まえまして、日常の生活習慣を見直して改善をしていきたいというふうに思っているところでございます。これまでの参加者につきましては、12

会場で156人でありました。

それから、脳卒中再発予防教室を開催いたしております。脳卒中を発症された方を対象といたしまして、再発予防を目的に実施し、つわの福祉会の在宅介護支援センターに委託いたしております。生活リハを兼ねた集い、これをかけはしの会と呼んでおりますが、これを毎月1回実施しております。参加者は再発の不安も抱えながらも、社会参加への意欲も高く持っておられるところであります。延べ人数は64人の実人数は17名でございます。

それから、転倒予防教室でございますが、介護予防の観点から、対象者は基本健診受診者で生活機能の低下がうたわれる方を対象に、2地区、津和野、日原地区でございますが、週1回開催予定でございます。これも1月に事業スタートする予定でございます。

次に、健康講座でございますが、対象につきましては一般町民で、介護予防や健康づくりに関心のある方、講座は4回シリーズで2地区、津和野、日原地区において開催予定でございます。これにつきましても、1月事業スタートになってございます。

次に、高齢者食生活改善事業でございますが、高齢期の食生活の現状と、低栄養の予防につきまして理解を深める内容でございます。町内

8会場で開催予定でございます。これもアンケートの状況を見ながら1月事業をスタートさせてまいりたいというふうに思っております。

それから、任意事業でございますが、認知症高齢者の介護者の会ということでございます。11月に益田保健所との共催で、これも2地区でございます。津和野、日原地区にて開催をいたしております。認知症の理解を深めまして、かかわり方について意見交換を行ったところでございます。3月に第2回を予定をし、介護サービスを利用しながら、在宅で認知症の方を支えるためには、やはり家族や事業所のみならず、やはり地域の力が大きな支えでありまして、啓発活動の見直し等を図っていきたいと考えております。これにつきましても、参加者は介護者20人、関係機関が15名でございました。これも町内の事業所、あるいは町内からの雇われの看護師さん等の御協力をいただきながら、支援事業の評価を評価が上がりますよう、努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。2点ほどお伺い——3点ほどお伺いをいたします。

今のその65歳以上の方を対象ということでございましたが、65

歳以上の方——介護保険認定者を除いた65歳以上の方というのは何%ぐらいいらっしゃるのか、把握されていたらお知らせを願いたいということと、もう一点は、この転倒予防教室のところで、受診者の中で生活機能の低下が疑われる人というのは、どういうふうな症状の方を差すのかということ。

それと、これは私、ホームページでも調べましたら、問題点が徐々にこういういろいろありまして、特定高齢者に該当するような人はとても少なく、事業がなかなか成り立たないと。定員を満たないままその始まっているところがあちらこちらにあるわけですね。そうすると、そういう場合にどういうふうに対処しているかということ、認定審査会で認定されなかったその元気な人も一緒に巻き込んで、いろんなものを活動しているというふうな報告があちこちに見られますけれども、例えば今のその委託先ですね、委託先が恐らく社協かどっかのそういうところになるんだろうと思いますが、その委託先でも、そういうふうな線引きをするのか、それともそういう方々も含めて一緒に活動されてもいいですよというふうにされるのか、その点をお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） まず、65歳以上のいわゆる介護保

険認定者を除き、健康診断を受けない方のパーセンテージということ
でございますが、現在、第1号被保険者の皆さんは3,719名となっ
ておりますが、ちょっと今正確に数字をちょっと、最終的な数字がまだ
調査上出ておりませんので、若干数値をあいまいなことを申し上げて
もいけません、一応現在、1月末を最終的な数字の集計ということで、
ただいま作業をしておりますので、大変確実な数字を申し上げられま
せんで申しわけないんですが、その中の対象者ということございま
す。

基本的に、考え方といたしましては、健康診査を受けられる方につい
ては、まだ端的に言えば、健診を受けられるのでいいと、その状況が把
握できるということでございますが、まず、その健診も受けられない方
について、拾い出していうちゃあおかしいですが、確認の作業をしてい
くということで、現在、民生委員さんを中心に、生活アンケートという
形をお願いをしている——もう既に始まっているところもございま
すけれども、まだのところもございまして、逐次進めているところござ
います。大変数値を申し上げられなくて申しわけありませんが。

それから、特定高齢者の人数の今後の保健指導への数の問題等、状況
によっては少ないというふうなところが散見されるようでございます

が、現在のところ、今の実績の部分で御報告申し上げましたとおり、私どもといたしましては、人数的にはそういう感じではないというふうに受けとめております。ただ、これも3カ月に1回の評価がございますので、その評価が上がり改善ができるようなメニュー化、あるいは参加をいただかないと、これも若干効果が薄くなっていくというふうに感じられますので、その点につきましては、十分な評価が上がりますことを念頭に行ってまいりたいというふうに考えております。現在のところ、人数が集まらないので困るというふうな形ではないように考えております。

済みません。生活機能の低下が疑われる人ということでございます。これは、転倒予防教室でございますので、非常に歩行について若干困難な面があるとか、以前に転倒されて入院であるとか、そういう形があった方を転倒予防の教室にさせていただきまして、そういった視点から転倒予防を防止する方法でありますとか、したときの状況の把握でありますとか、そういったことを行う事業で——事業ていいですか、教室でございます。

転倒予防という観点からすれば、高齢者は少なからず、そういった機能が低下するというところで、可能性があるわけでございますので、これ

については、かなりの皆さん、可能性といいますか、対象が多いんじゃないかというふうに考えておりますが、そうしたことが中心の教室でございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 最後の点ですが、基本健診受診者の中で、そういうふうに生活機能が低下が疑われると、よくなるということは、まずお年寄りですから考えられないから、それは疑われるのは全員じゃないかなと。わざわざ何でここにそういうふうに明記してあるのかなというふうに思いまして質問をいたしました。これは、今、課長がさっき言われたような、もう疑わしきものは大体そういうふうに進んでいくので、全体をその対象と見なしていいという御答弁でよろしいということですね。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） これは、議員さん、おっしゃりますとおり、予防教室でございますので、それはもう参加につきましては、極力多くの方に認識していただくことが重要であると考えております。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。行財政改革は、スムーズにいけますことを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、6番、河田隆資君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 続いて、発言順序8、16番、村上英喜君。16番。

○議員（16番 村上 英喜君） 通告の件につきまして、質問をさせていただきます。

最初に、道路特定財源についてお聞きいたします。

国政の方は、安倍新体制がスタートしているところでありますが、安倍総理は、改革をもとに、道路特定財源を一般財源化にするとして、国会ではいろいろ議論され、その後一部改正が決まったところですが、道路特定財源が削減されると、地方にとっては道路の整備が遅れ、またその上に道路建設計画などがカットされる恐れがあります。これが一般財源化しますと、地方と土地の格差がますます差が広がってまいります。

先日、益田におきまして、島根県民総決起大会が、山陰自動車道建設

早期促進県民決起大会がありました。私も参加をしました。その折、地元の国会議員であります3人の方があいさつをされておりました。

特定財源が一般化、財源化されるとますます地方の格差が広がるということで、各先生方は強く反対をしていくというようなごあいさつがその中でもありました。地方政治を預かる町長として、この問題をどうとらえているのか、真意をお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 15番議員さんの御質問にお答えしたいと思っておりますが、御承知のとおり、道路特定財源の見直しにつきましては、去る8日に、政府与党の合意がなりまして、閣議決定がなされたところであります。

その内容は、御承知かと思えますけれども、道路財源について、一般財源化を前提としながらも、その大半を占める揮発油税の全額一般財源化は見送って、そして、道路歳出を上回る減収に限定をして、平成20年の通常国会で関連法案を改正するとしたものであります。同時に「真に必要な道路」についての中期整備計画を、平成19年中に作成するという事も決定をされたところであります。

この閣議決定では、揮発油税などの本来より重い税率、いわゆる暫定

税率は、当面、据え置くこととされておりますが、この見直しを巡っては、安倍首相や塩崎官房長官が、揮発油税を含めて見直しの対象とすると明言をしておられます。早い時点での制度改正の可能性はなお否定できない、そういう状況にあるわけであります。

また、道路財源に余剰があるとの考えがありますが、私どもには、そのような実感はなく、仮に余剰があるとするなら税率を引き下げるべきであり、このような考え方を容認するわけにはまいらないわけであります。

先般、東京で開催されました道路特定財源の一般財源化に反対をし、道路整備の促進を求める全国大会の席上におきましても、国会議員の先生方をはじめ、各地方自治体の関係者などから、これらについて強い意見が出されたところであります。特に、来賓として出席されておりました冬柴国土交通大臣があいさつの中で、「一般財源化を図るべきではない」と、「仮に余剰があるとするれば、税率を引き下げるべきであり、それなくして国民の理解は得られない」とこのように申されたことは、私どもにとっては、大変心強く、また印象的であったわけであります。

ともあれ、当面、揮発油税の全額一般財源化は見送りとなり、しかも、来年度中に、道路整備中期計画を策定するなどの地方の主張がある程

度通ったことは、火種を抱えながらも、まずは運動の成果であったところのように受けとめているところであります。「必要な道路はつくる」と安倍首相の言葉にございますので、その言葉に期待をいたしまして、私どもとしましては、引き続き道路整備の促進について運動を強めてまいらなければならないとこのように考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） この道路財源につきましては、今後どうなるか、これからが問題になってくる大きな問題ではないかというように考えます。我々地方議員としても、この問題については見守っていかなければならないというように考えております。

次に、質問に入ります。次に農政問題について伺います。

最初に、平成19年度から始まる農地・水・農村環境保全向上対策支援事業は、以前からある中山間地域直接払い等の事業に似た事業であります。この事業については、同僚議員が9月の一般質問において質問をいたしました。その後、この新事業に取り組む集落はどのくらいいるのか、また、今後、この新事業について推進をどう考えるかを伺います。

また、2点目に、益田市では、昨年、益田市担い手支援センターを立

ち上げ、農業振興に対応しています。津和野町では普及所が撤退し、また、昨年では、益田にありました農林事務所等も浜田と合同になり浜田の方へ移転しました。そういったことが、農家にとって大変な打撃になっております。

そのような問題点を解決するためにも、今後の農業振興を図るためにも、益田のような担い手支援センターを立ち上げ、関係機関が連携し、今後の農業振興に対処すべきと考えますが、町として新たな対策を考えているのか、お聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、議員の農政問題についての質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、御質問のありました「農地・水・環境保全向上対策支援事業」でございますけれども、これは議員さんも申されましたように、9月で御質問もいただきました。内容的には非農家を含む組織での資源保全のための共同活動と、環境に配慮した先進的な営農活動を行う組織や、農業者個人に対して支援します地域振興政策ということであります。

事業の内容としましては、現在、自治会等で取り組んでおられる用排

水施設や農道、それからため池等の点検や修繕、それから定期的な草刈りや泥上げ、自然景観保全活動等を実施、継続するということで支援を受けることができるものであります。そういったものでありますので、各集落の関心も非常に高く、9月3日に全町一斉の説明会をいたしました。集落の代表者の方々でございましたので、もっと詳しくというようなことで個別に集落からの説明会要望等も多くあったところでございます。県への報告期限の関係で、10月の25日を期限として一応要望を取りまとめたところでございます。現在51地区ということでその意思表示があったところでございます。

今後の予定といたしましては、現在、この島根県土地改良事業団体連合会において、国が示しました協定項目を県内の実情にあった協定項目への見直しを行っております。その確定が示されるのが1月の中旬というふうになっておりますので、その後どうしてもなろうかと思っておりますけれども、今、意思表示をしていただきました地区、それから、まだ現在までに意思表示がされていない集落もございますので、もう一回その辺を確認しながら、各地区の協定項目を確認をしながら、3月の末までには協定書の締結ということを行ってまいりたいと思っております。

それから、2点目の「担い手支援センター」の関係でございますけれども、これは、新規農業者や認定農業者の確保、それから集落営農の組織確保を目的といたしまして、行政とJAの専任職員をワンフロア化
する中で、効率的で質の高い担い手育成への迅速な対応を目指すものでございまして、益田市においては、いち早く平成17年の4月1日から設置されまして、一定の成果が出ているところであります。

これは、県の計画におきまして、この管内で、益田市と、それから鹿足郡にそれぞれ1組織の設置というのを計画しておりまして、本町もこの県の指導に従いまして、昨年12月、それから今年の2月に吉賀町と県も交えて協議をしたところでございますけれども、やはりこれまでの農業政策の相違がそれぞれございます。それから合併した直後であるというようなことで、なかなか2町間の1組織の設置というのは、現実的ではないということで、協議の結果、不可能という判断に至ったところでございます。それで、それぞれの町で体制づくりを検討していこうというところで分かれたところでございました。

そういった状況の中で、県もそれであきらめたというか、いろいろ声かけはしてきたところでございますけれども、当町としても、来年度からの農業の政策転換を考えますと、早急に設置に向けた体制づくりを

進めるべきだと考えまして、事務スペースを確保しながら、J Aへの働きかけもしてきたところでありましたけれども、なかなかJ Aも必要性は理解しておりながら、専任での人的配置までは難しい状況ということで、そのまま現在に至ったところであります。

しかしながら、町としても、そのままというわけにはまいりませんし、幸いと申しますか、各水田協議会の取り組みをバックアップするための町を事務局とした、県、J A、石西地区農業共済組合、それから農業委員会、それから農事組合法人連絡協議会でもって組織します「担い手育成総合支援協議会」という組織を3月31日に設置いたしました。そういった中で、7月以降、定期的な事務レベルでの会議をする中で、関係機関の情報の共有化、そういったことも図りまして、ある程度の一体的な取り組みも行って来年に向けた対応をしてきているところでございます。

また、最近、ほんの12月に入ってからでございますけれども、県も再度、町の方に要請に参りました。ああいったことで、2町だと、鹿足郡には1本というのはなかなか難しいというところを県の方も御理解をいただいて、J Aの働きかけ、各町村単位という形ででも何とかならないだろうかというようなことで、まずはJ Aの働きかけをこの間か

らしていただいているところでございます、町にそういう事情聴取
といたしますか、町の考え方も聞きたいということで参ったところでご
ざいます。近々、年内でございますけれども、もう一度、今度はJAと
県と交えた話し合いをする予定になっているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 農政について答弁をいただきました
が、最初に上げました新事業については、農地・水・環境保全向上支援
対策事業につきましては、申込者がたくさんあるということ聞きま
してほっとしているところではありますが、今後ともまだ手を上げてい
ない集落については、積極的な指導を進めていくべきと私は考えます。

2番目についてですが、担い手支援センターについては、鹿足郡との
一本化が図れないということで、町単独で計画も今後していくという
ような御回答だというように感じますが、私も先日、これは西いわみへ
ルシー米の関係で、台湾の方へ出張してイベントに参加してまいりま
した。そのイベントの中で、やはりヘルシー元気米は何で台湾で売れる
んだろうということで、台湾の現地では、日本の先進地の農協から、そ
のイベントについて視察等ありました。西いわみヘルシー元気米は、そ
れほど現地でも有名なんだな、根づいているんだなというようなこと

の中から、やはりこういうイベントが今まで長年、台湾で続けてこられたことが、今の台湾の地位にあるという私は強くその研修をして感じました。

そういったことも含めて、今後の農政というのは国内問題ではない、海外に向けて発信すると、今は全国的にもそういう流れになっています。そういった面で、今後の農業振興について、こういう担い手振興センター的なものを中心に、今後、積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、答弁では農政問題につきまして、積極的に取り組み、また、前向きに検討するという御答弁でありましたので、農政につきまして、大いに期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、16番、村上英喜君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で3時50分まで休憩といたします。

午後3時40分休憩

.....

午後3時50分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順序9、4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 通告に従いまして質問をいたします。

まず最初に、地域保健医療についてでございます。この問題につきましては、同僚議員より関連の質問が多々ございました。私は、そういうような一連の回答をつぶさに聞きながら、ぜひとも行政のトップである町長の思いを述べていただきたいということで質問に立っております。

我が町においては、今まで既に同僚議員からも指摘がございましたように、入院や救急に対応できる病院の確保といったものが、当地域における保健医療体制の充実といったものを図る上でも、大変に重要でかつ喫緊の課題であるということが既に周知の事実でございます。しかしながら、地域の保健医療体制を充実するということは大変に難しい命題でもございますし、近年の諸情勢をかんがみると、これまた非常に困難な課題でもあると言わざるを得ません。しかし、住民の暮らしを守る、あるいは命を守る、財産を守るという行政の大きな課題からいたしましても、最も大きな行政の責務であるというぐらいにも考えると

ころでございます。

今までさまざまな機関や組織でこの問題につきましては多く検討されて、問題点や課題といったものが浮き彫りになり整理をされているところでもございます。そういった状況が既にそれぞれ関係をする我々も、そして、町当局も既に承知のことであるということでございますが、ここで最初に申し上げましたように、この我が町の地域保健医療体制をどのように整理をし、どういうぐあいに整えて住民の負託にこたえていくのか、そういうことについて、町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

また、地域保健医療体制につきましては、当然、応分の負担といったものを避けて通るわけにはまいらないわけでございます。そういった意味で、それらに対する考え方をあわせてお願いしたいと思います。

種々、今まで共存病院の問題等につきましては、それぞれお答えをいただいているところでございますが、共存病院は、地域医療体制の中の一つの一環でございますので、それを含めた地域をどう守っていくかということを含めて、ぜひとも思いを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 4番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、この医療問題につきましては、既に12番議員さん、そして6番議員さんにお答えしておりますが、現時点では、これに尽きると申し上げてもいい状況にあるわけでございます。が、さらに、この4番議員さんから、地域医療を守っていくということは、単に町村病院だけの問題ではないとこのような御発言もございました。まさにそのとおりでございます。当面、共存病院のこの存続についての議論が中心にお互いにしているわけでありまして、この地域医療を守っているというのは、共存病院だけではないわけでありまして、これらを踏まえて、最終的にこの判断をしていかなきゃならないとこのように考えているわけでございます。

特に、財政負担を行うということになりますと、その辺も非常にこの大事になるわけでありまして、先ほどちょっと申しましたように、仮に今日まで議論されていたような財政負担を町に求められるとすれば、あるいはまた、町がそれにこたえていかなければならないとすれば、相当思い切ったこの従来の住民サービスを切り捨てていかないと対応できないんじゃないかならうかとこのようにさえ考えているわけでありまして、全体的なことを考えながら、今後取り組みをしてまいりたいとい

うふうに思っているわけであります。

全体的なこの地域保健医療体制についてのお尋ねであるわけであり
ますから、もちろん申し上げておりますように、単に共存病院をどうす
るかということではないわけでありますが、御質問の趣旨等も踏まえ
た形で、現在、町は専門的なこの調査をコンサルタントに委託をしまし
て行っているわけであります。

御質問の件等も十分踏まえた調査結果が出てまいらるだろうというふ
うに、私どもは期待をいたしているわけでありますけれども、今日まで
中間的なといえますか、まだ最終的なものではありませんけれども、依
頼しておりますコンサルタントのこの調査状況について、参考まで
に担当課長から一つ御報告をさせていただきたいと思っておりますので、お
聞き取りをさせていただきたいと思っております。

以上。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、町長、御答弁をいただき
ましたので、私の方では、現在、進行中ではありますが、医療コンサルに
委託をいたして調査中でありますので、その内容を現時点でお話を、お
答えをさせていただきたいと思っております。

津和野町における地域医療のあるべき姿につきまして、医療コンサルタントに委託して現在調査中ではありますが、中間内容として報告を受けておりますので、これまでの内部検討の内容と合わせてお答えを申し上げたいと思います。

まず、地域医療計画の基本方針につきましては、第1点といたしまして、町民に対し、入院機能を維持する、2番目といたしまして、両共存病院の再編計画は現状維持を前提としない、これらにつきましては、既に方針決定がなされているところでございます。政策的医療については別途検討する、これにつきましては、地域の予防医療等を中心とすることが検討されるということでもあります。4番目といたしまして、町と厚生連の協力体制をつくるということが上げられております。5番目に、医療資源を集中させ効率を上げる、これにつきましては、現在、津和野地区におきましては、先ほど診療所等の話もありましたけれども、診療所、あるいは共存病院の資源を集中させ、効率を上げるというものでございます。6番目といたしまして、両共存病院の経営改善を徹底するというものでございます。今これもこれまでどおりのお話でございますが、7番目といたしまして、集約化できず効率の上がらない医療提供については機能連携を行う。それから8番目ですが、町民の医療費を

下げる、これもちょっと逆行するようなイメージがございますが、この医療費に負担として町費をつぎ込むのではなく、医療費は全体で下げて、その部分のいきめにいく費用について医療の助成をしていくと、助成といえますか、基本的にそういう形で具体的な、逆に言いますと、医療費に給付を中心とすることではないという意味でございます。済みません。

以上を基本といたしております。若干の内容でございますが、地域医療を支える中核として、両共存病院の医療資源は重要なものでありますが、現状を維持継続することは厳しい状況であり、既に再編の方針が示されているところであります。再編の具体的なことにつきましては、厚生連からいまだ示されておりませんが、あえて両病院の再編について申し上げますと、1といたしまして、一般病床を主体とする津和野共存病院と療養病床を主体とする日原共存病院とは性格の異なる病院でありまして、医療制度改正により、一般病院は平均在院日数の短縮と病床数の削減、療養病床は介護型の廃止と医療型の再編が示されているところであります。また、病院には、外来機能の縮小と入院機能の強化が基本的に求められております。

2番目といたしまして、有床診療所の減少、無床診療所の増加等が示

すように有床診療所の経営維持は困難であります。病院がなく、入院機能を維持しなければならない地域において有用であります。両病院が15分程度の距離にあり、益田赤十字病院も利用できることからして、入院機能を分散して持つ意味は低く、むしろそのために発生する経済的負担の方が、医療サービスを低下させる要因となる恐れがあります。

3番目といたしまして、医療資源は少なく、人材を集中化した上での業務展開を考えなければ生産性は上がり、すなわち投下した医療資源に対する成果が低くなり、町民からの評価も下がります。結果として、経済性の悪化、医療サービスの縮小という悪循環を引き起こすこととなります。

こうしたことが、コンサルタントによるこれまでの資料で、言わば一般論であります。今月には最終的なコンサルタントの報告もいただける予定であります。さらに、地域医療の問題点について精査を行い、必要な医療機能や病床数などの最終的な計画立案に向け、行政としての考えをまとめていきたいという考えでございます。財政負担につきましても、厚生連による再建計画案の提出を待った上で、議会の御意見も踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、現在進んでおりますコンサルタントによる調査、あるいはそれぞれの内容について御報告がございました。特に、今の報告の中では、いわゆる共存病院の問題が、その地域医療の核をなすといった意味での調査だろうというぐらいに認識するところでございますが、もちろんそれは、地域医療をどう確保するかといった上での重要な一つの要因であろうというぐあいには思います。もちろんそれなくして、地域医療は考えられないというぐらいに私も思うところでございますけれども、しかし、行政が地域医療をどう確保していくかといったことについては、それぞれのさまざまな機関、さまざまな施設、さまざまな資源をどう調整していくか、その点について、行政はどうかかわっていくかということが最も重要な観点であろうというぐあいに考えるところでございます。あわせて、その点についてお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 今後の本町におきますこの保健医療のあり方については、ただいま御意見がございましたこと、非常に重要であると

いうふうに私ども承っております、今回、コンサルにお願いをいたしましたときも、何点か私どもの思いを申し上げさせていただきました。当然のことながら、厚生連、いわゆる本部自体の意見を十分把握していただくこと、そして、両共存病院の院長を中心とした現場の声を十分ひとつ把握をしていただくこと、そして、この町内における共存病院以外の医療関係者の意見を十分聴していただきたいこと。そしてもう一点は、どうしても県の医療計画の中に含まれてまいるわけでありますので、県の考え方についても十分ひとつ聴取をしてほしいと、こういうことを申し上げて調査に入らせていただいておりますので、恐らくそういう大切なことを踏まえて調査活動がなされ、そしてその結果が求められて報告書として提示いただけるものであらうとこのように考えているわけであります。

したがいまして、けさほどから申し上げておりますように、まずは、厚生連自体の今後の病院のあり方をお聞きすること、そして、お願いしておりますコンサルの提言を見させていただくこと、そして、最終的には、それらを踏まえて議会の御意見もお聞きをさせていただいて、最終的にこれからの津和野町の医療体制はこうあるべきであるという判断をしていかなきゃいけないとこのように考えているわけがございます

ので、現状をひとつ御理解をいただきたいとこのように思っております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、コンサルのそれぞれの結果に基づきながら、その結果をいわゆる真摯に受けとめて判断をしたいという町長の答弁でございました。しかし、もちろんそのコンサルの意見も大切でございますけれども、行政として、そのトップを担う町長として、この地域の思いといったものがぜひとも町民の皆に届くように、そういうような判断を含めながら意見が出していただけるならば幸いだというぐあいと思うところでございます。その御決意をお聞きしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） いずれにいたしましても、この病院のあり方、いわゆる地域医療のあり方、これは早晩、方向づけをしていかなければならない喫緊の最重要課題でもあるわけでありますので、それぞれの部署からそれぞれのこの方針が示されたといたしましても、それが私ども執行部なり、議会の皆様方の中において主等なものであると、妥当なものであるという思いでなければならぬとこのように私は考えて

おります。

特に、町自体での財政負担がある程度将来にわたって伴うとすれば、なおさらそのことが大事であるというふうに私は受けとめているわけですが、今のところ、まだそうしたものが全く見えない状況でございいますので、基本的な考えだけ申し上げて御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） ただいま医療問題の決意を回答いただきまして、ぜひともこの問題につきましては、大変大きな問題であり、最重要課題でございいますので、次の行財政改革についての質問も少し関連をするというぐあいに思っていますので、そのつもりでお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。行財政改革につきましては、同僚議員の質問にもございましたが、本町の財政状況につきましては、既にいろいろなところで発表をされ、皆さん方が承知のところでございますけれども、歳出面での公債費の負担といったものが大変大きく、このままの状態ではいずれこの基金も枯渇していくと、そういうような極めて厳しい財政状況であるということは、既にそれぞれが認識をしているところで

ございます。

そういった中で、先般、津和野町行政改革大綱及び行政改革大綱実施計画といったものが諮問され、その推進会議におきまして答申がなされたところでございます。その行財政改革を進めていく上で、その大綱の中に3つの基本方針といったものがうたわれてございます。改革意識の共有と、それから2番目には効率的な安定的な行財政の確立、3番目に住民参画といったいわゆる基本方針が示され、実施計画では10項目にわたり、重点課題が整理をされてございます。

そういった中で、今回、この改革を進める上で非常に重要なことがその中で書かれてございました。1番目にこの重点——大綱の基本方針の中に改革を進める上で最も重要なのは、住民と行政が危機感と改革意欲を持って共有し進めていくということが大変重要であるということが書かれてございます。それをどういうぐあいにわかりやすく住民と共有をさせていくかといったものは、非常に重要な課題であろうというぐあいに思います。特に、今、行財政が非常に厳しい状況にあると、いわゆる危機感でございますが、それを共有することということが、最も重要な課題の一つであろうというぐあいにも考えているところでございます。

先ほど同僚議員の答弁の中にも、進めていく若干の方法等が回答されましたけれども、重ねてその今私がお伺いをいたします危機感と改革意欲をどう共有するかといったことの詳細策について、まずお聞きをしたいと思います。

それから、やはりこれを進めていく上では、組織的な推進といったものが大変に重要になってまいります。そのためには、実施計画の中に事務事業の見直し、組織機構の見直しといったことがうたわれてございます。組織的にものを進める上で大変に重要なことだろうというぐあいに思います。戦国時代の武将に武田信玄がございましたけれども、あの武田軍団の最も重要なポイントは、人をいかに徴用するかといった戦略であったというぐあいに聞いております。人は城であり人は石垣であるというような表現でなされてございますが、そういった意味で、事務事業を見直す上で、どういうぐあいに効率的な行政を進め図るために、機構の見直しを具体的に考えているのか、その具体策は一体何なのかといったことについてお聞かせ願いたいと思います。

さらに、行政改革を進める上でも、行財政の改革を進める上でも、財政の健全化といったものは当然図らなければなりませんけれども、先ほども若干質問いたしました地域医療の問題が喫緊の大きな課題であ

るとするならば、19年度予算編成において、それぞれの枠配分をなされるというぐあいに聞いておりますけれども、そういうような重点的な枠配分方式をどうというような方向で方向性を持ってするのか、その辺もあわせてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、まず、改革意識等の住民との共有ということではありますが、本町の財政健全化に向けての住民と行政が危機感と改革意欲を共有というふうなことを書いております。そうすることによって、確実かつスムーズな行財政改革が推進できるというふうに大綱に掲げております。

具体的には、まずは職員に対して、財政状況及びそれから大綱、あるいは実施計画、そういったものの説明等の研修会を行い、職員が一丸となって行財政改革に取り組む雰囲気をつくりたいというふうにもまず考えております。

次に、住民に対してであります、先ほど6番議員さんにお答えを申し上げたような形で周知を図ってまいりたいというふうにも考えております。特に、財政状況等につきましては、今までも広報等で公表はしておりますが、なかなか理解が難しいというふうな状況もお聞きをして

おります。今後、理解をしやすいような資料を作成をしていきたいというふうに考えておりました、できましたら、CATV、あるいは広報等で周知を図って共有に向けての取り組みというふうにしたいというふうに考えております。

それから、組織機構についてであります、大綱に示しております方向に添って、計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、事務事業の見直しであります、これにつきましては、旧両町の事務方式の違い等若干あたりいたしますので、その都度その都度今までの慣例に流されるのではなくて、効率性を重視した視点でその都度見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、19年度の予算編成ということであります。基本的な考え方は、7番議員さんにお答えをしたとおりであります。中身としては、人件費の削減、普通建設事業費、あるいは物件・補助費、そういったものの削減というふうなことであります。枠の中で新たにこれはもう確実に決まっている広域の負担金、あるいは後期高齢者の負担金、そういったものについては考慮した中で枠をつくっております。ただ、病院問題については、今の段階では具体的な結論が出ておりませんので、枠の配分の中には考慮しておりません。非常に厳しい予算ではあります、

各課の創意工夫によって予算編成をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、大綱の進め方につきましては、既に説明をされたとおりの答弁でございましたので、ぜひとも十分に住民に周知できるような形で進めていっていただきたいというぐあいに思います。

なお、その後、組織、それから事務事業の見直しについて、大綱に基づいて進めていくんだというぐあいがございますけれども、特に、組織につきましては、この大綱の中に検討結果が示されておりますけれども、柔軟で機能的、かつ町民にわかりやすい組織という抽象的な表現でございますが、その中には、いわゆる組織のフラット化といった文字で表現をされてございます。このことについては、当然実施年度が19年度になってございますので、その点についてどの程度議論をされているのか、お聞かせを願いたいというぐあいに思います。

なお、事務事業の見直しについては、大変事務事業を見直す上で難しいのは、一つの事務がどのぐらいの一体人数が必要なのかと非常に困難な評価がございます。そういった意味での基本的な事務事業の見直

しの観点といったものは何なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

さらにもう一つ、当然その組織を見直す上では、それぞれが共有した認識、いわゆる職員が共有した認識のもとで事を進めなければならないというぐあいに思いますが、現在も当然その組織運営をする中では、課長等々が集合した庁議といったものが催されているというぐあいに思いますが、庁議の中で主としてどのようなことが議論がされているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） それでは、お諮りをいたします。本日の会議は4番、青木克弥君の一般質問が終わるまで延刻いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、4番、青木克弥君の一般質問が終わるまで延刻することに決しました。

それでは、課長、答弁続けてください。行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） まず、組織機構の見直しということとあります。

今の大綱の中でも、大課制なり、あるいはグループ制というふうな形を考えてみたいということで掲げております。こういった形が本当に当町にふさわしいのかどうかということも含めて検討してまいりたいというふうに考えておりました、具体的にはまだ組織を立ち上げておりませんが、そういった検討組織を立ち上げて内部検討を進めてまいりたいと、時期的には大綱に示しているような時期に間に合うようにしていきたいという考え方で思っております。

それから、事務事業の見直しの観点ということではありますが、今のこれをこうというふうなものは特にありませんが、現実、いろんな部署において事務を進めていく上で、もともとその事業を発端したときの旧それぞれの両町がありますが、そこでの思いの違いとかいったものがときどき出てまいりますので、まずそういった現象が出たものについて、いつまでも引っ張るのではなくして、基本的に修正をしてまいりたいというふうなことで、当面どういたしますか、今まで受け継いだ事業だけでなしに、こう合わさった形のものがまいりますので、その辺の調整、見直しというふうなものを重視した形で取り組みをしたいという考え方であります。

それから、職員間の中の共有ということでありまして、それと、庁議

等の内容ということではありますが、庁議等につきましては、月初めに毎月定例的に開催をされております。時によって中身が異なりますが、基本的に共通事項として持たなくてはならないような事項については、当然、庁議の中で説明がなされて協議がなされます。それを今度、各課長は持って帰って、町で基本的に各課やっております、あるいは必要に応じて課内会議というふうなものをやっております、そういった場で報告をして周知徹底をしていくというふうな現行での体制というふうになっております。

あと、必要によっては放送もありますので、そういう意味では放送を利用するといった場合もありますが、そういった手法によって、全職員に内容は伝わるというふうなやり方をとっているということでありまして、内部的にはそういうことはある程度できているというふうを考えております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、庁議のことについてもお話がございましたが、組織を運営する上では、特に今現在行われている庁議というのは、非常に大きな位置を占めているんじゃないかというぐあいに思うところでございます。したがって、その庁議の内容について、

さらなる充実した運営を図っていただきたいというぐあいに思います。

なお、事務事業の見直しの中で、今お答えにありました今までのそれぞれの両町間のすり合わせみたいな事務事業の見直しが主であるというぐあいな答弁だったというぐあいに思いますけれども、この行財政改革については改革のための見直しをするべきだろうというぐあいに思いますので、そういうような観点に立って、ぜひとも今から改革を進めるためには、この事業に対してはこういう見直しをするんだという方向性で臨んでいただきたいというぐあいに思います。

次の質問に移ります。

景観条例についてでございますが、環境や景観といったものは、これお金で買えるものでございませんで、しかも住民が健康で安心して、しかも快適な生活を営む上では、非常に大きな役割を占めているわけでございますし、良好な環境と優れた景観の保全をするためといったものについては、これからまた特に重要な課題だろうというぐあいに思います。

既に、本町におきましては、津和野町環境保全条例といったものが、昭和48年の1月だと思っておりますが、制定され、最終、平成9年の3月に改正をされて現存しているところでございますが、この中には、非常に

崇高な思いの中で、環境保全条例が制定をされてございます。今現在、市で策定に向けて審議をされております景観条例につきまして、既にいろいろな問題点が整理されているというぐあいに思いますけれども、その進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） それでは、景観条例についてお答えを申し上げます。

景観計画策定に当たりましては、これまでワーキンググループによる現地調査などを含めたワークショップを計5回、それをもとにした策定委員会を2回行っておりまして協議をいただいております。景観資源の抽出、景観構造、景観特性、景観の課題について多くの資料を提出をいたしまして、計画の基本的な考え方に入っているわけでございます。そして、かつて全国にあったノスタルジックな景観が各所に残り、「昔ながらのふるさと」の原型イメージや原風景の魅力を漂わしている津和野において、景観づくりの思いを込めて掲げられたのが、「日本のふるさと津和野・景観づくり」という計画のテーマでございます。

これまで提案された内容につきまして、少し述べさせていただきたいと思っております。

1 番目としまして、全国的に少なくなってきた昔ながらのふるさとの風景が、各所、各場面に残っていると。

2 番目としまして、多様な日本のふるさとの原型イメージや原風景、棚田やだんだん畑。小平野や小盆地の農業生産風景、各所にたたずまいを見せる赤瓦の民家と庭に柿のある集落などの田園イメージ。中世からの城下町の雰囲気をとどめる城址を中心とした街の骨格や歴史的街並みと社寺のたたずまいなど、歴史の見えるまちのイメージ。川を中心として特色のある山々に囲まれた、小盆地の箱庭的景観の「小京都」と言われるまちのイメージ。象徴的な山や川、樹木等を背景にしたどこでも絵になる借景的景観のまちのイメージ。日常の生活のにおいが込められた生活とともにある景観イメージ。これまで環境保全条例等で培ってきた景観づくりの街のイメージ。

3 番目としまして、先人たちがつくり、育て伝えてきたさまざまな地域の特性や原型イメージ、景観資源を生かした景観づくりを景観のための景観づくりから、自然体で参加し、住民一人一人が考え、みんなで守り育て次世代に伝えていく景観づくり、日常生活の中で生活に根ざした景観づくりを図っていくことを基本的な取り組みの姿勢としております。

現在ある津和野町環境保全条例は、美しい自然と豊かな歴史的文化遺産の保全を目的としておりますが、その一方、地域や対象の範囲、制限効力、条例の運用面で限界がございまして、今日の状況に対応した制度の適応が必要とされておりました。したがって、今回策定する景観計画では、現在の津和野町環境保全条例から、今日の状況やニーズにあった新たな景観法にかわる景観条例への移行、また幅広い地域町域全体の景観のあり方を検討して、総合的な景観計画とともに、今後の景観施策の推進、豊かで魅力的な津和野づくり、まちづくりに活用していくこととし、環境保全条例の短所を補いながら、よりよい津和野の景観づくりに寄与するものと考えております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今いただきました答弁の中では、今まで今あります環境保全条例についての認識も示されましたけど、この今現在ある環境保全条例は、ただ単に、自然と豊かな歴史的文化遗产の保全といったものが目的ではなくて、その中には崇高な理念の中に、土地利用でありますとか、公害の防止でありますとか、あるいは災害の防止だとか、そういうような面が記述をされ、制定をされてございます。そういった意味で、この保全条例を補完するということでございます。

たが、その点についてはいかがお考えですか。お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（右田 基司君） 全体的の中に、この中にも入っているというふうに考えておきまして、環境保全条例にさらにそれを補完していく条例であるというふうに認識をしております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、お答えにありましたように、少なくとも今から制定をされます景観条例につきましては、今までありましたものを十分に補完しながら、しかも大きな視点でとらえたものにしていただきたいということをお願いしたいというぐあいに思います。

あわせて、これがそれぞれの対象である我々町民に、少なくとも浸透していくような施策を展開をしていただきたいというぐあいに思います。そういうことを強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、4番、青木克弥君の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 一般質問の途中ですが、ここでお諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れでございました。

午後4時38分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 年 月 日 議長 署名議員 署名議員

平成18年 第8回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成18年12月

22日（金曜日）

議事日程（第3号）

平成18年12月22日 午

前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 町長提出第203号議案 津和野町住民基本台帳カード利用条例の廃止について

日程第4 町長提出第204号議案 津和野町情報公開条例の一部改正について

日程第5 町長提出第205号議案 津和野町電子計算処理に係る個人情報保護に関する条例の一部改正について

日程第6 町長提出第206号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 町長提出第207号議案 島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の一部改正について

日程第8 町長提出第208号議案 津和野町消防団員等公務災害補

償条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 209 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例
の一部改正について

日程第 10 町長提出第 210 号議案 津和野町長期継続契約を締結
することができる契約に関する条例の設定について

日程第 11 町長提出第 211 号議案 津和野町手数料条例の一部改
正について

日程第 12 町長提出第 212 号議案 津和野町廃棄物の処理及び清
掃に関する条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 213 号議案 津和野町廃棄物集積施設の設
置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 214 号議案 字の区域の廃止について

日程第 15 町長提出第 215 号議案 工事請負変更契約の締結につ
いて

日程第 16 町長提出第 216 号議案 工事請負変更契約の締結につ
いて

日程第 17 町長提出第 217 号議案 島根県後期高齢者医療広域連
合の設立について

日程第 18 町長提出第 218 号議案 平成 1 8 年度津和野町水道事業決算の認定について

日程第 19 町長提出第 219 号議案 平成 1 8 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 20 町長提出第 220 号議案 平成 1 8 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 21 町長提出第 221 号議案 平成 1 8 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 22 町長提出第 222 号議案 平成 1 8 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 23 町長提出第 223 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 24 町長提出第 224 号議案 平成 1 8 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 請願審査特別委員会の審査報告について（請願第 5 号石西厚生への平成 1 8 年度財政支援に関する請願について）

日程第 26 請願審査特別委員会の審査報告について（請願第 6 号石西厚生連抜本的経営改善に関する請願について）

日程第 27 総務常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 28 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程第 1 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

追加日程第 2 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 203 号議案 津和野町住民基本台帳カード利

用条例の廃止について

日程第 4 町長提出第 204 号議案 津和野町情報公開条例の一部改

正について

日程第 5 町長提出第 205 号議案 津和野町電子計算処理に係る個

人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 206 号議案 津和野町職員の給与に関する条

例の一部改正について

日程第 7 町長提出第 207 号議案 島根県後期高齢者医療広域連合

設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関す

る条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 208 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 9 町長提出第 209 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 210 号議案 津和野町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の設定について

日程第 11 町長提出第 211 号議案 津和野町手数料条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 212 号議案 津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 213 号議案 津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 214 号議案 字の区域の廃止について

日程第 15 町長提出第 215 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 16 町長提出第 216 号議案 工事請負変更契約の締結について

日程第 17 町長提出第 217 号議案 島根県後期高齢者医療広域連
合の設立について

日程第 18 町長提出第 218 号議案 平成 1 8 年度津和野町水道事
業決算の認定について

日程第 19 町長提出第 219 号議案 平成 1 8 年度津和野町一般会
計補正予算（第 3 号）

日程第 20 町長提出第 220 号議案 平成 1 8 年度津和野町国民健
康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 21 町長提出第 221 号議案 平成 1 8 年度津和野町介護保
険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 22 町長提出第 222 号議案 平成 1 8 年度津和野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 23 町長提出第 223 号議案 平成 1 8 年度津和野町下水道
事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 24 町長提出第 224 号議案 平成 1 8 年度津和野町電気通
信事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 請願審査特別委員会の審査報告について（請願第 5 号
石西厚生への平成 1 8 年度財政支援に関する請願について）

日程第 26 請願審査特別委員会の審査報告について（請願第 6 号
石西厚生連抜本的経営改善に関する請願について）

日程第 27 総務常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 28 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

追加日程第 1 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

追加日程第 2 文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

出席議員（18 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

5 番 平野 均君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 米原 孝男君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 助役 ……………

松浦 秀信君

助役 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

斎藤 数弘君

参事 …………… 水津 正君 総務住民課長 ……………

山岡 浩二君

行財政対策課長 …………… 斎藤 誠君 情報企画課長 ……………

大庭 義弘君

健康福祉課長 …………… 長嶺 常盤君 商工観光課長 ……………

右田 基司君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………
長嶺 雄二君
地籍調査課長 …………… 安見 隆義君 環境生活課長 ……………
坂根 敏夫君
教育次長 …………… 水津 良則君 出納室長 ……………
村田 祐一君
教育次長 …………… 広石 修君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） おはようございます。引き続きおでかけいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番、原秀君、9番、中岡誠君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

20日に引き続いて順次発言を許します。発言順序10、11番、滝元三郎君。滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 通告をしておきました項目につきまして質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず、19年度予算の（1）番目でございますが、予算編成の基本方針あるいは重点施策はということでございますけれども、基本方針につきましては既に答弁をいただいております。取り下げをいたします。

その基本方針の答弁の中で、かつてないほどの異常に――異常に厳しい財政状況の中であると。配分枠の中において施策の選択と集中を徹底をして限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行うというふうに表現をされております。まさにそのような状況であろうかというふうに理解をしておりますが。その重点的に配分をしようと考えている施策、どのようなものであるのか一つお聞かせをいただきたいと思っ

ております。

昨日の新聞記事を見てみますと、全国の人口の推計というのが載っております。現在が1億2,780万、これが2046年、約40年後には1億を割るであろうと、さらには2055年には9,000万も割って8,993万人になるだろうと、まさに非常に未恐ろしいような、かつては信じられないような推計が載っておりました。

島根県におきましても先般の記事によりますと、かつては昭和33年といいますから1955年になろうかと思えますけれども、約50年前、93万人という人口でございましたけれども、2005年、昨年には74万7,000人になっておりますし、さらに10年後、2015年には68万8,000人という数字になるだろうということで、恐らく13年ごろには70万の大台も切るであろうと、そのような記事も載っておりました。

当町におきましても、御承知のように、平成12年、ちょうど2000年でございますけれども1万628人、これが2005年、昨年には1万人を切りまして9,512人ということでございます。驚異的なスピードで減っております。まず間違いなく2年か3年後には9,000人を割るといってもほぼ間違いなく現実であろうというふうな予測

でございます。

こういった状況を考えもつと非常に深刻な状況であろうというふうに思っておりますが、いわゆる定住対策といいましても、かつてから重点施策という形で行われてまいりましたけれども、いわゆる人口をふやそうというような考え方はこういった状況を見ても残念ながら全く、ふやすということについては残念ながら現実味がないと考えざるを得ないわけであります。

しかし、そうかといって、もう減る、どうしても減るんだからといって定住対策についてその施策を緩めていくということがあっていいのかといえば決して、当然ながらそうじゃあないというふうに思っております。

一昨日ですか、同僚議員の質問にもございましたけれども、若い若者がいなくなれば、もう子供が、あるいはいなくなると。その地域あるいはその集落は近い将来、間違いなく衰退をしますし消滅をしていくわけでございます。しかもその時期が確実に近づいてきているということでございます。

先ほど申し上げましたように人口の減少を食いとめることというのはなかなか困難でありますけれども、今後そのスピードをいかに抑え

るか、そういったことに施策を転換をしていくということが必要なんだろうというふうに思っております。そういった意味での定住対策、まさに最重点課題だろうというふうに思っておりますし、さらにはその関連として子育ての支援であるとか、あるいは医療、福祉対策、生活環境整備といったものが重点施策として取り上げられるべきだろうというふうに考えておりますが、どのようにお考えであるか一つお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

次に、財源の確保あるいは新型交付税についての見通しはということでございますが、これも昨日の新聞を見てみますと、20日にですね、おとといでございますが、国の2007年度予算の財務省原案が提出をされたというふうに出ております。それによりますと、国の税収が約7兆5,000億と出ておりましたが、過去最大の増加幅ということだそうでございますが、それだけふえる見込みであるのに御承知のようにいわゆる国債の発行額を2兆5,000億程度と書いてありましたけれども、それに抑えるために地方交付税については加算額を減らして約1兆5,000億、その他の調整額としまして実際の配分額——地方への配付額というのは4.4%減の見込みであるというふうなことが載っております。あいかわらず新政権になっても若干の期待はしております。

したが地方には冷たいなというふうな印象を持っております。ますます都市との格差が広がるのではないかと懸念をしておりますけれども。

そうはいいながら、まあ、再来年以降について、全くこれは不透明でございますけれども、当面19年度につきましては新型交付税については1割程度の導入というふうなことで、いわばそれほど大規模でないといえますか、いわば割合小規模な程度の導入になったというふうなことでございまして、以前言われているほどの大きな影響はないのではないかと、そのような論調もあるようでございます。

新型交付税あるいは地方交付税についての見通し、多少は以前とは違うんじゃないかというふうに思っておりますが、見通しについて一つお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、まさに、けさの新聞を見ますと島根県の澄田知事あるいは鳥取県の片山知事さんあたりが、その原案に対する受けとめ方として、決して十分に満足ではないけれども地方交付税あるいは道路一般財源化に対する取り組みについて多少は地方に配慮していただいたというふうに、やや満足気味に受けとめておるといふふうな記事も出ておりましたけれども、このことについて一つ町長、どのように受けとめておられるか、あわせてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、さらに、また総務省によりますと、いわゆる頑張る地方応援プログラムと言うんだそうでございますけれども、少子化対策であるとかあるいは企業誘致等々、独自の活性化策に取り組む自治体に、2007年度、2,700億円を上乗せ配分をすると、そのような記事も載っておりました。これは、いわゆる補助金ではなくて交付税の上乗せということでございますので、非常に有利であろうというふうに考えます。既に手を挙げている自治体もあるようでございますけれども、当町にとっても積極的に取り組む価値があるというふうに思っておりますけれども。

その記事によりますと、出生率や行政改革指標あるいは農業産出額、製造品出荷額等々、そういった方面で成果の出た自治体とか、あるいは活性化のために独自の施策に取り組む自治体へ、これについては500億円というふうなことが書いてあります。なかなか簡単に——いずれにしてもなかなか簡単にできるようなことじゃない、難しいことは重々承知をしておりますが、積極的に一つ取り組むべきであろうというふうに思っておりますが、その点についてもお考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） おはようございます。本日もよろしくお願
いいたします。

1 1番議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。たくさん
ございましたが、まず、新年度予算の重点施策ということでございま
すが、一昨日の他の議員さんの御質問に担当課長がお答えをいたして
おりますし、御承知のとおり新年度も非常に厳しい財政状況であります
ので、俗に言う枠配分方式で臨みたいという基本方針を定めておりま
すが。この枠配分方式、一昨日もお話をさせていただいておりますけれ
ども、本町の方式は決してベターなものというわけではございません。理
想とする方式ではない、厳しい財政状況の中でやむにやまれずそうい
う方式をとらざるを得ないということでもありますので、非常に厳しい
状況であるということをお理解いただきたいと思います。

そうした中で重点施策につきましては、何と云っても公共事業にお
きましては継続事業に重点を置かざるを得ないと、このように考えて
おるわけであります。それから、これまた厳しいと言いつつも医療・
福祉、この対策については力点を置いていかにやいけないというふう
に思います。そして、また当然、所得向上の生産基盤、農林業あるいは
観光振興、厳しい中でありますけれども、やはり重きを置いていかなきゃ

いけない、そういうように考えておるわけでありませう。

で、定住対策のお話もございましたが、いろいろと難しい問題でありますけども、定住対策の面からも生活基盤の整備、これは非常に大事だろうというふうに思っております。公共事業の整備と関連いたしますけども道路の整備であるとかあるいは水道の整備であるとか下水道の整備であるとか直接住民の皆さん方に深いかわりのあるそうした環境整備については、やはり重きを置いていかなきゃいけないだろうと、このように考えておるところでございます。

それから、新型交付税のお話もございました。昨日からの新聞をごらんになっての御質問でございますが、お話がありましたように特に私も地方に一番かわりの深い地方交付税、来年度の地方自治体に配分が決まったのが15兆円余りでありますけども、その1割を新型交付税に回すとお話しになったとおりでございますが、問題はその1割。これも新聞でごらんになったと思いますけども、鳥取県のあるまちが試算をいたしておりますけども、人口と面積を基準にやりますと、A町は面積がB町よりも広いわけですので当然新型交付税が多く交付されるかという逆でありまして、面積の小さいB町の方が交付税がふえていくと、こういうふうな試算が出ておりましたが、これがどうしてだ

ろうかということで分析を自分たちなりにしておられましたけども。やはり同じ面積といっても配分の基準が平場の田畑の多い所と、山林の非常に多い山間地、ここで格差が生まれて、面積が広くても山林の多いまちは交付税がぐっと減ってくるということで、これは森林の保全や活用、そういったことに全く国は重きを置いてないんじゃないだろうかというふうなこともありました。財務省は恣意的ではないというふうなことを述べておりましたが、完全に比例をいたしていません。それほどに新型交付税というのは我が町のように山間地の多い所には影響が、悪い影響が出てくると、これはもう必至であろうと、このように考えておるところでございます。

が、問題は、県・市町村に対する交付税の配分というのは年明けから具体化するわけでありますので、今この時点でその見通しを申し上げることは困難でありますけども、大変厳しい状況になるということは、これはもう間違いないことであるというふうに思います。

それから、これまた島根・鳥取両県知事さんが昨日の政府案に対しての評価が出ておったというお話でございまして、町長はどのように考えるかということでありますけども、確かに一昨日も申しましたように道路の特定財源の一般財源化の問題にしても、それから今回の行財

政対策にしても、地方の声をある程度斟酌した対応であるという面では当面は評価をしておるわけでありましたが。ただ、すべてについて道路特定財源等について言えば、一般財源化を当面避けると言いながらも揮発油税を含めて早い時点で法改正をやるということを総理や官房長官が既に明言しておるわけでありますので非常に火種を抱えた内容であります。

それから、交付税につきましても、当面、来年度につきましては新型交付税は総体枠の1割ということにとどめさせた、これが地方の声をある程度反映をされておる。本来はもっともっと国としては踏み込んで交付税制度を改正したいという思いがあるわけでありますけども、いろんなことを考えながら来年度については1割にとどめたということで。これは来年度に限って言うならば、まあ、地方の声が届いたと言ってもいいんではなかろうかなというふうに考えておりますが。非常に複雑化させてきております、交付税措置あるいは交付金措置、この辺が問題であります。

で、これまた御質問がございましたけども、頑張る地域に対する御褒美的な交付税措置でありますけども、これは賛否両論あるわけがございますけども、全国の町村会等におきましても改正の意見としては反

対でございます。

で、なぜかと申しますと、どこの市町村もこの厳しい状況の中で町村合併しかりでありますけども、手をこまねいて棚からぼたもち式の物を待っておるようなところはないわけでありまして、すべての市町村で何らかの努力を一生懸命やっとするわけなんです。やっておるけれどもそれが人口増加につながらない、農林業振興につながらない、そういう状況の中であります。地理的条件あるいは環境、すべて違うわけでありまして、条件によっては何かをやってそれが目に見えて成果となつてあらわれるものが、あるいは地域があるわけでありまして、そういうところには一般の交付税の財源を減して上乘せをしていくということ、結構なことでありまして、そうでない一生懸命やっておるけれどもその成果があらわれないというところはますます厳しい状況に置かれるわけでありまして、私どもは格差助長の政策であると、このように全体的には受けとめておるわけでありまして、しかし、すべてを否定するものではありませんで、やはりそれぞれに頑張っていかにやいけないというふうには思っておりますが、あえて評価を問われれば私どもは余り好ましい政策ではないと、このように考えておるわけでありまして。

そのほかにつきましては担当課長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 議員さん、御質問の内容につきましては、町長の方から大部分について回答されております。1点、新型交付税の金額面についてであります。現段階においては十分な様子が見えておりません。したがって、数字的には3億6,000万という減額になるのではないかとということで予算上は考えております。県との協議においては、まあそこまではというふうな話もありますが、当町としては繰り上げ償還あるいは積立金等の財源も確保していかななくてはならないということで厳しい見方をして、一応3億6,000万の減額という見方をしております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 地方においても地方間の格差も今後は出てくるというふうなことだろうと思うんですが、地理的条件に恵まれない所にこそ財源が必要だということは私もそのように思いますので、なお一層町長の御努力をひとつよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

次にまいります。次に、いじめの問題でございますけれども、現状と対策はということでございましたが、既に答弁をいただいております。答弁にもございましたように専門家に言わせますと、いじめは集団生活においては必ず起こり得るものということであります。深刻なことにならないうちに迅速かつ適切な対応をお願いをしておきます。質問は取り下げます。

次に、町営住宅についてということでございます。退去時に一律に障子・ふすまの張りかえあるいは畳の張りかえを求めているのは不合理ではございませんかということでございます。ぜひ見直しが必要であるという意味でございますけれども、この町営住宅ですね、入居者のいわゆる責任によるふすまの破れであるとか、あるいは障子の破れ、あるいは落書きといった場合には、ふすまや障子の張りかえあるいは畳の表がえというものを求めるのは、これは当然でございますけれども、現在は入居期間にかかわらず、極端に言えば半年だろうが1年だろうが3カ月だろうが、あるいはまた汚れがあるなしにもかかわらずすべて張りかえが求められているということのようでございます。したがって、退去をしたときにその住宅のつくりであるとか、あるいは広さによってふすまだとか畳の枚数いろいろ違いますけれども、広い場合には、あるい

はつくりによっては入居者の相当な負担になるということになります。

したがって、その点に関する不満というのを随分聞いたことがあります。事情によって、かつて半年ぐらいで、半年でも退去しなければならなかったと、その場合でももう張りかえねばならないということでございまして。実は私は以前、内装の手伝いというのをしております、おかげでふすまの張りかえ、障子の張りかえ、おかげでいただいた面もございまして、その場合、本当新調、もちろん枠は古いんですが、その紙、障子の紙あるいはふすまの紙も新調同様の全く汚れていない物でも本当にしなきゃいけないのと、まさに気の毒になるぐらいの物を張りかえをしたということも何回かございます。そのたびに非常にもったいないことだなというふうに思ったわけでございますけれども、退去される方は不満ではありながら一応そのように言われておるのでやむを得ないという形で費用を払われるということで。まさに非常にもったいないことでありまして、資源のむだでございます。あるいははがした物、当然焼却するしかないわけでございますので環境破壊といったことにもつながるわけでございます。非常に不合理なことであると思っておりますけれども、こうしたことを見直しをするお考えはございませんでしょうか。

御承知のように最近、全国でもこうした、いわゆる費用については本人が払うかあるいは本人が支払わない場合は敷金が充てられるわけですので、その敷金の返還をめぐるトラブルというのが相当多く発生をしておるようございまして、国民生活センターによりまして毎年1万件を超える相談があるというふうなことだそうでございます。あるいは各地で訴訟も、返還をめぐる訴訟も起きているということでございます。で、さらには、そのいわゆる通常による使用、通常使用による損耗あるいは汚れ等については賃料に含まれるんだというふうな判例もあるようでございます。この際、御見解をお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 町営住宅の件につきましてお答えをさせていただきます。

町の管理いたします住宅につきましては、入居時に入居される方に「町営住宅入居のしおり」をもちまして入居までの手続や入居後の心得、また、退去時の心得等について担当者が説明し、住宅の仕組みや決め事についての御理解、御協力を得た上で入居をしていただいております。その「町営住宅入居のしおり」の中の退去時の心得といたしまし

て、退去検査を受けるまでにふすま・障子の張りかえ、畳の表がえ等を入居者の費用負担におきまして行っていただくよう定めております。このことは建物本体は年々古くなっていきますけれども、ふすま・障子・畳の状態は自分が入られた時点と同じ状態で次の人がまた入られるようにということの施策的なもので行っている状況でございます。公営住宅という特殊な事情から費用については入居者の負担とさせていただきます。本町におきましては、近年、1年未満という極めて短期間の退去は例が余りないわけではありますが、使用期間の長短にかかわらず町営住宅のしおりで決めさせていただいたことが実行されておりまして、入居者に御理解いただいているというふうに思っております。また、県や近隣市町村にも問い合わせたところでございますが、どこもおおむね同様の方法をとっているとのことであります。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ありがとうございます。せめて今後検討するぐらいの答弁を期待をしておったわけでございますが、非常に冷たいなと、冷たい答弁であるなと言わざるを得ないと思っておりますし、新町の建設計画で言うところの人と自然にはぐくまれぬく

もりのある交流のまちづくり、ほど遠いなというふうに感じたところ
でございます。

同僚議員も言われておりましたが、良質な住宅を確保するというこ
とは、子供を持った若い世帯の定住に極めて有効な施策であるという
ふうには思っておりますし、現実には割安な家賃で良質な住宅を提供して、
現実には子供がふえたというふうな自治体もあります。ちょっと場所は
忘れましたが、たしか長野県の方だったと思いますけども。

まあ、そういうことで退去時の負担あるいは不安を軽減をしてあげ
ると、そういうことも極めて大切なことであるというふうには思ってお
ります。県や近隣が同様な方法であるというふうなことでありますけ
れども、もう既に公営住宅、公社あたりがそのような方針に変えている
所もあるんです。近隣が指定にないからこそ津和野町の当町のぬくも
りが見えてアピールができるというふうには考えております。

そこで、退去時の心得というのを私もいただいております。御質問を
させていただきますが、この心得の中には確かにガラスの破損、これは
まあ個人が破れば当然ですけども。障子・ふすまの張りかえ、畳の表
がえは必ず行ってくださいと書いてあります。で、確かにそうなんです
が、問題はこのことが入居者との契約書の中にきちんと契約条項とし

て入っているかということなんでございます。

判例がございまして、2003年の11月22日に、これは、尼崎市の賃貸マンション、これは県の住宅供給公社の賃貸マンションでございますけど、修繕費21万円の、これは敷金から差し引かれた修繕費約21万の返還を求めた訴訟で、これは控訴審でございますけれども、公社側に、神戸地裁尼崎支部の判決を変更して、これは高裁がです、大阪高裁がですよ、地裁の判決を変更して大阪高裁が請求額とほぼ同額の返還を命じたという判例がございまして、で、その中に入居時に交付したしおりなどを根拠に特約が成立していたということについては、これは借り主が自由な意思に基づいて同意していない限り、もうそこまできっちりわかった上でないと安易に認めるべきじゃないと、そのような判決が出ております。で、この判決が、さらには2004年6月10日、これが、最高裁に公社が上告をしたわけでございますけれども、公社側の上告を退ける決定を最高裁第1小法廷が出しております、大阪高裁の判決が2004年6月10日に確定をしております。で、この中に原状回復費用は借り主負担とする特約があったけれども、それでも、なおさら、この特約については同意したとは言えない、そういうふうな判断をされております。

で、さらに、ほかにも判例いっぱいあるんですが、時間の関係で言いませんけれども、既に御承知だとは思いますが、こういったトラブルが多いもんですから原状回復をめぐるトラブルとガイドラインということで国土交通省の住宅局の住宅総合整備課というのが平成10年に原状回復をめぐるガイドラインということで出しております。これは概要でございますけれども。つまり、国土交通省が平成10年にはこういったことについてはこのように気をつけるべきであるというふうにしてガイドライン出しております。

それによりますと、原状回復とは、賃借人の故意、過失、善良なる管理注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗、毀損を復旧することというふうに定義をしております。いわゆる経年変化、通常の使用による損耗等の修繕費用は賃料に含まれるというふうに書いてあります。原状回復というのは賃借人が借りた当時の状態に戻すことではないと明確に書いてあるわけです。で、その標準契約書については、これは、国交省が推進をしておる標準契約書でございますけど、その中には、貸し主には賃貸住宅の使用のために必要な修繕をなす義務があるということをまず明らかにする一方、ごめんなさい、借り主じゃない貸し主です、貸し主に義務がある。一方、借り主の修繕義務

は借り主の故意・過失の場合にのみ生じること、明け渡し時の原状回復義務は通常の使用に伴う損耗については生じないことを規定をしたというふうに書いてある、これが国土交通省が推進をしている標準契約書なんです。

ですから、いずれにしてもこういう判例も出ておりますし、最高裁の確定もされておると。仮に敷金の返還訴訟を起こされたら、この退去時の心得、これが契約書にあらうがなかろうが非常に状況としては不利である。町の側の分が悪いということで、もう確実に私の感触ではもう恐らく確実に負けるんだらうというふうに思っております。ぜひとも、多少経費のかかることではございますけども、そのために家賃をいただいておりますので、ぜひとも先ほど申し上げたもろもろのこと、あるいは定住対策も含めて見直しを早急にするべきであるというふうに思っております。再度御答弁をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） あいにく私どもは法律や裁判事例についてそう多くの知識や資料を持ち得ておりません。近年、賃貸住宅退去時の原状回復に絡む敷金返還等について多くの問題が発生しておるとい
う、また、通常使用する損耗、自然損耗は含まれるという判例が相次い

でおるということは先ほども議員さんからもお話しされましたし、インターネット等でも幾らかは検索することができた状況であります。これらについては、主には民間賃貸契約の場合であろうと思われれます。公営住宅は法で、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備しとうたってございますように、万人の使用に供するために依存するものではなく一定の行政目的達成のために建設がなされたものであり、この目的実現のため公営住宅においては家賃は民間住宅に比べて特別低廉に設定されております。家賃の算定は法令で定められており、入居者の収入に応じて変動し、さらには建設時から経過年数に応じ算出される係数によりまして建物原価分が毎年減額される仕組みになっております。民間賃貸住宅の家賃とは違い特別低廉に抑えられております。このようなことから公営住宅を管理する自治体においては修繕費の費用負担区分等について同じような扱いをしております。繰り返しになりますが、本町においても町営住宅の入居者のしおり等でそういうものを決め事を定め御理解をいただいて負担をさせていただいているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） これ以上言っても余り、また改めて、

答弁が変わらないようでございますので改めて質問をさせていただきます。

最後になりましたが、合併協定項目についてということでございます。町民運動会あるいは敬老会について町民の意向調査はどのように行われるのかということでございますが、いわゆる合併協定項目11項目あるかと思うんですが、今年度から20年度にかけて検討あるいは再編を行うということでございます。本日は町民運動会と敬老会についてお伺いをしたいと思っております。

まずその前に、1点、公民館についてでございますが、これについては現在検討中ということでございまして、それを見守りたいというふうに思っておりますけれども、9月の定例会の一般質問で同僚議員から地域振興あるいは活性化の観点から常勤職員はぜひとも必要であると、そのような発言がございました。私も全面的に賛成でございます。私の地元であります小川地区におきましても既に関係の団体が協議をしておりますが一応の結論を出しております。その中では現体制が望ましいんだと。どうしても財政的なこと等々があるのであれば、最低でもせめて1名の常勤職員と非常勤の職員、週に2日か3日か勤務する非常勤の職員を1名と、そういう体制を強く要望をしたいというふう

な結論が出ております。これも同僚議員言われておりますけれども、いわゆる旧日原に合わすとかあるいは旧津和野に合わすとか、そういうどちらかに合わすとかいうのではなくて新しいものを今後つくり上げていくんだと、そういった考え方を今後検討していただきたいというふうに考えております。

公民館のことはさておきまして運動会のことをございますけれども、運動会については18年度に検討をするということになっておりますけれども、以前、旧津和野町で、もう既に何年か行われておりましたチャレンジデーが中止をされたというふうな、残念ながらそういう経緯もございます。町民の皆さんの身体的あるいは精神的な健康の増進あるいはスポーツ振興と、そういった観点から、また、そして何よりも合併をしたばかりでもございます、多くの町民が一堂に会してより融和を図ると、そういった観点からも実施の方向で検討が望まれると思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

そして、また実際、町民の皆さんが関係の団体の皆さん、どのような意向であるのかということについて、その意向をやっぱり重視をされるということが大切であると思っております。意向調査をする予定がおりであるか、ないか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、敬老会についてでございますが、ことしは行われておりません。非常にそのことが残念でございますし、多くのお年寄りの皆さんが、ことしはないのかねということで非常に残念がっておられます。お年寄りといえばふだん余り出歩く機会もなかなかないわけでございますので、せめて年に一回は、近くの人だけでなくもっと広い範囲の昔からの知り合いと年に一回ぐらい元気かねというふうな形で話がしたいと、そういった意味で非常に楽しみにしておられた高齢者の方も多いわけでございます。かつて合併協議の場で旧津和野側から強く要望をされていたという経緯もございます。ぜひともこれも町民の代表者の皆さんの一つ意向調査を踏まえてこれも再度検討が必要ではないかというふうに思っております。お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、合併協定項目におけます敬老事業につきましてお答えを申し上げたいと思えます。

合併協定では敬老事業につきまして、一応18年度より再編するとしております。敬老事業のうち敬老会に関しましては過去の経緯もございまして、全町1カ所での開催は事実上困難というような状況でありますので、この状況を勘案し、全町同一の開催は見合わせているとこ

ろでございます。また、健康増進その他の意味も含めました運動会の開催につきましても同様なことが言えるのではないかというふうに思っているところでございます。今後旧両町の経過等も勘案いたしまして、町民の皆さんの声を聞きながら、必要であれば意向調査につきまして今後検討をしていく考えでございます。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 敬老会について1カ所での開催が事実上困難であるということでございますが、多分75歳以上対象者はおおむね2,000人ぐらいだろうと思うんです、合併をして。残念ながらそのうち参加できる元気な方というのは残念ながらもちろん全員じゃないわけでした相当減るだろうと。で、まあ、旧津和野町の人数詳しくわかっておるわけじゃございませんけれども、相当減るのであれば1カ所で本当にできないのかなと、あるいはほかに理由があるのではないかなというふうな気もしておりますが、2,000人が3分の1程度、1,000人、七、八百人程度だったら1カ所でできんことはないと思うんです。だからやる気になればできるんじゃないかと思うんですが、そこら辺、ほかにあるいは理由があるのか、どうしても1カ所じゃ無理なのか、その辺もう一回お聞かせをいただきたい。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 旧町で、津和野の部分でしか私は知り得ませんけども、現状、旧町時代、津和野で行っていた場合、殿町にある町民センターの中の体育館で行っておりました。このことは御承知のとおりだと思いますけれども。実質的に非常に、送り迎えの部分でありますとか、人数も少ないとはいいいながら非常に参加されるという意義からすれば非常に結構でうれしいことではありますけども、本当に年1回という面接の機会という状況もありますのでかなり多くの方が参加されます。非常に体のぐあいの悪い方等は自宅ということでありますのでまた職員が分担していろんな物をお届けしたりという状況でありますけども。町内1カ所で同時にということになりますと、アクセスの問題から、会合的な部分、それに参加される皆さんの本当にそれがスムーズな状況にできるのかと、運営ができるのかということをお勘案いたしますと、従来から合併前からその辺のところの協議は進めてきているわけでございますけども、現実的に非常に難しいのではないだろうかというお話があります。それと同時に費用の部分も物も全く関係ないわけではございませんけども。

また、旧日原町におきましては、それぞれ敬老の様式と申しますかお

祝いする形が自治会等の形で形成されているようでございますので、それを続けていただくのが地元で本当に小さな単位でもお祝いしてあげることがより敬老の意味があるのではないかというふうな御意見もありまして、そうした観点から同一に開催することについて我々といたしましては若干検討が必要であるというふうに現在考えているところであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 完全にもう今後やめるということではないだろうというふうに思っておりますので、1カ所が難しければ2カ所でもできるわけでございますのでその辺も含めて、予算的にそれほど多額の金額が要るわけじゃございませんので、人生の先輩に敬意を表すると、そういう意味で非常にやさしさのぬくもりのある私は施策であろうというふうに思っております。今後検討をよろしく願いをいたして終わります。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で11番、滝元三郎君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時20分まで休憩といたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、発言順序11、14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 議席番号14番、竹内志津子でございます。通告に従って4点について質問いたします。

まず、最初は、行財政改革についてですが、去る11月24日の全員協議会で津和野町行財政改革大綱等実施計画が策定されたとの報告を受けました。新町建設計画の基本目標である「人と自然にはぐくまれぬくもりのある交流のまちづくり」の実現のため、極めて厳しい本町の財政状況を踏まえ、行財政改革による行財政基盤の強化を図ることを目標として策定されたとありますが、ぬくもりのあるまちづくりという目標が本当にそのような目標達成できるような計画になっているかどうか大変心配しております。

まず、一つは、公共施設管理の見直しであります。小中学校の統廃合、学校給食調理場の統合、学校給食業務の民営化の検討、保育園等の統廃合及び民営化の検討などが打ち出されております。

小中学校の統廃合については、名賀小学校の例のように児童生徒の減少によって、ごく少人数になったために教育効果の面から考えて子供たちを人数の多い学校に通わせたいと、その方がよいと保護者が判断した場合には統合を選択するのもやむを得ないと考えますが、遠距離を通学することによって子供や保護者への負担が大きくなることや学校がなくなることについて、地区住民の心のよりどころがなくなり過疎化に拍車がかかります。私も過去何校か経験をしております。町内では分校——滝谷分校とか日浦分校、その閉校を経験いたしました。今その地域では本当に戸数も減り集落が崩壊寸前というところまで来ております。このようなことが各地に起こってはならないと考えております。

また、給食調理場についてですけれども、経済効率の面から考えていけば統合した方がよいかもしれませんが、子供たちの心の面から考えたとき、つくってくださる人の顔が見え、感謝しながら湯気の上がる温かい給食をいただくことがどれほど子供たちの心を豊かにすることか、

これはお金にはかえられません。

これも私は経験しております。調理場から遠く離れた所へはその運ぶ時間が要りますので、実際口にするときにはかなり冷えた物が届いております。それから特に冬季間などになりますとお汁も随分冷えてきております。それから物資が、物資といいますか給食用具、はしが足りなかったり食器が足りなかったり、また、パンが足りなかったりとか、そういうこともときにはあります。そのときには本当にこれは問題なんですけども、きちっと煮沸消毒とかそういうこともなされていない用具を使ったり、また、パンが足りないとか食が足りないときには教職員の物を子供たちに与えるとか、それから大量に足りないときにはしばらく給食時間をずらして待つとか、そういうようなことが実際に起こっております。それはたびたびということではありませんが、限られた人数の中で調理とか運搬をされる人たちの間でもたまにはこういうミスも起こってくるということで。私は同じ敷地内で調理が行われる給食もいただいておりますが、これがいかに子供たちの心を満足させるものであるか、そういうことも経験しておりますので、経済効率だけから考えて給食調理場の統合というのは、これは望ましいことではないというふうに考えております。

それから、安全面についても同様ですが、かつて0—157問題のとき、全国的には大規模な調理場を自校方式、小さい調理場の方式に変えていこうというような動きがありました。経済的にも大変ということでその動きは現在はとまっているのかもしれませんが、やはり安全、それからおいしい食事、そういうことから考えて、できるなら統合しないで今の状況のままで継続していただきたいと思います。

それから、給食業務の民営化ということですが、経営が苦しくなった場合、給食材料の質の低下は避けられません。営利を追求する民営ということになりますので経営上やっていくことが難しくなったら必然的に材料の質の低下、それから職員の——調理する職員を減らすというようことで、調理方法等についてもかなり質に問題が出てきますし、安全性のチェックも十分でなくなるということが考えられます。安全・安心の温かい給食で子供たちの心を満たしていくことが、本当に今、子供たちの心の荒廃が言われているとき、この給食、温かい給食を与えることが非常に大事だというふうに考えております。

次に、保育園の統廃合、民営化についてですけれども、子育てしながら働く親御さんにとって保育園が近くにあること、また、少人数で目の行き届いた保育をしてもらえることがどれほど安心して子育てできるか、

だれが考えてもこれはわかることだと思います。少子化対策を講じなければならぬときに、それに逆行するようなことは避けるべきです。子育てに手厚い行政の手だてがなされている自治体では子育て世帯がそこに移り住むようになって人口がふえているという例が全国にも幾つもあります。津和野町もぜひそういう町にしたいものです。全国的には津和野の名前は通っていますが、本当に子育てにやさしい津和野町と、そういうことが全国的に行き渡るような、そういう施策をしていただきたいと思います。

以上のことから限られた内容ではありますけども、これらの行財政改革のこういう内容については慎重に考え、場合によっては変更すべきではないかと考えますけども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 続けて。

○議員（14番 竹内志津子君） 続けて。

○議長（後山 幸次君） はい。

○議員（14番 竹内志津子君） すみません、もう一つですが、住民負担の公平性ということですが、住民負担の公平性を理由に住民負担増を図ろうというような内容も出ております。基本的に受益者に応分

の負担をしていただくというお考えだとは思いますが、今、住民の負担はいろいろな面、税の増収、医療費の値上げ、そういう介護保険料の値上げ等いろいろなことで負担増が行われております。さらに、いろいろな使用料等の負担がふえるということは、やはり今慎重に考えるべきではないかというふうに思っております。これについてもお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 14番議員さんの御質問にお答えしたいと思います。小中学校の統廃合、学校給食調理場の統合、学校給食業務の民営化等についてのお尋ねがございましたが、これらにつきましては教育長の方からお答えをさせていただきます。と思っております。

そして、また、保育所の統廃合の関係、あるいは住民負担の公平性の問題等についてもお尋ねがございましたが、保育園の統廃合等につきましては慎重に検討してまいりべき課題であろうと、このよう考えておるわけでありませう。

それから、住民負担の公平性ということで、何かすべて高いものにと、負担をふやしていくということのみを考えておるといような受けとめ方の御質問だったと思いたいますが、そうしたことを現在のケースの中

ですべてというふうには考えておりませんで、例えば保育料を考えてみますと、旧津和野と旧日原の保育料というのはかなりの格差がございます。これは、旧津和野は非常に安い、旧日原は非常に高い。これをどうするかということで検討しておりますけども、現在私どもの考えておりますのは、一挙にとというわけにはまいりませんが、計画を持ちまして、旧日原の高い保育料を引き下げてまいりたいと、このように考えておるわけでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、さきに策定をされました津和野町行財政改革大綱の推進に当たりましてお尋ねでございましたので順次お答えを申し上げたいと思います。

小中学校の統廃合につきましては、今後とも児童生徒の減少が続く見込みでありまして、多様化する学習ニーズへの適切な対応と今日の厳しい財政状況を踏まえまして、学校規模の適正化は避けて通れず、早期の統廃合基準を定める必要があると考えております。

なお、統廃合基準の策定に当たりましては、P T A を初め地元関係者の方々とも十分協議をし、御検討もいただきながら進めなくてはなら

ないと、このように考えております。

また、学校給食調理場の統合及び学校給食業務の民営化につきましては、今後も児童生徒数の減少で食数の減少が予想される中でありまして、経費の節減と効率化の面からも検討が必要であると考えておりますが、検討に当たりましては財政的な面やあるいは職員体制の面、あるいはまた保護者負担の問題等について十分検討しながら進めてまいりまたいと考えております。

こうしたいろんな課題等があるわけでございますけれども、決してこれを行政サイドだけで、思いで進めるという考えはありませんで、やはり関係者の皆さん方のいろんな御意見等御協議しながら進めていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 住民負担の公平性を理由に住民の負担増を図ろうということについてであります。

基本的には受益者に応分の負担をしていただくという考え方であります。したがいまして、軽減によって公平性を図るという考え方は現時点では思っておりません。非常に厳しい財政状況の中でいかに自主財

源を確保するかという点も踏まえながら進めてまいりたいというふう
に考えております。

それから、具体的な考え方としては、町有施設等を利用される場合には、電気代相当額をお支払いいただく、あるいは町有地を駐車場として利用される場合には駐車料をいただく、それから、CATV工事が今期中で全部終わりますが、そのコマーシャルテロップというのを流しておりますが、そういうふうなものを積極的に推進をして放送料をいただく、あるいは地籍の調査の閲覧手数料、そういったものを新設をして利用者に御負担をしていただく、そういうふうなことを考えております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） まず、給食についてですけども、ただこう経済効率だけでなく、やはり現在給食がどういう状況にあるか、子供たちが調理場がある所の学校の子供たちと、それから周辺の学校の子供たちが給食をどのように受けとめているか、食べ比べてみないとわからないと思いますども、やはり周辺の子供たちの給食というのは本当に調理場がある所の子供に比べては、せっかく調理員さんたちが心を込めてつくられてもそれが冷めていたりというようなことが

あります。実際にそれはありますので、やっぱり統合が進めば進むほど遠くにある子供たちの給食の味が落ちてくる、そういうようなことは考えられるわけですし、できるだけ現状からさらに遠くにまで運ばなければならぬというようなことは避けていただきたいと思います。

それから、もちろん学校の統廃合等については地元の関係者、それから保護者の意向もしっかり酌んでいただきたいと思いますが、ある程度の人数がある場合は存続の方向で御検討いただきたいと思えます。

それから、住民負担の公平性ということで、町長は必ずしも負担増の方にばかりはということを言われました。確かに保育料等の日原地域の保育料の値下げと、それは本当に保護者にとっては大変うれしいことであると思えます。そういう方向で考えられることが多ければいいんですけども、課長の説明によりますと軽減により公平性を図るということは考えていないということですので、やはり高い方に合わせるということだろうと思えます。例えば地籍調査の閲覧等出ましたけども、閲覧にお金がかかるということなんですね。もちろんコピー代とかはそれは自己負担するのもやむを得ないかなとは思いますが、閲覧をするのに200円要するというのはいかがなものでしょうか。そう

いうことを考えて一つ一つ見たときにいろいろなところで負担増になってくるということは考えていただきたいと、それはやめていただきたいというふうに思います。

それから、CATVのコマーシャルのテロップ放送のことが出ましたけども、CATVにしましても、もちろん営利、CATVに限りません、いろんな体育館、施設のいろいろな施設の使用等についても営利目的で使用される場合はもちろん使用料は取られて結構だと思いますけども、町民の福利厚生、学習等に使う場合にはこれは免除されるべきではないかなと思います。私の地域、青原でも地域の行事として青原小学校の体育館を使うのにも今現在新町になってからは使用料が求められるようになりました。いろんな行事を検討する際に使用料が要るから体育館は、例えば運動会のようなときには体育館はできるだけ使わないようにとかいうようなことが端々で出てきます、皆さんの話の中に。そういうふうな配慮までしなければならぬようなことではいけないのではないかなと。町民の内容を見ていただければ、これは地域の住民の福利厚生の行事だというようなことはわかりますので、そういう面では免除していただくとかいうことが考えられて当然だと思います。これこそぬくもりのあるまちづくりということになるのではないかな

と思いますので、御検討をいただき、ぜひとも大綱の内容、実施計画の内容を変更していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 議員さんの言われる町政、よく理解ができます。が、現実には財政面を考えますと非常に厳しい状況でありまして、これが赤字再建団体に転落をすれば今とは比較にならないくらい厳しい状況が見えております。そういう状況の中で少しでも町民の皆様方に安心して生活をしていただける町政を心がけるという視点に立ちますと、まず、安定的な財政運営を図るための財源確保、そういったことをしていかないとそういうぬくもりのある町政もできないというふうに考えております。あくまでもこの財政難を乗り切るまでの期間、乗り切るための一つの方法として今の行財政改革大綱なり実施計画というふうなものを考えておりまして、現時点において中身の検討するものがいろいろ検討事項として上げてありますので、それは積極的に検討して、できるものは実施をする、問題があるものは見送るというふうな結論を出していきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 財政状況が非常に厳しいということ

で、この行財政改革は必要だということは私もよくわかります。私が考えるに、住民負担をふやすという、福利厚生面で後退するという、教育の内容——内容じゃありません、教育行政で後退するというよりももっとほかの面での財源を節減するという、そういうことがあるのではないかと私は考えます。個々については検討もということをおっしゃったので、ぜひとも御検討をいただきたいというふうに思います。

では、次の2点目に移ります。教育の問題についてですけども。

まず、初めに、教育基本法に触れたいと思います。これは別に答弁を求めるものではありません。

去る15日に参議院において改正教育基本法が強行採決され成立しました。今後の教育に大変大きな影響があるということをお心配しております。改正教育基本法の問題は大きく2つありますが、一つは、国や郷土を愛することを強要するということです。国や郷土を愛するということがいけないと思っているわけではありません。これは自然に、こういうものは自然に育つものだと思います。憲法に保障された内心の自由に反するものです。2つ目は、教育の自由にかかわることです。教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであって。

○議長（後山 幸次君） ただいま竹内議員の発言中ではありますが、教育基本法についての通告がなされておられませんので、これは省いていただきたいと思います。

○議員（14番 竹内志津子君） 次のいじめの問題にも関連することでもありますので、続けさせていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 冒頭に申されましたように教育基本法について質問はしますが御答弁は要りませんというふうなことでありましたが、一問一答方式というのは必ず質問すると答弁が要るわけでありませう。そういった意味で今の件については発言を、まあ後で取り消していただきたいと思いますので、続けてほかのことで質問してください。

○議員（14番 竹内志津子君） 教育基本法について質問ではなくて、これに触れて次のいじめ問題に行きたいと思っているんですが、それでもだめでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 発言を許します。

○議員（14番 竹内志津子君） この教育基本法がずっと現場におりてきますと現場は本当に、ますます学校は窮屈なものになってくると思います。いろいろな法律で、法律、この法律によりまた他の法律で定めることにより行われているということがこう条文の中にある

わけで、法律がどんどんつくられ、そして、それが現場におろされてくる、そうすると教職員は子供におろされたことを教えたり、それから教育活動の中で必修していかなければならなくなるという大きな問題があるわけです。そういう意味で本当にこの改定教育基本法が成立したことは大変心配しております。

いじめの問題についてもいろいろ言われておりますけども、学級の中で起こったいじめが学校の中で本当に自由に教職員同士相談できるような、そういう状況でないということがいろいろ出されております。法律のもとに学校現場にいろいろなことが起こってき、そして、それによって教師が評価されていくわけです。学級の中で問題が起こってほしくない、起こっていても自分の学級では起こっていないように、できるだけ公にはしたくない、ほかの人には話したくない、そういう思いで教師たちは本当に毎日辛い思いをしながら学級へ行っている人もおります。実際、私もそういう経験はいたしました。

子供たちは年々変わっております。同じ担任が持っても、ある年は本当に楽しい学級経営ができて、ある年は非常に困難な状況になり学級が荒れてしまうと、そういうようなこともあります。これは、若い教師、ベテラン教師に限りません。若い教師でも本当にうまくいく年、な

かなか子供たちがつかめなくて悩みが多い年。ベテラン教師でもそうです。ベテラン教師だからいろんなこと全部できるかということではありません。年によっては本当に問題がいっぱい発生してなかなか学級経営がうまくいかないということもあります。そういうときに学校の教職員の間で本当にいろいろなことが話せるような雰囲気だったらこれが早く、問題が早く解決できるということがあります。教師がこれからますます管理されていくと、本当に自分の悩みが出せるような状況が生まれるのでしょうか、それは違うと思います。ますます出せないような状況が生まれてくると思います。

今、教育再生会議ですかね、昨日もテレビでやっておりますけども、教育基本法が変わったことで早速具体的ないろいろな動きが出ておりますが、本当に現場がもっと自由な状況でいろいろなことが語り合えるような、そういうものになっていくことを願うしかありません。

さて、いじめの問題ですけども、先ほども幾らか関連をしたことを話しましたけども、この教育基本法を改定する動きの中でくしくもこのいじめの問題が出てきました。本当に悲しいことに自殺に追い込まれた子供もたくさんおりますが、先ほども言いましたように学校の中でなかなか対応できないということもあります。昨日の前段の議員の質

問によって回答はありましたけども、考えなければいけないのは、どうしていじめが起こるのか根本的な原因とか究明をもっとしていく必要があるのではないかなと思います。

それから、それに関連して、やはり担任が1人で解決しようとしてもなかなか難しいものです。教職員が協力して取り組まなければ根本的な解決は難しいです。現実には学校は大変忙しく、相談する時間的なゆとりもありません。心のゆとりもありません。互いを支え合うゆとりがなくなっているんです。

で、特に、調査報告物が大変多くなっております。これが忙しさを増幅しております。ぜひ現場のこのような調査報告がどれくらいあるのか実態調査をしていただき、改善をしていただきたいと思います。

教師は、やはり子供にかかわる時間を多く保障されなければなりません。いじめを早く発見し、いじめだけではありません。いろいろな問題が日々起こりますけども、それを早く発見し、早く解決するためにはやはり現場の教師に心と時間のゆとりを保障しなければならないと思います。現場の実態を調査し改善していただきたいと思っておりますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、教育について、大きく分けまして2点についてお尋ねでございましたので御答弁を申し上げます。

まず、前段のお尋ねでございますが、あわせて教育基本法の改正にあわせまして、それが各種の法律施行あるいはそれらの実践に当たってそれぞれの教育現場が非常に厳しくなってくると、こういうふうなお尋ねもあわせまして関連でございました。

そのような中で学校現場のそれぞれの雰囲気づくりが大事であるというふうなお尋ねもあったわけでありますが、これは確かに学校現場でのいろんな諸課題に対する対処というのは非常に大事でございます。まず、校長のリーダーシップをいかに発揮するかということであろうと思います。それによってそれぞれの教職員が適切な対応、迅速に処理をすると、こういうふうなことではなかろうかとこのように思っているわけでございます。この関係につきましては町内校長会等でもいろんな現場の様子等を聞きながら教育委員会におきましても支援できるものについては支援をしていきたいし、また、現場の先生方もこれらについて努力をお願いしていかなければならない面もあるかと思っておりますので、今後の現場との話し合いの中で対処していく問題じゃなかろうかと考えを持っております。

それから、2点目の教職員の勤務にゆとりがなくなっておるということでございますが、この関係につきましては、これまでも学校現場から調査報告書等の依頼文書が多いと聞いておりますし、教育委員会事務局担当者も報告文書等に追われている状況でもございます。これにつきましては、これまでも県段階の諸会議の際にも事務の簡素化あるいは効率化の面で検討するよう要望を重ねてきておりますが、引き続いて改善方要望をしまいたいと、このように考えております。

特に、現場で少人数指導加配、あるいは制度指導加配等いただいております学校につきましては教頭教務主任の事務量がかなり大きいということを知っているわけでございます。この関係について特別の予算を学校に設けて教員会議をしていただいておりますので、ある面ではいたし方ない面もあるかと思っておりますけども、それにしてもやはりもう少し報告内容、様式等を検討して、報告して、照会していただくべきではなかろうかと、こういうことを県の方にお願いをしております。

今後の現場の事務量の調査というのをしてはどうかというお尋ねでございましたけれども、いつの時点のものをもとに現在の状況が多いのか少ないのかというのはなかなか難しいわけでございますけども、やはり今日のいろんなこうした社会情勢の中では役場業務におきまし

ても非常に事務量が多くなっているわけでございます。そういった面を含めまして今後どういった実態調査ができるのか検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 現場の事務量が多いということは把握しておられるようですので検討していただきたいと思いますが。私の経験によりますと本当にひどい話ですけども、こうこうこういう調査、例えば教科のいろんな実践状況とか、それから教えてる内容とか、そういうものについて3日後に報告しなさいとか、それはたとえの話ですけど。本当にそういうような調査がよく来るんです。

で、学校、特に学級担任をしているような者は本当に時間的なゆとりがないわけです。子供たちの日記を見たり、テストをつけたり、それからそれぞれの個々の子供の相談に応じたり、本当に1日、めまぐるしく時間を送らなければならないんですけども、その中でそういう報告物をつくらうとするとどうしてももう時間外になります。で、よく教員は大きな荷物を抱えて通勤しておりますけども、持ち帰り仕事も随分たくさんあるわけです。そういう物の中には報告書をつくらなければならないというものもたくさんあります。そういう面で本当に簡素化で

きるものは簡素化していただきたいと思います。

先ほど少人数児童の指導するための加配というのがありましたけども、いろんな加配がされるようになったという、その辺の前進面は私は本当評価したいと思うんですが、加配されたためにその内容を細かく報告しなければならないということで、もう本当にその報告書が大変だから加配はない方がいいとすら、そういう声すら出てくるような報告書を求められているものもあります。そういう点で教育長が言われたように本当に簡素化していくように、県の教育委員会なり、教育事務所なりにも意見を出していただきたいというふうに思います。

それから、その報告書にも関連するんですけども、最近、心を病む教員が非常に多くなっております。で、最近の山陰中央新報だったと思いますけども、文部調査が出ておりました。2005年度で、全国で4,000人を超す教職員が精神的な疾患、疾患といいますが本当に精神的に追い込まれて休職せざるを得なくなったという教職員が大変多くなっておりまして、病気で休職する教職員の全体の60%を占めているというふうに出ております。先ほどのいじめの問題ばかり、いじめよりほかにもまだいろんな問題が子供たちの中に起こってきます。それから報告物は多く求められます。それから、もちろん教材研究と教える

ことに専念しなければなりません。そういう面で本当に今教職員は追い込まれております。精神的に随分追い込まれておりますので、現場にもっとゆとりが持てますように、どうぞいろんな機関において検討をお願いしたいというふうに思います。

3点目は、米軍の訓練飛行についてです。

このことについては3月の定例会のときにも質問しておりますが、そのときの答弁では今後顕著な被害が出てくるようであれば実態把握に努め適切な措置を講ずるということでした。しかし、被害が出てくるような事態になる前に食いとめなければなりません。ぜひとも実態把握に取り組んでいただきたいと思います。実態をつかまないことには次の行動にも移れません。益田市は調査をしていますし、民間の人もしておられます。役場の中に担当者を決めてチェック体制を整えていただきたいと思います。

このことについて関心を持っていただきますと、まず、本当に普通の旅客機ではない航空機がかなりの大きい音を立てて飛行しているということにお気づきだと思います。で、津和野町内でも場所によっては異なると思いますが、特に奥部とか、それから南の方に向いた方とかいうような所ではかなり聞かれるのではないかなと思います。私も最近も

経験をしておりますが、ついこの前は夜間8時ごろでしたかしら、2機の多分戦闘訓練飛行の戦闘機だと思います、2機が前後して、ずっと赤い光を点滅しながら飛行していきました。普通の旅客機と音が全然違います。それから、昼間も10時前後でした、これは11月ごろでしたかね、実際にこの目で見ました。たまたま近所の人が通りかかったので一緒に見ました。やはり2機で飛行しておりました。津和野町の上空で訓練をするということはまだ聞いておりませんが、実際益田市の上空では訓練しております。ドッグファイトといって敵機の後ろに素早く回って攻撃するという、そういうその方法なんだそうですが、それを実際、益田市の上空では行われております。

で、今そういうことがたびたび行われておるわけですが、今後米軍基地の再編計画で、神奈川県厚木基地から岩国基地へ空母艦載機が59機、そして、さらに沖縄県の普天間基地からKC130という空中給油機が12機移転されることになっております。現在ある米軍機と自衛隊機合わせると136機の軍用機が配備されるということになるわけで、その分もっともっと訓練の回数が多くなってくるわけです。で、これらの倍以上になった訓練機が訓練すると、この津和野町の上空での飛行はもっともっとふえ、低空飛行やドッグファイトというよう

な訓練さえ行われる可能性も高くなります。移転されていない今のうちに食いとめておく必要があると思います。

それから、米軍の要求だそうですけども、岩国を中心として180キロ以内の所にさらに訓練ができる施設を設けてほしいという要求も出されているということです。ですので、本当に今岩国基地を中心とした周辺の自治体、そして、もう岩国といえば県都松江よりもここは近いわけですから、本当に危険性というものは十分あるわけですので、今のうちに拡大されないように食いとめておくということが非常に大事なことだと思います。ぜひとも実態調査をしていただくとともに周辺の自治体と連携を図っていただいて中止への運動を広めていただきたいというふうに思います。御答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、飛行訓練に対するチェック体制についての御質問ですが、以前の答弁の多少繰り返しになる部分もありますが、本町内におきましては米軍の飛行訓練が原因と思われる著しい騒音被害等の報告は現在のところ入っておりません。本町よりも岩国市に近い吉賀町にも今回も以前と同様に問い合わせを行いました。やはりそういう被害報告は

ないとのことでした。

そういうことで現時点で緊急にチェック体制を整える必要性は感じてはおりませんが、これも繰り返しになりますが、今後顕著な被害が出てくるようであれば、行政の責任としまして町民生活に不安が起きないようにチェック体制の整備を含めて適切な措置について検討したいと考えております。

もちろん言われるように民間機でない飛行体の飛行については承知もしておりますし関心も持っているところではあります。時折目にもしておるのは議員さんと同様であります。

それから、次に、岩国基地の拡大に伴います飛行訓練中止の働きかけについてですが、これも現在のところ本町が単独で国に対して飛行訓練中止の働きかけ等を行う考えは持ってはおりませんが、引き続き情報の収集に努め、県や周辺自治体、特に益田市、それから吉賀町、そういう近い所とかとの連携は強化を引き続きしていきたいと思ひますし、そういう情報に基づいて適切に判断をしていきたいと思ひます。

と申しますのは、本町単独でのそういう動きは効果の面から考えましても、やり方としましては余り意味がないと考えておるからであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 今現在、騒音による著しい被害というのではないと私も思っております。それよりも今後訓練が多くなり上空を飛行することが多くなると考えられますので、その分、飛行中の事故なども考えられるわけで、津和野町が被害に遭わないとも限りません。それから、津和野町での被害がなければいいかという、そういうことでもないと思います。津和野町の上空を飛んで益田市、そしてまたいろんな周辺の所へ行くわけですから、やはり周辺の自治体と一緒にやってこういうことを食いとめていくということは大事ではないかなと思います。周辺の益田市や吉賀町とも連携をとっていくと、関心を持っていくというふうに御答弁いただきましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

で、まず、そのチェック体制、それほどすごい事務量があるというわけではありませぬので、何日の何時に、何時から何時の間に飛行したと、そういうことをチェックしていく、それはお1人では——担当者1人決めてそれでできるというものではないと思ひますので、役場の中でそういうチームをつくっていただくとか、それから、住民の人にお願ひ

してチェックしていただくとか、そういう手段もとれると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

次にまいります。改定介護保険についてです。

介護保険の改定によりサービスが受けられなくなったり減らされたりした方がたくさんあるというのは前回の私の一般質問のときの答弁でありました。で、大変なことだなと思っておりましたが、ヘルパーさんたちのお話を聞きますと自己負担で民間のサービスに頼らざるを得なくなり経済的に非常に苦しんでいる、年金だけではとても賄えないというふうに訴えておられる方がいらっしゃるということを聞いております。年金は毎年下げられて減らされておりますし、介護保険料や医療費なども上がっている中で、さらに自己負担がふえれば生活できないと、それは当然考えられることです。老後を安心して暮らせる思いやりの行政が必要ですが、町で何らかの手だてを講ずることはできないでしょうか。

ベット——介護保険の適用でベットを借りられなくなった人に対しては町のベットを貸与していると、そういうようなこともお聞きしましたけども、もっともっといろいろなサービス後退があるわけですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、改定介護保険につきまして御質問でございますのでお答え申し上げます。

要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、現行の福祉用具の選定の判定基準を踏まえつつ、その状況から見て利用が想定しにくい品目について一定の例外を除き介護保険給付の対象としないことが改定の部分であることは既に御承知のとおりでございますが、車いす及び移動用リフト、これにつきましては主治医の意見を踏まえ、サービス担当者会議をとおしてケアマネジメントを行い、貸借の妥当性を決定し、この該当をさせております。特殊寝台、いわゆる電動ベット等についてでございますが、これにつきましては議員さん御質問の中でおっしゃいましたが、町所有のベットを活用していただいております。地域ケア会議で妥当性を検討をしながら貸し出しを行うということでございます。国・県、制度上でございますが、当面厳しい内容であると思えますけれども、制度上、自立支援の効果を上げるということもございまして、現行のベットあるいはそうした状況を踏まえて御理解をいただきたいと思っております。

なお、こうした状況につきましては、ヘルパーさん等のお話を聞きな

がら対応しておりますので、ヘルパーさんの方から私どもの方へ逐次御連絡をいただければ、そうした情報も入ってくれば対応がよりスムーズにいくのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 自立支援という言葉が非常に気にかかるんですけども、どんどん年をとっていかれる中でなかなか自立支援というのは難しいのではないかなと、この自立支援という言葉によって介護保険の介護保険料を削減していこうという、そういう国の意図があるということを私は考えておりますけども、そのサービスの低下もしくはサービスをやめることによって実際に自立支援の方向に向いておられる方が何人おられるのか、その点が非常に心配だと思います。言葉だけではこの自立支援というそういう言葉によって本当に必要なサービスが受けられなくなっている、そして、また経済的な負担もふえているということは問題だというふうに思います。課長さんの方から、ヘルパーさんからの連絡をいただければそれなりの対応を考えているというふうに言われましたので、本当に町の段階ではいろんな

配慮をなさると思うんですけども、この制度そのものに大きな問題があるというふうに考えます。

今、福祉用具の、介護用具のことについて出てきましたけども、実際にヘルパーさんに自宅に来てもらって家事の手伝いをしていただくとか、そういうようなことが回数が減らされたり、それが外されたりというような人に対してはどのように対処しておられるのでしょうか、もし実態をつかんでおられればお願いしたいと思うんですけど。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 議員さん御質問のように、いわゆる自立支援ということですので、なかなかその判断でありますとか、その基準でありますとか個人差がございます。しかしながら、そういった部分でケース、地域のケア会議等をとおしまして、その人の、対象者の状況をよりこまめに見て検討をしております。

自立支援ということがございますので、軽度な状況が、軽度な方について、いわゆる自立で、自立を促していくという、ちょっと厳しい言い方をさせていただければ用具であるとか人に頼らず自分である程度努力をしながら自立の方向をお願いするというものがこの法改正の趣旨であるというふうに考えております。この法改正がなされました背景

も議員さん既に前回の御質問等でございましたので御存じだろうと思
いますけども、そうした自立ができる人については自立をさせていこ
うということが今後の保険を継続・維持していく上に非常に重要なこ
とだと私どもは思い、包括支援センターを中心に今後そうした高齢者、
後期高齢者も含めまして、健康状況あるいは生活状況を把握しながら
自立支援に向けていろんな形で努力いたしておりますので、今後とも
こうした努力を進めていきながら状況を見、また全体でのケア会議の
中で検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解
いただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 自立支援を目指しながら、自立支援
が難しいから民間のサービスに頼らざるを得ず生活が苦しいと、そう
いうケースが多分多いのだと思います。ケア会議等で検討するという
ふうに言われましたので、どうか本当に温かい気持ちで一人一人
に対応していただきますようお願いいたします。

では、最後に、国保税の問題に移ります。

去る8月31日に行われました津和野町の国保運営審議会のときに

出された資料によりますと、国保税を滞納しているために資格証明書が発行されている世帯が13世帯、短期被保険証が発行されているのが34世帯ということでしたが、現在の状況はどのようになっているのでしょうか。収納が進み、この数字が少なくなっていることを期待しています。

資格証明書では、受診した場合に窓口で医療費を一たん全額支払わなければならないことになっています。後日8割は返ってくると聞いておりますけども、一たん全額分のお金を準備しなければなりません。ほとんどの方が生活が苦しいから国保税を払うことができないのだと思っております。だから医療費の全額を準備することも大変です。おのずと医者にかかることを控える病状の悪化を招くことになります。言うまでもなく命にかかわることです。

つい先日のNHKでこのことを取り上げていました。1年以上国保税を滞納した場合、資格証明書を発行することが国によって義務づけられているために各自治体ではこのような処理が行われるようですが、余りにも機械的な措置だと思います。こういうやり方をお役所的だと言うのではないのかと思いますが、一人一人の大事な命を守るためにせめて短期保険証の発行に切りかえるなどの温かい思いやりの施策が

大切なのではないのでしょうか。津和野町では資格証明書が発行されている方に丁寧に対応し、わずかでも入金していただいて短期保険証に切りかえていただきたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、国保税につきましてお答え申し上げます。

平成18年度国保被保険者証更新後の資格証明書該当世帯につきましては、現在19世帯となっております。催告書によりまして納付困難な場合は納付相談をお願いをいたしまして随時相談を行っておりますが、この19世帯につきましては納付相談も応じていただけない世帯でございます。

現在、短期被保険者証につきましては、現年度分仮算定、これは4月から6月分の保険税でございますが、これが対象となっており、被保険者証更新時に納付相談を行っております。その後交付いたしておりますけれども、これにつきましては現在61世帯に交付しており、27世帯の増となっております。

納付相談に応じていただき、誓約書等の手続をいただいた世帯につきましてはすべて短期保険証をお渡しいたしております。資格証明書

該当世帯につきましては、納付相談にも応じず、本人とも直接接触できないために納入意思の確認等ができない世帯となっているためでございます。

収納率等につきましては、18年度現在で、11月分でございますが総体で56.7%でございます。残念ながら17年度と比較いたしますと若干4.22%の減となっております。

議員さんおっしゃいましたように私どもといたしましては、基本的にお支払いできる状況にあるのか、そうでない被保険者さんなのか、その悪質なのかっていうことも含めて検討させていただいておりますし、私ども資格証を送付することが必ずしもよいというふうに考えておりません。十分な納税相談をさせていただきまして応じていただける方につきましてはほんの少しずつでも納入していただくということを目的に、お話し合いの上で資格証という形ではなくて短期の保険証を給付させていただいておりますので、その点につきましては御理解をいただきたいと思っておりますし、今後収納につきましても努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 十分な納税相談をしているということをおっしゃいましたので、本当にぜひともそういうことを今後続けていただきたいと思えますけども。

一つほどお聞きしたいのは、資格証明書該当世帯について納付相談にも応じてもらえないということがありましたけども、どうしてそういうことになったんでしょうか。その点を一つお伺いしたいと思えますが。ただ接触できない、例えばどこにいらっしゃるかわからないとか、そういう場合もあると思えますけど、そのほかどういう例があるんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 直接面接ができないということ、先ほど議員さんおっしゃったように、こちらに住所がありますけども現実的におられない方も何人かおられます。これは非常に少数でございますけども。あと、催告書あるいは督促状を出しておりますけども、催告書あるいは督促状についても納税相談をお願いしますというふうな文言は必ず書いておりますし、電話等の納税相談に応じていただきたいということをお願いをしているにもかかわらず、なかなか応じていただけないということもございます。御自宅等を伺いましてはな

かなか納税相談が難しいというふうな状況にある方が現在そういう形でおられます。

しかしながら、実際の場合、実際に病気になられたりけがをされたりとするような状況等発生してくるケースもございました、過去におきまして。そういう場合につきましてはその状況を勘案しまして、本当に短期保険証という形になりますけども発行した例もございますので、必ずしも全額を納入いただいて償還をしていくというケースのみではございません。その辺につきましてはケース・バイ・ケースで対応させていただいております。状況を申し上げまして報告にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） NHKで取り上げているのもありますし、私が入手した情報によりますと生活保護の申請をしても認めてもらえない、それかといっているいろんな事情があると思うんですけども、本当に保険料、保険税が払えないということで餓死のような、そういう状況で亡くなられた、病院にもかかれない、保険証がないので病院にもかかれないということで亡くなられたりという例も聞いておりますの

で、ぜひとも本当に温かい対応をしていただきたいと思います。実際に病気とかけがをした場合にはその状況を検討して短期の保険証も交付して医者にかかれるようにという、そういう配慮もしているということをお聞きしましたので、ぜひ本当に温かい対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で14番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序12、8番、原秀君。8番。

○議員（8番 原 秀君） それでは、12月定例議会一般質問、いよいよ最後になりましたけども、通告に基づきまして質問をさせていただきますので、御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

最初に、行財政改革大綱についてお伺いをいたしたいと思います。

先般、行財政改革大綱が示されたわけであります。非常に厳しい財政状況の中、収納対策等歳入面の改革、義務的経費の削減、また、新規事業の抑制等歳出面の改革に急務な課題として取り組むということで行財政推進会議の答申に基づき津和野町行財政改革大綱の実施計画が示

されたところであります。

そこで、この大綱が18年度から22年度の5年間の年次計画ということであります。そこで、19年度に実施される項目について現時点での進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 8番議員さんの御質問にお答えしたいと思います。行財政改革大綱の中で19年度に実施予定の項目について具体的に伺いたいということでございました。担当課長の方からお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それでは、お答えをいたします。

平成19年度の実施予定の項目は、実施計画の中で92項目中の31項目であります。御質問のありました進捗状況ということですが、12月1日現在で2項目が検討済み、それから22項目が検討中、7項目が未検討という状況であります。

検討済みの項目内容ということにつきましては、予算編成方法の見直しと地籍調査閲覧手数料の徴収ということであります。予算編成方法の見直しにつきましては、平成19年度の当初予算編成方針として

予算要求上限枠を設定し、各課に通知をしているところです。それから、地籍調査の閲覧手数料の徴収につきましても、条例改正案を本議会に御提案を申し上げております。

次に、検討中及び未検討の項目ということにつきましては、合併協定項目の検証が4項目、事務事業の見直しが7項目、組織機構の見直しが1項目、公共施設の見直しが3項目、第3セクターの見直しが1項目と、財政の健全化が7項目と、住民参加型のまちづくりが3項目、人材育成が3項目ということであります。

今後は課に行財政改革推進員を設置をして計画の策定・実行・検証から見直しというふうなサイクルを確立をしていきたいと。さらに、行財政改革推進本部を中心として大綱並びに実施計画に掲げる項目につきましてできる限り早期に実施できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） ただいまの答弁の中の検討中及び未検討の項目の中で、ちょっとお聞きしたいんですがございますけれども、財政健全化が7項目というところであります。19年度当初予算にかかわる部分として検討中の項目は何かをお伺いしたい。また、18年度

から22年の5年間にかける年次計画であります、既に18年から実施をされている項目について、計画どおりに現時点で遂行されているか、実施状況を把握されていると思われませけれども、どういう見通しであるか。このことが19年度予算に反映されるのが当然だろうと、このように思っておりますので、まずお聞かせをいただきたいと思ます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 御質問のありました財政の健全化についてであります。

まず、19年度の実施予定ということではありますが、予算の編成方法につきましては先ほど申し上げたとおりであります。

それから、補助金等の見直しということではありますが、これについては予算枠の中では設定をされておりますが、詳細にわたっての検討を全体的にまだ十分ではないというふうなところもあますので検討中というふうな形になります。

それから、各種施設の使用料等については、まだ検討中ということあります。

それから、交通体系、交通システムの構築というふうなことでバス料

金等についても検討中ということでもあります。

あと、町営駐車場の料金あるいはケーブルテレビのテロップ放送の料金というふうなもの、それに対する料金というよりか利用促進というふうになるかと思いますが、その辺については今後の対応というふうな部分があります。

それから、18年度に既に担っておる分ということではありますが、一つは収納対策ということでありまして、当面、県職員との併任制度というふうなことを18年度に実施しておりまして、そこで得たノウハウは当然19年度に生かされるというふうに考えております。

18年度の内容は、基本的にはそういったことが主でありまして、あと、いろんな料なり含めての滞納整理ということが中心であります。

それから、もう一つ、人件費についても見直しをしておりますが、18年度でも見直しをしておりますが、19年度についても再度見直しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 若干質問の方の内容が悪かったかもしれませんが、現実的に私が言いたいのは、もう19年度実施計画にのっとってやってる部分、これは当然当初予算に反映される。ただし、

18年度で実施を既にもう4月1日から始まりまして9カ月とこ済んでおるわけです。残りあと3カ月間でこの18年度の財政健全化7項目についてどの程度まで見通しがあるかどうか、もし、これが絵に描いたもちであれば当然19年度予算には反映されない、この辺の懸念がありますので、その辺をお伺いしたかったということでございます。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 御指摘のように18年度の項目について若干おくれが懸念をされるということでもあります。早急に内部組織いわゆる本部会議を開いて具体的にスケジュールを提示しながら間に合うようにしていきたいというふうに考えておりますが、19年度の当初予算については十分な反映は困難な面もあるのではないかとこのように思っております。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 残りわずかでございます。期間的にも短いとは思いますが、目標どおりに遂行されることを願っております。

続きます、子育て支援についてお伺いをいたします。

出産一時金の支給額が今年10月から30万から35万に引き上げ

られ、現行制度では出産後に請求した金額において受け取るまでに1
カ月近くかかり、病院への支払いが高額な分娩費を用意しなければな
らない、これが現状でございます。何年か前の旧津和野町の時にも一
たんこういう質問をした経緯がございますけれども、なかなか実現を
見ておりません。そこで、出産貸付制度についての利用状況があるか。
また、出産育児一時金の支給方法についての取り組みについてをお伺
いをいたしたいと思います。厚生労働省が改善策として保険者が保健
医療機関に事前に受け取り代理という方法で被保険者からの支払いで
なく保険者からの医療機関への支払い、申請・依頼する等の手続をして、
退院するときには分娩費の負担を35万円を上限に保険者が医療機関
に支払い、被保険者との負担を軽減する、こういうものでありますけれ
ども、当町としても超少子化対策として積極的な取り組みがぜひとも
必要と思われましてけれども、その点についていかがお考えかをお伺い
いたします。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、子育て支援についてお答
え申し上げます。

出産育児一時金の貸付制度につきましては、現在制度がございませ

るので、利用は現在のところございません。

出産一時金の支給に関しましては、議員さんより詳しく御説明いただきましたが、ことしの10月1日の制度改正によりまして30万円から35万円に改正となりました。この制度につきましては医療機関が被保険者にかわって一時金を受け取れる方法が現行の方法に加えまして導入され、希望する被保険者は出産予定日の1カ月前から出産日までの間に申請をいたしますと医療機関の窓口で支払うこれまでの分娩費は35万を超える部分の負担のみで済みます。すなわち35万円は被保険者が直接医療機関へ支払うというものでございます。

現在、津和野町の共存病院で出産される件数につきましては、そう多くございません、60件内外というところでございますけども、この制度につきましては保険者の判断で施行できることになっておりまして、実は県内では近隣ではありますが益田と浜田だと思いたすが、この2市が行っているように聞いております。本町でも施行に向けたいま内部協議を行っているところでございますので、議員さん御指摘のとおり積極的な導入を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 少子化対策、定住対策に特にこの子育て支援というのは重要な部分を占めてくる、こういう意味におきましても、ぜひ当町におきましてもこの支払い制度にのっとった協議を重ね、こういうことを実現していただきたい、このように思うわけでありませう。

それでは、次の質問、食育推進についてお伺いをいたしたいと思ひます。

食育基本法が昨年7月に施行され、政府は本年1月、同基本法を具体化をいたしました。食育推進基本計画案をまとめ、子供への食育を通じて大人自身その食生活を見直すことが期待される所であり、地域や社会を挙げて子供の食育に取り組むことが必要であると食育推進の重要性を訴えております。

また、学校を主体として子供たちへの食育啓発に携わる文部科学省では、子供たちが望ましい食習慣を身につけるよう学校における食育への取り組み・推進を図るとさまざまな事業を開始しております。学校給食への地場産物の活用について地域全体で食育への取り組みをすべきであると思ひます。

そこで、重要となるのが昨年4月から食育指導を充実させるために

設置されました栄養教諭制度であります。学校における食育推進の中核となる栄養教諭制度を積極的に活用し、食育を推進していくべきだろうと、このように思うわけであります。その点につきまして以下3点についてお伺いをいたします。

当町の食育推進計画についてはどのように考えておられるか。2点目の地場農産物を利用してる学校給食の割合についてをお伺いいたしたいと思います。また、最後の栄養教諭の配置についてはどのように考えておられるかをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、お尋ねのありました食育推進につきまして、3点について御答弁を申し上げます。

まず初めに、当町の食育推進計画についてでございます。子供たちの食べることへの教育やしつけは第一義的には保護者が担うことになっておりますが、今日の児童生徒をめぐる発達上の課題や食生活の実態を見ると基本的な食生活習慣が身についておらず、学校生活においてもさまざまな支障を来しているところでございます。したがって、本町におきましても次のような食育教育の計画を定め、推進を図りながら子供たちの健全育成に努めてまいりたいと考えております。

まず、1点でございますが、児童生徒の日常生活の実態調査を行う。

2点目として、学校給食における残量調査の実施。3点目に、食に関する年間指導計画を作成し、食育を進めるとともに、食に関する学習教材を配付をする。4点目として、学校給食経営案を作成し、児童生徒の心と体の健康管理に努める。5点目として、津和野町でとれる食材を使ったふるさと給食を実施し、興味・関心を深める。6点目として、津和野町における学校給食の歴史について考えるとともに古代給食の実施。

7点目といたしまして、食育について家庭・地域との連携を図っていくと、こういうことの計画をもとに現在実施しているところでございます。

それから、2点目の地場農産物と学校給食の関係でございますが、学校給食は発育盛りの子供たちの健康を守り、心豊かな子供を育てるためにも大変大切なことでもあります。そのためには食材が安心・安全で、しかも新鮮な物をいかに供給していくかであろうかと思えます。現在、当益田管内におきましては、石西地域地産地消推進会議が結成をされ、各関係団体等が集まりまして地産地消についての取り組みを行っておりますが、本町におきましてもこうした取り組みにあわせ各関係者と連携をとりながら、これまで地元産の食材の調達に努めてきておりま

すが、現在自給率が津和野地区が55.4%、日原地区が82.7%となっておりますが、今後とも量・価格とも安定した供給体制の確立に向け関係者とともに協議を進めてまいりたいと考えております。

それから、3点目の栄養教諭の配置についてでございます。

平成17年7月に食育基本法が制定をされまして、学校に栄養教諭の配置が可能となりました。栄養教諭は従来の学校給食の栄養指導業務に加えまして児童生徒の栄養指導及び管理をつかさどることになり、本県においても平成19年度より栄養教諭の配置を考えているようであります。

したがって、先般、これの採用試験が行われまして、12月下旬に発表予定であるようでございます。現段階では採用者数、配置校等について未定でありますけども、今後配置に向け要望してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 学校における食育、特に今からは栄養教諭が重要な位置を占めてくる、このように理解をしているところであります。また、聞くところによりますと、現栄養士さんもいろいろ

なカリキュラムをこなされれば栄養教諭に資格が上げられるというふうな制度もあるやに聞いておりますので、その辺も大いに利用ができてくるのではないかと、このように思っておりますので、ぜひとも推進に向けて取り組んでいていただきたい、このように思っております。

次に、新介護保険制度についてお伺いをいたしたいと思えます。介護予防の実態と課題についてでございます。

介護予防の実態ということで、一昨日、同僚議員が包括支援センター、こういうことでいろいろ特定高齢者等の把握をされてるやに聞いており、また、介護予防についての参加割合等も答弁されておりますので、この点については取り下げておきます。

特に、新介護保険制度では、この市町村、当町に介護予防の取り組みが本当に義務づけられているわけであります。この介護予防サービス、これは責任を持って行う地域包括支援センター、これが主な役割を果たすわけでございますけれども、6月にお伺いしたところによりますと、この包括支援センターの人材的には現在保健師で対応している、このような御答弁であったと思えますけれども、その後、社会福祉、また、主任ケアマネージャー、この点も認められておる部分でありますけれども、その辺の検討をされているか、また、始まってからこの半年間過ぎ

たわけでございますけれども、活動が軌道に乗っているか、この辺についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、新介護保険制度につきまして御回答を申し上げます。

特定高齢者の把握事業等につきましては、6番議員さんにお答えいたしましたとおりでございます。既に健診を受けた方及び介護認定を除いた65歳以上の方を対象といたしまして、生活アンケート調査を行い、1月末までに回答を得て健康情報を把握いたしまして、この結果を参考に住民のニーズに沿った介護予防事業を取り組んでいくということでございます。

ちょっと昨日数字が確定しておりませんでした。このアンケートの対象者につきましては2,028人が対象でございました。

また、平成18年の4月施行の制度の改正によりまして御指摘のとおり従来の要介護1の認定が細分化されまして、要支援2と要支援1となりました。従来の要支援は要支援1となりまして、要支援1、2の認定者に対する給付を新予防給付としてスタートいたしました。

厚生省の指導によりまして従来の要介護1の認定者のうち、6から

7割の者が要支援2とされたことから、新予防給付の対象者は要介護1の7割ぐらいと見積もりを行って算定をしたところでございます。しかしながら、実際に要介護1から要支援2に移行した方は56%ということでありまして、当初の見込みよりは若干下がる結果となりました。

4月以降直営で津和野町はこの包括支援センターを中心に特定介護者の制度にのって行っておるわけでございますが。

○議長（後山 幸次君） 課長、ちょっと中止してください。どうぞ。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 失礼いたしました。それでは、続けさせていただきます。

現在直営で運営させていただいております。現在の要員等につきまして、職員の若干の出産等で若干の変動がございますが、現行臨時のケアマネージャーの資格を持った人事で対応しております。社会福祉士等の資格取得につきましても研修等を今行って、まだ最終の研修が終わっておりませんが、研修は数回に分けて行われておりますので、現在受けているところでございます。

これまでの事業展開につきましては、6番議員さんのところで御回答申し上げましたので割愛させていただきます。

議員さん御指摘のとおり現状でどうかということではありますが、現状では実はまだまだ軌道に乗るといった状況にはございません。今後特定高齢者の把握事業を初めとする一般高齢者施策等につきましても一丸となって努力してまいり所存でございます。今後とも御理解をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、ちょっと1点ほどお聞きしたいと思いますけれども、特定、まあ、当初の計画でございますし、また今後どういうふうに考えられてるかをちょっとお聞きしたいのでございますが、特定高齢者の把握、要するに何人おるかということをつかまれておられるわけでございますけれども、そのうちの何%この介護予防において改善させると、こういうふうな計画等を考えておられるかどうか、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、この対象者のうち何%ということでございますけれども、現在、対象者の把握段階でございます、実はその状況をまだはっきりとつかめておりません。1月中にはその

総数が出てまいろうと思いますので、その数字を待って行いたいと思いますけども。その対象者の中で3カ月に一度の評価がございます。この評価を高いものにしていきたいというふうなことが目下の目標でございます。大変詳細な数値等をお答えできないのはちょっと申しわけございませんけども、1月段階あるいは3月段階におきましては状況等の数値が出せるものと思っておりますので、御了承いただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 当然取り組みをして、この介護予防をしていくわけでございますので、人数が何人おったかわからないという、その対象者がわからないということでございますけども、目標はできると思います。ということで常にこれによって介護予防をしていくんだという、あくまでも目標数値は最初に計画をされるべき、このように思っておりますので、その辺も検討をしていただきたい、このように思っております。

それでは、最後のいじめ問題について御質問をさせていただきます。

一昨日等の同僚議員の中にもこの問題が取り上げられておりますので、重複しない部分についてのみ御質問をさせていただきます、このよ

うに思っております。

このいじめ問題が要するに異常な広がりで展開をしてきて、前例のない事態が続いている。こういう中でいじめはいかなる理由があろうとも絶対に許してはならない、あらゆる手段を尽くして根絶させるべきであると、このように思っているわけでございます。そこで、当町におけるいじめの実態を見、日常的な子供の対応、次の学校・地域・家庭が連携しての教師のバックアップ体制への認識を伺う、これについては取り下げをさせていただきたいと思えます。

最後の、教育委員会への批判と改革論議が全国的に高まっていると、こういうことにおきまして当町の教育委員会に照らし合わせての認識をお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 数弘君） それでは、お答えをいたします。

いじめ問題につきまして、教育委員会の批判と改革論議ということでございますけれども、これにつきましては先般の福岡県筑前町で起きた中学校の対応やあるいは北海道庁のいじめ自殺の対応をめぐりまして学校現場と教育委員会との不適切な面が指摘される中で取り上げられたものと思っておりますが、本町におきましても先般も教育委員会

を開催をいたしまして、日ごろから学校の実情把握に努め、あるいは学校や保護者等からいじめの訴えがあった場合には、当学校への支援や当該保護者への対応等につきまして万全を期していくべきであろうと
いうことで確認しておりますので、その方針に基づきまして今後適切
に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、以上の質問をもちまして今
定例会の一般質問を終了させていただきます。

○議長（後山 幸次君） 以上で8番、原秀君の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

それでは、後ろの時計で午後1時30分まで休憩といたします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い
たします。

.....

日程第3．議第203号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議第203号津和野町住民基本台帳カード利用条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第3、議第203号津和野町住民基本台帳カード利用条例の廃止についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第203号

津和野町住民基本台帳カード利用条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第4．議第204号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議第204号津和野町情報公開条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、下森君。

○議員（2番 下森 博之君） この条例でございますけれども、一応任意の開示というのが追加をされて、第3条に掲げるもの以外のものから申し出があった場合にはこれに応ずることができるようになったというふうに理解をしております。その中で、ただ、この開示については不服申し立てができないという御説明であったというふうに思っておりますが、この不服申し立てができないというその論拠がこの条例のどこかの中に明述されているのかどうかということですね。逆に任意の開示ができることによって不服申し立てができないということもどこかに入るべきじゃないのかなという感想を持ったもので、その辺を確認をさせていただきたいというふうに思いますが。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 改正をお願いしたい16条の2を挿入したいという改正なのですが、これでおっしゃるとおり任意的な開示ができるようにしていきたいという考え方なのですが、条文を見ていただきますとおわかりのように任意的開示とは申しまして、これに必ず努めるものとするという条文になっておりまして、これ自体が任意的開示を必ずするものというふうな条文構成ではありませんが、この条文そのものも一般的にいろんな自治体で行われております条文を調べまして採用させていただきましたので、その一般的な公共団体のやり方を踏襲する意味で、そういうところでもこの条文でもって任意的開示にはほとんど必ず応じていくという実態、対応をされてるということですのでそのようにしていきたいと。ですからこれをもって任意的な開示が行政不服審査法にならないというものは、条例構成の中にはうたい込んではおりませんが、そのように解釈をしていきたいというものであります。

さらに、任意的開示は、やはり任意的開示に過ぎませんので、さらに全国の流れでは初めにも説明しましたが、この次の段階としまして何人も開示請求ができるという条例が今全国で大勢を占めようとしておりますので、それに合わせていくための段階として、うちは任意的開示

すらありませんでしたので、まずは任意的開示をしていきたいという流れの中で考えていきたいというふうに、そういう考えでのことでもあります。ちょっと答えが余り正確になりませんが、今おっしゃるような任意的開示が不服審査法に基づく請求ができないということについては運用といたしますか解釈といたしますか、そういう中でやらせていただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森君。

○議員（2番 下森 博之君） もうちょっと突っ込んでお聞きさせていただきますが、要は、努めるものとするということの中で、じゃあ、必要だと認められた場合にはそれは第三者、3条以外の方から申し出があった場合にも必要だと認めた場合には開示がされるんだろうというふうに思います。そうしたときに開示をされた、たまたまその方が不服が生じたとしたときに申し立てがこれはできないんだろうというふうに思うんですが、その申し立てができないというのが第三者に説明ができる論拠というのがこの条例の中であわせて示されるのかどうかということ、それをお聞きしたかったということでもあります。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 情報公開条例そのものがもともとこ

の条例構成では利害関係を持つ人のための情報公開条例、うちの場合
はなっておりますので、ですからこの条文がない場合は、そのもともと
利害関係がない方は不服をする論拠がないと思いますので、それだけ
で今まではできておりました。ただし、それでは公開そのものは利害関
係がなくとも求める場合があります。実際には、この任意開示を今回検
討して入れようとしたきっかけの一つとしましては、実際に任意開示
を求められまして——町民じゃない方から求められまして、条例を読
みまして、できないということをお断りをした例があることも一つの
きっかけでもありますので、この条文がないと、もう一切利害関係があ
る方だけの開示しかできなくなっておまして、で、そういう方は当然
不服申し立てがもともとできる方だけを対象にした条例ですので、そ
れでは開示そのものがそうだけではないだろうということで任意開示
を、風穴を開ける条文をつくって、そこには対応していきたいと。ただ
し、それはもともとこの条例が利害関係を持ってる方だけの条例です
ので、当然任意開示は、だから努めるともうたってある。実際にはよっ
ほどのことがない限りすべて努めるとは書いてありますが応じていき
たいと考えておりますので、やっぱり条例構成としてはそうならざる
を得ないのかなと考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第4、議第204号津和野町情報公開条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第204号津和野町情報公開条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5．議第205号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議第205号津和野町電子計算処理に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第5、議第205号津和野町電子計算処理に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第205号

津和野町電子計算処理に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正
については原案のとおり可決されました。

日程第6．議第206号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議第206号津和野町職員の給与
に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。11番、
滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点ほどお聞かせいただきたいと思
いますが、幾らかこれによって財源を要するというふうに、5,000
円が6,000円になるということですかね、幾らか要するということ
なんだろうとは思いますが、この改正によって幾らの財源増を要す
るか、大体見込まれるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 1,000円が4月からということで、
しかも3子以降ですので、実際のところ正確な積算はしておりませ
んが、数万円ではないかと考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第6、議第206号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第206号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議第207号

○議長（後山 幸次君） 日程第7、議第207号島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する

手当に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 2月1日から広域連合に移るということなんですけども、この職員の給与は一般会計の方から出されるということだと思いたしますが、それから、津和野町の職員がこれからずっと広域連合の職員に充てられるということなんですかしら、それともまた途中でほかの市町村の職員にかわるということもあり得るかというのを質問します。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） まず、第1点目ですけども、給与につきましては町職員ですので、町職員の身分は有しますので、町から給与を町の給与条例によって支給をします。

それから、それは、広域、今は準備室ですが、広域連合の方から各市町村の割り勘で負担金が徴収されまして、そこから津和野町の方に歳入で入ってくるという仕組みになっております。

それから、派遣についてですが、準備室の段階で町村から出ましたのは、津和野町だけあります。それで、連合に移りましてからは今のところ決まっておりますのは、全体で全市町村で20名の職員を派遣す

るということで、その内訳は15名が市から、5名が町村からというふうに決まっております。そのうちその5名につきましては隠岐から、隠岐地域の町村から1名、東部町村から2名、西部町村から2名というふうに割り当てが、まだ正式決定ではないのかもしれませんが、そのように話が出ているように聞いております。その西部の2名のうち1名が現在津和野町から出ております。で、準備室からうちだけが出ておりますので、もう準備室から連合に変わったからといってすぐ引き上げるということは考えておりませんで、初めからやはり準備室の段階から立ち上げ時で大変ですのである期間は残って、連合になってもうちから残っていくと。そのかわりもともと準備室で出るときに2年をめどにということで本人とも組合とも話をしておりますので、2年をめどに、初めから2年をめどにしております。

それで、実際の全体としては、連合は派遣職員については3年を一つの任期のように考えておるやに聞いておりますが、それも3年にかちっと限りますと、一斉に始まりますので3年で全員総がえということになりますので、多少ずらしていくようなこともあり得るというふうに聞いております。ですから、ずっとうちが出ていくということではなくて、西部の2名の枠を西部の町村で回して、2年ないし3年任期で回

していくというふうには実際にはなっていくように今はとらえております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。1

4番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 広域連合のところでまた質問をしたいと思うんですけども、広域連合そのものがかなり問題があるようですので、この職員の派遣すること自体に私は反対いたします。それで、広域連合についての反対については、またそのところで質問をして反対の討論に参加したいと思います。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第7、議第207号島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する

条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議第207号島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第8．議第208号

○議長（後山 幸次君） 日程第8、議第208号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これより質疑に入ります。10番、須川君。

○議員（10番 須川 正則君） 10番、須川でございます。消防団の使命というのは、御存じの方も多いと思いますが、住民の生命と財産を守るという大変大きな使命がございます。私も、つい先だってまで消防団の現役でございまして、以前は消防団の任務といいますと、民家火災を消せばいいんだというふうなことでございましたけれども、最近になりましていろいろなニーズにこたえなくてはならないというふう

な状況に置かれているのも事実でございます。最近で、特に注目されておりますのも、9号線の交通量が多いということで、いわゆる車両火災等々にも対応しなくてはならない。また、特に高津川沿線上の分団にとりましては水防団も兼ねておりまして、いわゆる水害等々の対応もしなくてはならない、大変重要な任務が課されておるわけでございます。

そういう観点に立ちまして、私は消防団の、いわゆる経済的なことにつきましても、後退することにつきましては反対でございまして、できることなら今以上の身分というものを保障してあげたいと思っております、そういう観点で今回、この案件につきましていろいろ検討をさせていただきました結果、非常にわかりにくいんでございまして、国がこういう条例を出して、政令を出しているということになりますと、よくなるんか悪くなるんかどっちかだと思っわけでございますが、数字等を見ましても余り変わっていないということでございまして、ただ文言がかなり変わっているんで、そこの辺でどうなっているのかなっというようなこと思っているわけでございます。

大変申しわけないんですが、この条例自体は消防団にとってどうなっているのか。ちょっと、私ちょっと判断することができないものでして、その点を1点教えていただきたいのと、別表の1ですか、1がちょ

っと省略されとるんだよね。補償基礎額表というのがないような気がするんですが、これ何でかということ、もうこの2点につきまして御答弁をお願いしたい。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 端的に、よくなるか悪くなるか、端的に教えてほしいということですが、なかなか難しいんですが、一つは、例えば新旧対照表の9条につきまして、これを例にとっちよっとお話させていただきますと、現行では9条の第1項が全文ありますが、改正案の方で、9条の1項のあたり、新しい内容としての2項、3項、4項があります。それは現行ではない部分ではありますが、障害等級に応じてと、現行でも言葉はあるんですが、それを1級が、倍数をこういうふうに障害等級をはっきり書いたという、そういう改正が主でありまして、これが、私も不勉強で申しわけないんですが、単純によくなる悪くなるというふうになかなか言えないのではないかなということが1点であります。そういう改正が主であります。

それと、おっしゃるように非常にわかりにくいことで文言が少しずつ変えてあったりしております。これにつきましては、統一的な政令の改正の精神というか、そこまでは本当よくわからないんですが、用語を

いろいろ変えていると、政令の方が。それに条例を合わせておかないと条例が正しく作動しませんので、それを拾って政令に合った表現に変えているというのが正直なところでございますので、それが大変多うございますので、改正としてわかりにくく結果的になってしまったということです。

それから、別表につきましては、これは、現行で別表第1、第2とありますが、それが構成が変わりまして別表だけになったということで、新しい方がついていないのがちょっとこれは不親切で申しわけありませんでしたが、内容が変わったのではなくて表の構成が変わったということです。この新しい部分につきましては後日またお知らせしたいと思います。(発言する者あり) 失礼しました。別表第2に、現行での別表第2は変更がありませんので、はい……(発言する者あり) はい。表そのものは変わっておりませんで、現行でいう別表第2が別表という名前になったと、名前が変わったという改正ですので、失礼しました、表の改正はありません。表の名前が別表第2から別表に変わった、第1が別表に変わったという改正であります。失礼しました。

○議長(後山 幸次君) 10番、須川君。

○議員(10番 須川 正則君) 今の件ですが、私が言うのは補償基

基礎額表というのがないんですよということ言うとするんで、別表第2つて、何これ逆になったでしょう、変わったところに。あれがないと、これ何ですかいな、18条のところ、補償基礎額の何倍っていうようなことが出るとるんだけど、補償基礎額表がないと金額が出てこんなような感じがするんですね。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 新旧対照表のつくり方としまして、改正がないものにつきましては載せないというのがありますので載せておりませんが、ありませんと、全然ありませんと改正の内容の詳細もわかりにくいかと思しますので、この方は、今はあれですが、後ほど例規集を見ていただくかしたらわかるようにはなっております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第8、議第208号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第208号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9、議第209号

○議長（後山 幸次君） 日程第9、議第209号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、これより質疑に入ります。11番、滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。1点、2点ですか、2点ほどお聞きをいたしますが、私、一般質問でも申し上げましたように、こういった良質のアパートが建てられるということは、若者定住という

観点から非常に好ましいことであるなというふうに思っております。

まず、そのことを申し上げておきたいと思います。

そこで、使用料がございしますが、相場というのを私よく知りませんので何とも言えませんですけども、結構高いんだなというような印象は持っておりますが、そこでこの使用料を決定する場合、町として何らか、決定の過程において何らかの関与をしておられるか、あるいは民間の業者がもう独断的といいますか、権限でもって決めるのか、そこら辺町として何らかの関与はされておるのか、お聞かせをいただきたい。

それともう一点、青原アパートの3DKで、月、月額5万円で、新しくできるオレンジハイツ3DKで、同じ3DKなのに5万2,000円ということで、建設年度が1年違うぐらいでもう2,000円も違うっていうのは、ちょっと若干理解できかねるんですが、ほかの理由があるのかと思いますけれども、その点についてこの説明をお願いしたい。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 2つの御質問でございます。使用料の決定に関する町の関与であります。使用料につきましては業者さんの方、これ一般の業者さんでございますので、その方の自己資金やら維持管理費、固定資産税、火災保険、修繕費、それから合併浄化槽の処理補

修費とこういったものを算出したしまして、これが耐用年数の設定によりますが、目標でありましたのは、20年ぐらいを目途に算定したものをどうして回収するかということで業者さんも算定をされますし、町の方もその分のチェックといいますか、そういうところで関与をしております。

相場といいますか、本町におきまして平成14年度に同じ、事業名が違いますけども、賃貸で建てられた、県の事業で建てられた住宅ございまして、これも5万円で今やっておられますし、それから益田市におかれまして、17年度に建設されました、この事業で建設されるものにつきましては、5万ちょっと出たというふうに聞いております。

ただ、今年度と昨年度の違いでございまして、青原に建っています住宅につきましては事業債が同じでございまして、同じ3DKでございまして、これ2,000円の違いが出ております。これにつきましては、部屋の面積が2.9平米ほど、ことしの方が広うございまして、一部屋当たり。それから、昨年度につきましては、旧日原町の時代の経緯もございまして5%、17年度については5%町費で上乗せをとということをしておりまして、合併後の方針としまして上乗せをしないということで、今年度から町費の上乗せはありません。そういったものも家賃と

して出てまいります。それから、今年度建てます分については業者さんの方でオール電化したということで、建築費も幾らか高くなったと。これを20年で解消するためには若干の家賃を高く設定する必要があるということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。15番、板垣君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 関連質問ですけども、旧津和野町で県が建てたといいましょうか、若者住宅ですが、あれ、以前賃貸の空白期間が生じたときに、町が幾らか空白期間における賃貸料を払わざるを得ないというような状況があったかと思いますが、今回のこの住宅については、その辺の運用についてはどうということでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） ここの改正を出しております津和野町借上賃貸住宅管理条例で出てまいります住宅につきましては、その家賃の補てんはしないということでございます。これは、昨年もつけた分をこれからつける、もうこの管理条例に従ってやりますので補てんはいたしません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論はなしと認めます。

これより日程第9、議第209号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第209号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10、議第210号

○議長（後山 幸次君） 日程第10、議第210号津和野町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の設定について、これ

より質疑に入ります。ありませんか。4番、青木君。

○議員（4番 青木 克弥君） 1点お願いします。

第2条の6項のところに、「その他商慣習上複数年にわたり」というところがありますが、「慣習上」というのは具体的にはどういうことでしょう。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 2条の6項につきましては、その他慣習上と、それから4月1日から役務提供、これは、要するに1日も間をあげずにとという意味なんです、そういうものについては規則で別に定めるというふうにしております。

規則として想定をしておりますのは、まず具体的に申し上げてみますと、車両の借り入れにかかる契約、これは公用車のリースとかそういうものを想定しております。それから、ごみ収集業務の委託契約、それから道路維持管理業務の委託契約、これは旧津和野町の方から現在もあります。町営バスの運行業務の委託契約、スクールバスの運転業務の委託契約、給食業務の委託契約、給食の運搬業務の委託契約、斎場・火葬設備等の運転管理業務の委託契約、実際に本町が有しております、想定される業務としては以上のようなものが想定されるということであ

りまして、慣習上の意味は、法令で定められているものではないが、効率上とかそういうことを考えた場合、それから社会通念上、複数年で契約することが有利であったり、一般的であったりするようなものという意味で想定をして、「慣習上」という表現を使っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。今、もろもろ上げられました中に、もう既に役目を果たしたとか、そういう事態が発生した場合には取りやめるとか、それを除外するとかいうお考えは含まれておりまして、例えばごみ収集業務にいたしましても、旧津和野におきましてはパッカー車の購入とか、そういうものにまで町もある程度関与した時期があります。ただ、入札をするにおいてはできる業者が入札に参加すべきであって、今までは、旧津和野においてはそういう業者がなかなかいなかったということから、そういうふうなものになっていったんだろうと思いますけども、そういうことがもう、もし仮になくなれば、そういう、先ほど上げられたものの中の見直しも考えられるわけでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 町政のいろんな業務等々執行していく上で、必要がないものがありましたら当然条例規則から外していく

ことは検討していくべきだと思いますし、検討の結果、外すということになれば、外していくということになると思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第10、議第210号津和野町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の設定についてを採決いたします。本案件は原案のとおりを決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第210号津和野町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の設

定については原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議第 2 1 1 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 1、議第 2 1 1 号津和野町手数料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2 番、下森君。

○議員（2 番 下森 博之君） まず、確認させていただきたいと思いますが、この地籍調査閲覧手数料ということで、もう一通り地籍調査が終わりますと、その地籍の該当の方に閲覧をお願いするような案内を出されると思うんですけども、その方々が閲覧に来られた場合にもこの手数料が発生するのでしょうか。私もそうじゃないんじゃないかと受けとめたんですが、いわゆるすべての地籍調査の業務が終わって、その土地に該当される以外の別の方でも、一般の方が、業者かもしれませんが、その閲覧に来られた場合、かかる手数料だと考えていいのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） 議員さんがおっしゃいましたように、閲覧、地籍が終わった後に住民に閲覧をさせる者は、これは法律上定め

られたようなものですので、それについて徴収をするということじゃ
ございません。全部が終わった後に業者なり、いろいろの関係の方が来
られたときに徴収をしたいと、こういう考え方でございます。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森君。

○議員（2番 下森 博之君） そうだといたしますと、手数料閲覧が
200円ということで、いろいろ手数料も性格があると思うんですけ
ども、こういうことをいうとちょっと住民の方に怒られるかもしれな
いんですけども、私としてはこういうやはり調査っていうのは莫大な
経費をかけてやったその成果である。あくまでも、それは国の補助が、
地籍の場合は大半だったと思うんですが、その成果をやはり閲覧とい
う形、結果を出していくという場合には、私はもう正々堂々と手数料っ
ていうのはきちっと取っていいもんだらうというふうに思っております。
その中で、特に法務局等の今の閲覧なんかっていいますと、もう一
筆当たりで課税されますし、課税というか取られますし、大変大きな金
額を取られるということです。それと比較したときに、またこういう事
業の性格の手数料ということを勘案したときに、私は堂々と取って
いいと思うし、逆にこの200円という数字が法務局と比較をしても非
常に格安に感じるわけでございますが、その辺どういう根拠でこれを

設定されたのか。他の自治体と整合性をとってやられてるものなのかをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） この前説明をしたときにもお話ししましたように、今まで本町におきましてはコピー代だけ、50円しかいただいておりますでした。昨年と本年、益田、鹿足郡の地籍調査のブロック会議がございまして、その中でもいろいろと職員同士で業務連絡をする中で、益田市さんと吉賀町さんにおかれましては、既にもう条例化をしております。ということでして、なるべく津和野町さんも早急に変わるべきじゃないだろうか、というような御意見もございました。その中からいろいろと検討しまして、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、きちっとできたものが法務局の方に今きちんと登記されると。それと全く同等のものをお見せをいたすということですので、現在、法務局では一筆当たり500円を徴収されまして、またコピーをされたらそれ以外にお金を取っておられると。このような中で、本町におきましては、やはりそういうようなものであれば200円ぐらいを何とか徴収をさせていただきたいと、このようなことを考えております。他のことについてまた御質問等があればお話ししたいと思います。

○議長（後山 幸次君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。1

4番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 一般質問でも言いましたけども、コピー代等は費用がかかりますので取られても仕方ないと思いますけど、閲覧については、これはちょっと担当者はここへ出すと言うてのはわかりますけども、そんなに経費がかかるわけではありませんし、私は取るべきではないと思いますので反対をします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第11、議第211号津和野町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりを決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議第211号津和野町手数料条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議第212号

○議長（後山 幸次君） 日程第12、議第212号津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 事業者のごみを一般の家から出す、ごみの集積場に置くようになるということなんですけども、たまたま私のところはそれほど影響を受けてないんですけども、一般の業者ということになると相当ごみの量がふえるんじゃないかと思うんですが、その集積場における管理等はきちっとできるのでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） この件につきましては、日原方式に合わせさせていただく、津和野地域を日原に合わせさせていただくということになりまして、現在、日原の地区では約12件ほどございます。津和野はこれよりちょっとふえるんじゃないかなと今予想はしております。

すけど、全体的に件数としてはそう余り多くはありませんので、対応できるものと考えております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 特に津和野の、旧津和野の、旧って津和野地区の場合、例えば飲食店等集中しているようなところがあるような気がするんですが、そういうところでのごみがたくさんになってというようなこと懸念するんですが、日原は、実は私が自分の地域で経験していないのでわからないんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 津和野地区におきましては、たしか事業所並びに飲食店関係も件数は多く、実はございますので、これは事前に、これ4月1日から施行ということになりますので、それまでにもやはり事前調査っていうのはかなり必要になってくると思います。そういうことは今後進めていきたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第12、議第212号津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第212号津和野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13、議第213号

○議長（後山 幸次君） 日程第13、議第213号津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質

疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第13、議第213号津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第213号津和野町廃棄物集積施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第14、議第214号

○議長（後山 幸次君） 日程第14、議第214号字の区域の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。17番、藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 字ということは非常に重要なことであらうと思います。歴史的な背景もありましょうし、あるいはまたその土地のいわれとか伝説というふうなものについては、字を外しては考えられないだろうというふうに思います。

そこで、お聞きしたいところではありますが、ここに管内図がつけてありますが、今回廃止する地区でも、この中、字が何ぼか入ってるんだと、記載してあるんだらうと思うんですが、今後これを廃止した場合、町が作成するこういうふうな管内図の中には、こういうふうな字は消えていくのかどうか、ということが1点。

もう一つは、廃止した字というのは、非常に今後、歴史とか郷土史とか何とかを調べるときには非常に重要なものになってくるだろうというふうに思うところです。そこで、この字を、廃止した字の保存はどういうふうにしていくのかということをお聞きしたいと思います。例えば、日原地域の場合には、日原町史の近世の下巻の中に最終ページぐらいであります、かなりページを割いて、以前の切り図と合わせたそうい

うふうな字の保存をしてあります。それが保存と言えれば保存なのかもしれませんが、切り図がなくなっていくと、それもちょっと怪しくなるのかなというふうな感じもしますが、そういうふうな保存もやはりこれはしていく必要があるだろうと。廃止は廃止で結構であります、そういうふうなとこまで手を回していかなと、なくしてしまったものはもう取り返しがつかないのじゃないかと思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（安見 隆義君） 私がちょっとお答えするのが妥当かどうかちょっとわかりませんが、この字の廃止をした場合、それが管内地図に載るのか載らないのかと、こういうことですが、これについては地籍上ではなくすというだけでして、そうすると2番目の質問にもひっかかるわけですが、じゃそれなくなったらどうなるのかと、こういうことですが、役場の中の、今までの字限図であるとか切り図とか、そういうもんですが、それについては保管もしてありますし、法務局のところにも前のものがなくなるというようなものではございません。この地籍の新しくできた成果品の中に、津和野町どこどこの何番地、こういうことに載るといいますので、それが全部なくなると

か、そういうものではございませんので御理解いただきたいと思
います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第14、議第214号字の区域の廃止についてを採決
いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第214号
字の区域の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第15. 議第215号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、議第215号工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番。質疑を兼ねながら、若干町長以下御見解をお伺いしたいわけではありますが、非常にこういう随意契約というふうなものが出てくるたびに私は残念に思うわけなんですありますが、きのう、おととい来から一般質問がなされて、特に行財政大綱は示されたり、あるいはその実施計画書、これから集中計画プラン等々が立てられて、それをまさに実践せにゃならないという、その状況下にあるというカ説の答弁であります。

この案件につきましても、これは旧日原町時代から継続事業案件で、いつかの一般質問でも申し上げましたが、地元住民にとっては多年の願いでもあるし、一日も早い完成を願つとるというのは私も重々承知しておるわけではありますが、6月に私はこの案件については、この契約案件については施工業者と設計と非常に微妙な関係にあるという一般質問をかけて、それに対する質問、答弁もちょうだいて、契約案件そ

のものにもものすごく私は反対したわけじゃありませんけれども、納得はなかなかできなかった。今回も変更額は466万8,000円という金額であります。これは金額にしますとかなり大きい。そして先般の説明でも、今回この区間を護岸を中心にやるんだから、やっておかなければ次年度に影響もあるというふうなニュアンスの中で説明がありましたから一通りは理解できる面もありますが、私は単純にこれメートル当たり単価見ますと、当初の契約はメートル当たり、これ260メートルを今やる計画で工事続行しておりますけど、4,830万で割ると18万5,000円という平米単価になる、平米というかメートル単価になる。今回20メートルを466万8,000円でやると、それ23万3,000円になる。護岸が入るとるから。設計の中身がわからないから一方的には申されませんが、少なくとも随意契約でやるというふうな代物では私はないんじゃないかというふうな気がしてなりません。少し財政等も含めて、一般質問であれだけの御答弁をされるんなら、もう少し慎重に事を運んでしかるべきではないか。

それからもう一点は、随意契約の契約の中には、契約がそれぞれこの条例制定の中にはありますが、この大きい金額っていうのは、土木工事等々こういうものについては、ここに示された金額とは別のものであ

るのかどうなのか含めて理解できるようにひとつ回答いただきませんか、簡単にすぐに契約を本議会で採決をして、工事続行の契約でありますから、簡単に我々は反対するというようなことは非常に問題があると思いながらも、理解ができませんと賛同するわけにはいかないという気がいたします。町長初め、担当課長の私は姿勢を含めて御回答をお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 変更で増額した部分の内容であります、先般の提案説明のときに概略の御説明申し上げたところであります。

内容的にいいますと、ブロックが代表で御説明しましたけども、この工事をするためには、河川内ですので水かえ工が出てまいります。既発注の分につきましては、水かえ工が川の中というのではなくて、今年度分については川から上でございましたので仮設費がそう多く見込んでなかったものが、今回は多く見込むようになりますので、平米単価も若干高目になります。

それから、舗装工につきましても54平米ほど追加分、これは今回、図面と言いますと黄色に塗っとるんでない部分が若干入ってるところもございます。これは精算にいけますと、精算変更に伴うものでござい

ます。それから、ガードレールにつきましても、当初よりも30メートルばかり精算変更によって伸びたというものがございまして、すべてが河川工事、先ほど、先般説明した分に対するものではなくて、若干ほかのものでも含めてふえたということでございます。

それから、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、ここは継続事業でもありますし、川の中というところはどうしても今年度渇水期に工事しとくべきところというところがありまして追加させていただいたものでございます。

なお、変更額の内容としましては、入札差金が生じておりますので、これをあてがうということと、用地及び補償費につきましては精算のめどがつかまりましたので、それに伴う残額分を工事費の方に回させていただくということで早期完了を目指すところでございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 執着してその質問をするのもどうかと思うんですが、私は町長の答弁が欲しかったわけでありましたが、もう一言言わせていただきますと、私はこの日原添谷線という工事は、6月一般質問で申し上げたように、今の島根県や我が町の考え方から大変離脱をしとるというふうに私は思いませんが、しかしながら設計

という段階の業者と施工という業者が、いくなれば子会社的なとらえ方ができるということで非常に住民にとってみれば不可解なということが言われてきて久しいわけであります。長年の継続工事で、ことしだけではない、毎たび随意契約で追加工事が出るとするというこの実態でありますから、それから、前段申し上げたような財政状況というふうなことを踏まえたときには慎重を期すべきである。

今、担当課長の説明を聞きますと、河川ですから、私も素人ながら、多分今回工事をやっておかないと支障が出るのであろう、したがってこういう追加工事になるんだらうと、よく理解できます。それが、もし今回やらなければならないということは、設計段階で私は必ずわかつとるはず、私に言わせるならば。ならば、ここまでを設計に入れて、そうして今度は入札にかけるべきだというのが私は筋論ではないかと。専門家ではないからわかりませんが、そのぐらいに慎重の扱いをしていただきたいということを申し上げて、もし答弁があれば答弁をちょうだいして、このことに私は反対するわけではありません。むしろ私の地元でありますから一日も早い完工を願っておるのは私一人だけじゃありませんので、筋道だけはきちっとつけていただきたいとこう思います。今後の取り組みの姿勢をきちっとお話しされれば私はそれで結構

です。

○議長（後山 幸次君） 松浦助役。

○助役（松浦 秀信君） 今回の変更契約につきましては、議員さん言われるように随意契約という、俗に言う、例えば業者、私のところが設計しました、それに対して見積もりをして、一般入札でなしに契約をするというイメージでなしに、今回の場合は当初入札いたしましたその入札の条件によって、事業費がこれだけふえさせてもらうということで随意契約ということなんで、例えば3番議員さんが言われるように別発注をいたしますと、同じ工事現場内でなかなか工期的にも別にやるということが非常に難しい部分もありますし、また諸経費の面からも申しまして5,000万の工事と500万の工事では諸経費率がかなり違っておりました、500万工事を単独で発注する場合には大きな経費がかかるということがございますので、今回はそうした全く切り離れて、場所が離れるという場合にはまた別発注ということも考えられますが、今回は同一現場内というような考え方もございまして、先ほど担当課長が言いましたように、来年度の予定工事内でもありますし、また河川の水の状況等も考えたときに、今回こうして変更契約をお願いして実施する方が安くつくという判断もありましてこういうふうに

させていただいた面もございます。基本的には工事を別なところで、そうした条件が整えば、一般入札をかけて別発注ということも考えられますので、今後とも十分その点は注意しながら、ただ予算が余ったという、入札差金が出たとかそういう意味だけで工事発注ということはいけないというふうに思ってますので、今後においては厳正にそのあたりは執行してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 私が申し上げたんと随分ニュアンスの違う答弁でありますから不満足千万ですが、大体助役一生懸命お話をいただいたんで了解をいたします。

一言だけ申し上げておきますが、こういう事態が生じるというのは設計段階でわかるはずだというのが、私がここの設計をする段階で、片方は河川である。ここまでで工事を済ませたときにはこういう今回説明があったような事態は起こるであろうという想定があるはずだと私は思う、設計段階で。ならば、今回の追加工事部分までを入れて、当初設計に入れて入札をかけるぐらいのもんでなけりゃいけんが、残念ながら追加随意契約というふうな形で出すことに非常に問題がありますよと言うんですが、今、先ほどから話があったことも理解できますから

これ以上は申し上げません。今後、慎重に取り扱っていただきたいという注文をつけて終わります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第15、議第215号工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第215号工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第16. 議第216号

○議長（後山 幸次君） 日程第16、議第216号工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第16、議第216号工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。本案件は原案のとおりを決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第216号

工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第17. 議第217号

○議長（後山 幸次君） 日程第17、議第217号島根県後期高齢者医療広域連合の設立について、これより質疑に入ります。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） この後期高齢者医療の広域連合というのは、75歳以上の後期高齢者医療を従来の国保から切り離して単独に独立させる新たな保険ということですが、後期高齢者の医療費がふえれば、その分保険料が値上げされるということですが、これまで被扶養者になっていた人たちの、一律に75歳以上の高齢者から保険料を徴収するというようなことになっているというのは、私が入手した資料からはそういうふうになってるんですが、それから介護保険料と同じように年金から天引きされるとか、それから国保と同じように滞納した場合は、ちょうど一般質問と同じように資格証明書とかの発行になるとか、そういうようなことがあるそうなんですが、その点は、そういうことはどうなんでしょうか。内容について教えてください。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 設立の規約というより後期高齢者の医療制度のことでお尋ねでございますが、まず、議員さん御指摘のとおり、75歳以上の後期高齢者の医療保険、医療制度でございますが、これについては、現在の国保から単独して、切り離して制度的に行うものでございます。この規約とは若干外れますけども、被扶養者の部分につきましては、現在政令等で決められて決定されておりますのは、被扶養者でありましてそれぞれ個人の保険ということになりまして、個人の保険料をいただくというふうになっておりますが、当面急激な賦課、急激な課税となる形になりますので、2年を猶予期間を持って、20年の4月以降の部分につきましては2分の1ずつの配慮をするというものでございます。

御指摘いただきましたように、これもともと介護保険の制度を利用していか、制度的には採用、介護保険制度のような形をベースにつくったものでありまして、御指摘のように年金の天引きがこの保険料の9割を占めるということであります。

ただし、既に御承知かと思いますが、介護保険、国保等の費用で、あるいはそういったものの天引きから18万円以下になる方につきましては、特別徴収はしないというふうな形をとっております、年金の低

所得者に関する状況につきましては若干の配慮を加えておる状況でございます。これも低所得者につきましては、軽減等につきましても現行の国保税における7割、5割、2割の軽減をする予定となっております。これも御指摘いただきました資格証等につきましても、これも現行の国保の形をとるということになっております。

いずれにいたしましても、現医療制度をほうふつする医療費用につきまして検討を加えていくという形でございます。費用につきましては、今1人当たり平均で6,100円程度、今負担しているようでございますけども、こういった形で7万ちょっとになります、7万4,000円ですか、くらいの年間費用になろうと思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木君。

○議員（4番 青木 克弥君） この広域連合の2月1日の設置からということで、事務が始まるわけでございますが、負担金のそれぞれの負担割合っていうのが出てございますけども、負担金の総額というのはどのくらいになる、ちょっと。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） 全体の、今準備委員会ということで

ございまして、この規約に盛り込んであります負担割合というのは均等割と人口割、それぞれ15%及び85%で運用をするものでございます。これで、現在補正予算でお願いをさせていただいております金額が、これまでの50数万円であります。これまでの準備委員会の事務経費ということになっております。これが20年の4月から施行されますと、こちらにございますような均等割、被保険者割、人口割、それぞれ10%、45%、45%という割合で賦課がなされるわけでございます。費用全体につきましては、実際の運用につきましては、国と県と市町村ということで4対1対1の割合で公費の部分の負担していくものでございまして、あと、先ほど申し上げましたが、高齢者の保険料につきましては1割というふうな形で制度的にはなっております。

具体的な、島根県がどの程度になるかっていうの若干、まだそれまでに正確な料金を、保険料を決めるという作業がございまして、このスケジュールにおきましては、これが、保険料決定が最終的になりますけども、その保険料決定後にこの、この割合に応じました金額が提示されるものと考えております。

ちなみに、島根県では一応12万人程度がこの後期高齢者の対象となる概算でございますが、12万人程度でございまして、全国では1,

300万人程度というふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 14番。先ほど質問させていただきまして明らかになったように、この制度そのものが高齢者にますますしわ寄せをするような制度になります。私、準備段階、準備委員会の職員派遣を決めるような段階では、このような制度の中身がよくわからなかったもんですから、その広域連合、広域になるとやはり事業がやりやすいなというふうに思っていたので賛成してたんですけども、実際、制度の中身を知りますと、高齢者の負担がこれからますます大きくなってくる、高齢者は自分たちのことは自分たちで面倒を見なさいというような感じになりますので、私はこの制度は本当に高齢者いじめの制度だなと思います。こういう制度に反対ですので、広域連合発足についても反対をいたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第17、議第217号島根県後期高齢者医療広域連合の設立についてを採決いたします。本案件は原案のとおりに決することと賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議第217号島根県後期高齢者医療広域連合の設立については原案のとおり可決されました。

日程第18、議第218号

○議長（後山 幸次君） 日程第18、議第218号平成18年度津和野町水道事業決算の認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第18、議第218号平成18年度津和野町水道事業決算の認定についてを採決いたします。本案件は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第218号平成18年度津和野町水道事業決算の認定については原案のとおり認定されました。

それでは、後ろの時計で午後3時10分まで休憩といたします。

午後2時55分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第19. 議第219号

○議長（後山 幸次君） 日程第19、議第219号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。

6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。3件ほどお尋ねをいたします。

18ページ、集落活性化事業費補助金802万2,000円、これはどのような活性化事業として使われているのか、内容をお聞かせ願いたいということと、もう一点は、23ページ、合併処理浄化槽の設置補助ですが、これは何件分の補助で、申請によってなされたのかどうかということと、もう一点は、26ページの有害鳥獣の緊急防除事業費補助金が5万円とありますけども、先日のJAの懇談会において猿被害の訴えを聞きました。相当なクリに対する被害が出てるということでありました。5万円程度でそういうふうなものができるとは思えません、どのようなものにかかる費用なのかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） この集落活性化事業補助金でございますが、いわゆる基金の関係でございます。旧町で積み上げた目的基金につきましては、旧町で使用するという事で旧日原町集落活性化事業基金という条例があります。これに基づきます事業ですが、既に予算計上してあります額は4,000万円ちょっと計上してあるわけですが、実は、これは以前町民1人当たり1万円を上限として、集落の活性化のための事業費に充てようということでございました。今まで予算計上してございます経費につきましては、平成17年度の国勢調査に基づきます町民1人当たりの事業費が計上してございました。しかし、これを余らすということにつきましては、適切ではないのではないかとということもございまして、その差額につきましては4,300万積んだわけですが、その差額につきましては、自治会のほかに旧日原、旧日原といたしましうか、日原のいわゆる地域公民館——7館ございますが、その方へ事業費を割り振るという内容と、それから県の、同しように集落活性化事業基金というのがございます。これも県の指導により平成18年度じゅうに事業を行うようにというような指導がございまして、その費用につきましてもここであわせまして予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（坂根 敏夫君） 23ページの衛生費をお答えします。

環境衛生費の中の負担金補助及び交付金、合併処理浄化槽の補助金でございますが、これはそれぞれ5人槽、7人槽ってございまして、5人槽、今回5基、7人槽、5基お願いしとるところでございます。最近には特に住宅環境の向上ということで非常に要望が強く、既に、今年度の当初予算組みましたもの、もうほとんど今出ております。それで、もうこれから、今住民の方からも要望が出ておる分も今回計上させていただいております。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問いただきました有害鳥獣緊急防除事業費の補助金の関係でございますけども、これについては猿、それからクマの駆除を猟友会の方をお願いした場合に支出をしていただくものでございまして、当初予算で10万円ほど組んでたところでございますけども、議員さん申されましたように、ことしの場合、猿なりクマというのも結構出没しました。そういった関係で今回5万円の補正となったものでございまして、ほぼ実質的でございます。先般も1頭わな

にかかりまして、クマについては駆除をしたようなことでございまして、そういったことで今回はそれに伴う補正をさせてもらったものでございます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 18ページの集落活性化事業の答弁がなかなか理解できないんですが、要は4,000万円の基金を旧日原町が持ってた。それを町民に対して還元とするという形で、住民1人頭1万円という算定をして、自治会へ活性化という名目でお渡しをした。それと同時に、自治会の拠点である公民館の事業費としても分けたということで理解していいんですか。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） この補助金交付要綱につきましては、いわゆる何でもかんでもええということではございませんので、集落活性化事業の補助金交付要綱、実施要綱並びに補助金交付要綱というものを、いわゆる我々だけで判断してはいけませんので、日原の地域審議会に諮問して答申をいただきました。その中から具体的には何に使ってもいいという条件ではございますが、いわゆる例外的な費用についても、いわゆる公費でございますので、やっぱり用途は用途として厳し

い規定を設けてます。先ほど議員さんが言われましたとおりの事業で
ございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 今、集落活性化の案件、もう一つほど
聞いておきたいんですが、当初4,075万、これについては先ほどの
答弁で十分理解できるが、今回の補正は、要するに基金残をすべて今回
の補正に乗せたんだらうとこう思います。が、この802万2,000
円というのは、それは4,075万にプラスの800という意味ではな
いと思うんですが、そこをきちっともう一遍答弁すること、後から。

それから、続いて、ちょっと何件か、例えばページ、41ページで人
件費の増減明細というのがあるんですが、今回時間外手当が、要するに
519万8,000円ほどふえたというふうなこの明細がありますが、
これは各課の人件費は総括したもんだというふうに理解しております
が、それでいいのかということ。

それで、これは、例えばそれぞれ各課の所管事務の中では残業をせざ
るを得ないというような部署があるということのも重々わかりますが、こ
れから質問があるかもわかりませんが、この人件費増の時間外手当の
中には、今回調査活動をやったと思いますが、そういうふうなものにか

なりウエイトを占めたものであるかどうか、これを総務課長は答弁を
願いたい。

それからもう一点、ページ、38ページに公債費があります。公債費
で地方債の利子を170万2,000円ほど補正増額をしとる。これ説
明も利率変更に伴うものだと、こういうことですから、こういうゼロ金
利政策から徐々に高金利とは言いませんが、かなり利子負担を伴うよ
うな社会情勢下になってきたと、こういうことでありますから、これか
ら私はふえるであろうという予測をしておりますが、これは今日まで
ざらっと一般会計で、4月当初予算段階で172億円ばかり地方債残
高がありますが、その中の大体どこの辺の部分、財政課長、どのよう
ところの部分が影響しとるんかというのが知りたい。

そうして、本年度ざらっと公債費、残金利子あわせて約19億6,5
00万ぐらい要るんだけど、今後、平成19年度におおむねこのぐら
い利子負担増がかかってまいりますよというのが、現時点でわかれば
答弁をいただきたい。

以上、各課長からお願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） 4,300万でございます、総額。そ

れから、当初予算の4,000何十万、70何万でしたかね、その引いた額は町の単独事業なんです。それと、それより別に集落活性化事業って県の事業があるわけです。これ基金で、従来基金を積みなさいということで県が3分の2くれた事業がある。それは平成18年度中に事業を完了してくださいという、確か5年前にさかのぼりの制度であります。18年度中には必ず事業を完了してくださいよという残金が旧日原町で1,300万あったんです、当初。しかし、それは事業をやってきた関係上、今ここでいう約500万ぐらい余っとるわけです。これについても基金を使うんですが、この分については今まで事業主体が、ダブルちゃいけませんので公民館も対象でしたんですが、これについてはもう急ぐということもございまして、地域公民館の方へお願いして全体で、全体、全体です、全体で約500万円の事業を行ってくださいと、今そういうお話を進めておる段階です。（「公民館で使うんやね」と呼ぶ者あり）はい。県の分については地域公民館で事業を行っていただきます。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 41ページの資料の中の質問であります。時間外手当519万8,000円は、一般会計総トータル分、

各費目に載っております時間外の総トータルの金額がこれであります。したがって、当然今回調査に伴った時間外の必要だった分を含んでおりますが、基本的に時間外手当、今回の補正につきましては、積算としては予算残、今まで使った予算残に対して来年3月までの予想時間を立てまして、必要といたしますか、足りない分について今回補正をお願いしてるという質のものであります。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 公債費の利率の変更であります。それぞれが変更になってどれだけ金額的に回ったかというのは、ちょっと資料持ち合わせておりませんが、一般公共ですと1.1の利率が2.1に変更になっております。それから、一般単独については1.4から2.2、災害復旧につきましては1.1から1.8、あと過疎対策について、過疎債であります、1.3から1.9に上がっております。それから、臨時財政対策債1.6から2.0、現年補てん債が1.6から2.0、義務教育が1.8から2.2、辺地が1.1から1.8というふうに大体利率は皆上がっております。それから、一部借入額の変更というふうなものもありまして、繰越事業等によって前借りを若干しなくちゃならないというふうな部分も発生をしております。そういった部分の利息も若干

含まれております。それから、19年度であります、この利率が上がってからの分は今予算編成中でありまして、最終的な計算は出しておりませんが、当初枠配分のときには、まだ残金的にして19億6,500万円程度の公債費になると。これに、若干今の利が変更した分が加わってくるというふうな今の見通しをしております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 最後の行財政対策課長ね、ざらっと平成18年に一般会計分が3億の利子負担が要るわけやね。2億9,977万1,000円要るわけだ。先ほど補正が170万2,000円、今回かかるわけで、今説明でいくとすべての地方債等々がおおむね1%近く金利がかかると、こういうことになると、172億円というものがすべてとは思いませんが、とは思いませんが、相当利子負担増がふえるという予測はできるんだけど、億単位なのか何千万単位かでざらっと予測はつかない。現時点でわからんにゃええけど、当初予算を今度予算編成をするときに、かなりウエイトは高いものになるんじゃないかという私は推測するわけだけど、そんなにはならないのかもわからんけど、わかればちょっと答弁してください。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 以前に借りとする分の利率が変更になるということはありませんで、今年度契約といたしますか、借り入れをする分について、非課分も含めてですが、結局予算計上しとった利率よりも、実際にはそれだけその利が変わった計算になってくるということで、その増加分が今回の補正額ということでありまして、当初に、今年度の利だけが何ぼかっていうのちょっと今数字を把握しておりませんが、それに100何十万円増えるということで、次年度以降、今までの分が全部影響するとかそういうような問題ではありませんので、極端的な影響はないというふうには思っております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 多分そうではないかと思いつつ、そうは言いながら、金利が下がったときに、連動してそれぞれの地方債は利率が下がると思うんよ。上がるときにはそういうことではないね。約定をかけた利息は今後も、あの低利の利息というのは続くんよ。そこだけもう一遍確認しとく。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） 契約のときに変動金利でなしに固定金利という形でやっておりますので、答弁のとおりで間違いはないという

ふうに思ってます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点ほど、2点か、2点ですね、19ページでございますが、賦課徴収費のことでございます。

まず、町税還付金168万2,000円ということですが、今度また説明があるそうなのでそのとき聞いてもええんですが、せっかく補正に上がっておりますのでこの際お聞きしておきますが、この明細といえますか、この調査報告書の中の還付金を足してもこの168万2,000円ならないような気がするんですが、この根拠というのはどういうふうなんか、ちょっとわかりやすく教えていただいたらというふうに思っております。

それから、その1つ目ですが、調査業務委託料、これが収納の関係の調査の費用という説明で、それについては理解できるんですが、私がお聞きしたいのは、一般質問のときは言いかけて言っておりませんが、この事実については非常に遺憾で残念なことというふうに思っておりますが、聞いてみると6月ごろからぼちぼち判明をしてきたということで、7月には調査委員会が立ち上がってるということで、議会に報告があったのはつい先日でございますが、大方半年近く議会には何も報告

がないと。途中で9月の定例会もあったわけでございまして、できれば中間報告みたいな形でこういうことがあったら、まだ詳細については調査中だとか、せめて議会にはそれぐらいの報告があっただけでよかったなということで、若干不満といいますか、を抱いておるんでございしますが、なかなか本当かうそか詳しいことがわからんと報告ができないということかもしれませんが、若干の疑問を持っておりませんが、その辺なぜひ中間報告って形でなかったのか。その辺についてはっきり聞かせていただいたらというふうに思っていますが。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 後段の調査した結果の報告についての時期についての御指摘でございましたが、お話ありますように、調査に具体的に入りまして、ちょうど5カ月間慎重にすべての分野にわたって調査をさせていただきました。内容が内容でありますので、途中でいろいろとこの御報告するというような内容でないわけですし、少なくともきちっとした結果を把握して、そして御報告すべきであるというふうに私自身が判断をしたわけでありませう。

この前、助役の方からお答えしておりますけれども、7月の最初、14日だったですか、「ええ、14日」と呼ぶ者あり）立ち上げまして、そ

してちょうど5カ月たってこの定例会前の12月13日に最終的なこの委員会を開いて、確認をして報告書にまとめたということでございますので、そのようにひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 行財政対策課長。

○行財政対策課長（斎藤 誠君） それから、御質問のありました還付金168万2,000円ということであります。金額的には、基本的にはJRへの還付なり、還付加算金を中心という考え方でありまして、数字的には最終的な結論が出たのがこの報告書の日付でありまして、予算的にはそれでは間に合わないということで前もって概算で組み込んでおりますので、そういう意味では支払いに対して予算枠にないと支払われませんので、若干多目の数字というふうなところもありまして、決算時にはまたそれなりの適正の数値になるというふうを考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木君。

○議員（4番 青木 克弥君） 2点お伺いします。

17ページ、総務費の事務費の中に印刷製本費が240万ばかり上がっておりますが、製本ということで何か印刷されたのかお伺いしたいというのが一点。

それから2点目は、29ページ、これも説明ございました定住促進の建設の事業の補助金でございますけども、1,600万ばかりですが、これが補助金がおりにくると今思いますけども、どういうふうな算定でおりにくるのでしょうか。例えば1戸当たりが何ぼだとか、あるいは事業費の何割だとか、そういう格好でおりにくるのでしょうか。その辺を。

○議長（後山 幸次君） 総務住民課長。

○総務住民課長（山岡 浩二君） 一般管理費の需用費、印刷製本費240万ですが、大変高額になっておりますが、これは町の例規集の追録の印刷の費用であります。大変条例の改正が今年度多くて、足りませんので補正をお願いしているものであります。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） 島根県の定住促進の賃貸補助金でございますが、これにつきましては限度額を1,250万、1戸当たり1,250万の20%、これ対象額でございますが、それ以下の場合には補助対象額の満額20%ということが対象になっております。今回の場合は、青原の3DKに対しては735万円、算定したものが。それから、枕瀬の2LDK、6戸につきましては951万3,000円が内訳として計上

してございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。15番、板垣君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 1点だけ。33ページの教育費ということで、図書館費のところでは賃金という185万6,000円の中での、説明では図書の検索システムの導入にかかる経費というふうに説明があったかと思いますが、説明からきょうまでの間に少し情報として、旧日原町の図書館と旧津和野町の図書館を一体的に図書の検索システムをつないで有効活用するというふうに少し伺っておりますが、検索そのものができたとしても、物、本がどのようなルートでお借りしたいというか、借りたい人のところに直ちに行くのか、二、三日のうちにいくのか、そういうところもやはり今後つながった暁には利便の方法ちゅうか、利用者に対して利便性を図っていく必要があるんじゃないかと思いますが、私の質問のポイントが違えばあれですが、ちょっと現状、補足説明をいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） ただいまの質問は、例えば津和野の町民の方が津和野図書館に行って、日原の本を借りたいとき、そういう場合に本の移動がさしていただきたいという質問であろうと思うんですが、

これにつきましては、今両町庁舎をメール便で1日2往復結んでおりますので、それらを今から利用してそういう本の移動ができないか、前向きに検討していきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 14番、竹内です。先ほども出しましたが、後期高齢者広域連合の負担金の話がたしか出たと思うんですけど、それはこの予算書ではどこに出ているのか。今準備委員会であるし、それから2月1日からは正式に広域連合として発足するということなので、今年度の予算に計上されるんじゃないかなと思うんですが、それからもう一つは、23ページの民生費の児童福祉施設費の工事請負費で、青原保育園の浄化槽を修繕したということで115万出てるんですけども、これ民有地がどうかこうとかいう話があったのですが、ちょっと私も以前、このことに関連するのかわからないんですが、排水の水が流れる溝の件で相談を受けたことがあるんですが、その関係なのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） それでは、後期高齢者医療広域連合の設立準備委員会の負担金でございますが、これ、先ほど申し上げまし

たように、21ページのところに負担金で出ております。51万7,000円ということで。(発言する者あり)

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 設立、でしたら正式に広域連合が設立された後の、これ2月1日に設立ということなので、18年度の予算の中に関係するんではないかと思うけど、それ新年度のところで計上されるんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長嶺 常盤君） これにつきましては、もう補正予算でございますので18年度ということになります。19年度につきましては、先ほど申し上げましたとおりの負担率でありまして、新年度予算で組むことになっております。20年以降につきましては、特別会計を決定して組むことになっております。

それと23ページですが、工事請負費の関係で、この工事請負費につきましては、あそこに、合併ではありませんが、旧式のっちゃおかしいんですが、単槽の浄化槽が入っておりまして、これがひびが入っておりまして調査をいたしまして早急に修理をしないと使用ができないというような状況にございましたので、今回修理をして復元をするという

ものでございます。以前に直接排水の方から若干汚臭がするという話もございましたけども、その分とはまた違ってまして、給食等の部分の雑排水の流出が若干悪臭というふうなこともございますけども、その件とは別の、トイレの方の浄化槽ということになっております。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 33ページの公民館費でございますけども、我々木部の公民館の工事請負費が計上されたわけですけども、長年公民館職員から修理を、我々もお願いしとったわけで、頼まれたわけですけども、今回483万という大きな金額の屋根の修理ということが補正予算で組まれております。全額が公民館と解釈したわけでございますけども、その工事内容についてどの程度の工事をやって、それで一応漏水等の漏れはこれで一切なくなる全般的な工事なのかどうか、工事内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 木部の公民館については、裏側の部分を以前修繕しましたが、今回は建物としたら前側の集会所部分の屋根の修繕であります。玄関の前の前側の部分ですが、そこの修繕料でありま

す。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 玄関の上の事務所の上が角い建物になっておりまして、それがなかなか、木部の公民館におきましては中学校の校舎の建物と同じく、水が相手でございますので、漏水がなかなかとまらないというものでありまして、その隣の大広間、卓球とかいろいろやっとなんてですけども、あそこもあわせてやられるわけでしょ。事務所の上だけなんですかいね。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 集会室の部分の屋根の修繕であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。16番、村上君。

○議員（16番 村上 英喜君） 16番。1点ほどお聞きいたしますが、災害復旧費についてですが、37ページ、農用地関係の方ですが、工事費の不用が3,600万上がっておりますが、不用額が上がっておりますが、災害費というんで早く工事するのがベストだというふうに思いますが、来年度に事業、工事が、予算が決まるというような説明があったわけですが、県の方の補助金が出なかったのか、工事の見直しがあったのかお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（長嶺 雄二君） この予算につきましては、左鐙地内にあります陸橋、これは平成17年、去年の9月に落橋流失した橋でございます。当初計画では17年、18年、2カ年で完了する予定でございました。今年度につきましても、早期に着工して上部工という計画でございましたけども、この実施に当たりまして、予想以上に設計に手間どったために発注がおくれまして、上部工まで今年度中にかけてという計画にならなくなったということで、上部工法について19年度に回すということで今年度減額をさせていただくものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 最後、最後って申しますか、これ町長に全般にわたって、この一般会計の補正全般にわたって、特に今回の調査をかけられた不祥事にかかわるもろもろ調査費用、プラス人的費用、さらには還付金等というふうなものが出てまいります。したがって、今回補正でありますから、この補正を我々は認めていかなければならないというふうに思いますので、そうは申しまして、しかるべき議会は議会としてこれからの諸活動はあるだろうと思いますが、執行部におかれても町長としてこういうけじめで今回補正等に絡むものについて、

我々に執行者としてお話があれば一言はお聞きをしておかなければならないのではないか、このように思います。お答えをちょうだいしたいと思いますが。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 先般、御報告しました旧町時代の税・料の処理の問題につきまして、今後どのような対応をするのかというお尋ねであったろうと思いますが、若干申し上げておきたいと思うんですけども、18日に御報告をさせていただきました。現時点ではこれがすべてだというふうに私どもは判断をいたしておるわけではありますが、それに伴いまして、今回、旧国鉄用地にかかわる固定資産税等につきましては還付を要することになりましたので、今回の予算で補正をお願いをさせていただいたわけでありまして、それから、調査にかかりました諸経費等につきましても、今回計上をさせていただきました。

あと、次の機会以降で補正をお願いを申し上げなければならないのは、いわゆる個人にかかわるこの固定資産税等の還付等については、次回以降の補正でお願いを申し上げさせていただきたいと、このように考えておるわけでありまして、それによりまして、もちろん早々に関係の町民の皆さん方には、たびたび申し上げておりますように、直接お向か

いをして事情を説明して、御理解と御協力を求めるものでございますが、一連のそうしたことをなるべく早く終えたいというふうに思っております。

と同時に、並行いたしまして、よって起こった原因、これについてはやはりそれなりに処理をしておかなければいけないと、このように考えておりました、実は議会の方に御報告をさせていただいた翌日、直ちにそうした面での内部的な事後処理につきましては、別途内部で対策をする委員会を立ち上げさせていただいております。その内部の委員会において、一連の処理方針を定めて、これまたできるだけ早く結末をつけたいとこのように考えておるわけであります。

実は、若干にはなるかもしれませんが、私どもも、先般全協でも御指摘ございまして、全部、全町民の皆さんに報告するのかどうかというような御意見もありましたけども、全町民の皆さん方に御報告をしても、特に他の町民の皆さんにメリットのあることでない、逆にいえば、この行政に不信感を助長するというようなことにもなるので、できれば関係の皆さんにというような思いがあったわけでありますけども、御報告した翌日、新聞にああして、御承知のとおり報道されましたので、結果とすれば全体に公表したと同じような結果になりましたが、これ

はまたそれで、私どもがとやかく申し上げる筋合いではないんですけども、若干新聞記事を見られて誤解をして受け取られている面も実はあるわけございまして、昨日も実は私、県の方へ出張して、県庁の方へも半日、それ以上おったわけでありまして、記事によって違うわけでありまして、ぱっと見られただけで結局新しい町になってから旧日原町にかかわる、そういうことに対する処理ミスがあったと。いわゆる課税率といえますか、というふうな受けとめ方をされておる部分が相当数ございました。私もそれについては、いやそうじゃございませんという話をして、よく新聞を見てくださいということで、なるほどなということで参りましたけども、若干この辺が誤解を得て、これがすべての方に説明して歩くわけにはいきませんので、まことに残念なことであります。

何点か非常に残念だなと思っておりますのは、私ども新しい町が発足いたしましたして今1年経過したわけでありまして、いろんな分野で一生懸命新しい町づくりについて取り組んでおるつもりでございますけども、そういうふうな受けとめ方をされると、新しい町に対して非常なダメージを及ぼすということで、これが若干残念なことで、今からさらにその名誉挽回をしていかなければいけないというふうに思います。

それから、新しい町になってからというふうを受けとめられると、現に（ ）になる職員、一生懸命法律制度に基づいて、正確に事務処理をしておる職員にまつわる、そういう関係もありますので、言うならその職員たちに対する名誉の回復も考えてやらなければ、そういうことがございまして、内部的にはきちっといたしますけども、若干予想しなかったものの問題が今から私どもの肩にかかってきたなというような判断はいたしておりますけども、いずれにいたしましても結果は結果でございますので、ひとつそのように、ひとつ受けとめていただきましてきちっと処理を私どもいたしますので、御理解をいただき、御協力を賜りたいとこのように思っておるわけであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第19、議第219号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議第219号平成18年度津和野町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第220号

○議長（後山 幸次君） 日程第20、議第220号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第20、議第220号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、日程第20、議第220号平成18年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第221号

○議長（後山 幸次君） 日程第21、議第221号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第21、議第221号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、日程第21、議第221号平成18年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第222号

○議長（後山 幸次君） 日程第22、議第222号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第22、議第222号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案件は原案のとおりを決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、日程第22、議第222号平成18年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算

(第4号) は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議第223号

○議長（後山 幸次君） 日程第23、議第223号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第23、議第223号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、日程第23、議第223号平成18年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第24、議第224号

○議長（後山 幸次君） 日程第24、議第224号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） かなりな入札減で非常にありがたいと思っておりますが、話によりますと随分な工事おくれ、私が見てもそのように感じております。入札を値切られたから工事がおくれたわけではないとは思いますが、現在、どういうふうなところまで進んでいるのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（大庭 義弘君） この前、町長の報告より提案説明のときに事業費の変更ということで、私のところには主な理由が入札減だというようなことをございました。現実には事業費の変更に伴う減額

が相当ございます。2,200万円、入札減の額は2,220万でございます。あとは今の正規に設計に入って不用額を生じました減額が主でございますが、また現段階において減額見込みの額と、それから増加要因の額がございます。その差し引いた額が7,502万3,000円ということでございます。現在の工事につきましては、毎週毎週工程会議をもって計画どおりに事業を進むように、状況で推移しております。ほぼ順調にしているものと思います。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより日程第24、議第224号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案件は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、日程第24、議第224号平成18年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第25. 請願審査特別委員会の審査報告について

日程第26. 請願審査特別委員会の審査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第25、請願審査特別委員会の審査報告について、請願第5号石西厚生連への平成18年度財政支援に関する請願について、及び日程第26、請願審査特別委員会の審査報告について、請願第6号石西厚生連抜本的経営改善に関する請願について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

請願審査特別委員長の報告を求めます。委員長。

○請願審査特別委員長（藤井貴久男君） 請願審査特別委員会審査報告

書、本請願は、平成18年9月定例会において、請願審査特別委員会に付託を受けた請願第5号及び請願第6号であります。

審査の結果、次のとおり決定したので、その経過並びに結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1. 審査事件 請願第5号 石西厚生連への平成18年度財政支援に関する請願

石西厚生連では、平成17年度は2名の外科医師及び2名の常勤整形外科医がいたが、平成18年度は皆無となり、収支の成り立たない状況をさらに悪化させるとともに、救急機能は極めて危ぶまれる異常事態となった。

また、平成18年度は医師不足、診療報酬の改定（医療保険及び介護保険）などの悪条件が反映し、△8,964万5,000円の収支計画を立てざるを得ないこととなった。

抜本的経営改善計画の具体案が決定されれば、長期的視野に立った資金計画も議論いただきたいところだが、決定までの現状の経営形態を維持するため、当面、平成18年度事業の運転資金援助を求める請願である。

〔請願事項〕 1. 抜本的経営改善計画の具体化が実現するまで、現状

の経営形態を維持せざるを得ないため、当面、平成18年度事業の運転資金を助成していただきたい。

2. 審査事件 請願第6号 「石西厚生連抜本的経営改善」に関する請願

本案件は、石西厚生連が昭和25年に設立以来、幾多の経営危機を克服し現在に至っているものの、近年における地域医療を取り巻く経営環境が急速に悪化し、経営体としては危機的な状況下となっている。

平成17年度の決算は4期連続の赤字となり、△8,000万円余りの欠損となった。

これは予測を大きく上回る医師不足が最大の原因であり、さらに政府の示した入院ベッド数の削減計画にある療養型病床の縮減を見通すと、機能分担した療養型としての日原共存病院は近く経営が不可能となると判断している。

医療資源の最大要素である当地域の人口は、過疎高齢化が進む中で1万人を割り、さらに漸減しており、加えて経営効率の悪い100床前後の零細病院が2カ所に近在している状況は他に例を見ない。

以上のように、経営も厳しさの極みを迎え、将来にわたって1病院の存続すら容易ではない状況下にあることから、抜本的経営改善計画を

具体化するための方向性を石西厚生連総会で決議した。

あわせて、慎重に協議した結果、石西厚生連1企業の立場で経営責任を負って地域医療のあり方を決定できるものではないとの判断をし、議会においても地域医療を守る、地域住民の命を守るという地域医療の観点から協議をしてほしいとの請願である。

〔請願事項〕 1. 「総合的機能を持つ厚生連病院は、津和野町内1つとする。」との方向性を当会で決定しています。このことを具体化することについて御協議願いたい。

2. 審査年月日

平成18年10月20日（金）、机上審査、出席者、請願審査特別委員15名及び議長、欠席者、原委員、平野委員。

平成18年11月13日（月）、机上審査、出席者、請願審査特別委員17名及び議長、欠席者なし、説明者、石西厚生連青木会長、上田参事、神野部長、津和野共存病院須山院長、木島副院長、堀事務長、日原共存病院山形院長、和田事務長。

平成18年12月4日（月）、机上審査、出席者、請願審査特別委員17名及び議長、欠席者なし、説明者、西いわみ農業協同組合橋本組合長。

平成18年12月18日（月）、机上審査、出席者、請願審査特別委員17名及び議長、欠席者なし。

3. 審査の結果及び概要（意見）

（1）請願第5号 石西厚生連への平成18年度財政支援に関する請願

本請願は厚生連の抜本的経営改善計画の具体化が実現するまで、現状の経営形態を維持せざるを得ないため、当面、平成18年度事業の運転資金を助成いただきたいというものである。

厚生連からは平成17年12月定例会にも4項目にわたって町に対して支援を求める請願が出され、今議会はこの請願に対し、当面現状の経営形態を継続するための諸改善計画の一環として、津和野共存病院、日原共存病院及び介護老人福祉施設せせらぎの新築に要した長期借入金の返済金（元利）の助成をいただきたいとの1項目について、既に病院建設にかかる債務の損失補償を決定していることもあり、「当面の方法として1年間に限り町の財政状況を勘案しながら、予算の範囲内で支援すべきである。」の条件を付すべきと決定した経緯がある。

町当局も厳しい財政事情にある中で、1億976万3,000円を貸し付けているところである。

本委員会はそのような経緯も踏まえ、2004年4月から始まった医師研修制度改革により、地方の医師不足、診療報酬の改定（医療保険及び介護保険）の外的条件に加え、整形外科医の引き上げ、内科医の引き上げ等、内的要因で厚生連の経営が圧迫されている現状を踏まえ、次の附帯意見（条件）をつけて採択すべきものとした。

附帯意見、1) 厚生連が具体的な抜本的経営改善を示した上で実施すべきである。2) 厳しい町財政であることを考慮し、十分な検討を行うこと。3) 西いわみ農業協同組合もしかるべき支援策を講ずること。

（2）請願第6号 「石西厚生連抜本的経営改善」に関する請願

本請願は、厚生連が「総合的機能を持つ厚生連病院は、津和野町内1つとする。」との方向性を決定したので、このことを具体化することについて御協議願いたいというものである。

しかしながら、本請願には方向性の決定は出ているが、具体的な抜本的経営改善策は示されていない。

地域の医療を守り、地域住民の命を守るという観点から、その重要性は十分に理解しているところであるが、厚生連が経営体として抜本的経営改善策が示された上で協議すべきとの意見が大半を占めた。

また、議会の機能として一企業としての厚生連の経営に方向性を示

すということには限界があるとの意見もあった。今後、厚生連から具体的な抜本的経営改善策が示されてから、必要があれば調査検討をするという結論に至り、不採択とすべきものとした。

平成18年12月22日、津和野町議会議長後山幸次様、請願審査特別委員会委員長藤井貴久男。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。それでは、日程第25、請願第5号について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、日程第26、請願第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は不採択であります。本請願は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

お諮りをいたします。もうすぐ4時30分になりますが、本日の議事日程が終了するまで延刻いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日の日程が終了するまで延刻いたします。

日程第27. 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第27、総務常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 総務常任委員会所管事務調査報告書、平成18年第6回定例会（9月）において許可をいただきました所管事務調査の結果について、津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1. 調査事件、町内にある第三セクターの現状把握について。

2. 調査の経緯、合併したことにより、町内各第三セクターの実態を把握し、より理解を深め、今後の予算審査の参考（統合整理の可否も含む）とするために所管事務調査を実施しました。

3. 調査年月日、平成18年11月30日（木）机上調査及び現地調査2カ所。

4. 出席者、総務常任委員5名、議長、事務局長。（株）石西社、机上調査及び現地調査、説明員、情報企画課長・石川信夫総務課長。（株）津和野、机上調査及び現地調査、説明員、情報企画課長・等農専務取締役・朱山総務課長。

5. 調査内容、①事業内容及び出資状況、②役職員の状況、③運営の現況、④運営上の課題及び問題点、以上4点について調査いたしました。

6. 調査報告、（株）石西社、①生糸の生産及び販売・絹関連商品の

生産及び販売・道の駅「シルクウェイにちはら」の運営・その他左記各号の附帯関連業務、資本金8,000万円（津和野町5,000万円・西いわみ農協2,600万円・日原商工会200万円・その他200万円）でございます。

②取締役4名・監査役2名・代表者は中谷文一氏、正社員11名（男性3名・女性8名）パート4名（女性）計15名。

③累積赤字が1,719万8,756円である。（平成18年9月末現在）道の駅「シルクウェイにちはら」の運営管理。直営店、物販部（土産販売）・ラーメン部・まゆ工房・固定ブース（ソフトクリーム・宝くじ）。委託管理業務、道の駅の管理業務。テナント、（有）あしたば・J A青空部会（旬菜市場）・田舎料理「せいさく」・軽食&喫茶「にちはら」・（有）マルシン。

④道の駅の開業翌年度（平成12年度）と平成17年度の売上高を比較すると26.8%の落ち込みとなる。本年4月より宝くじの販売を取り組んでいるが、今後はさらに収益性を追及し、累積赤字を解消するために営業種目の見直し等も含め検討する必要がある。

（株）津和野①温泉浴場施設の経営及び管理業務の委託・総合交流ターミナル施設の経営及び管理業務の受託。資本金7,200万円（津和

野町6,000万円・西いわみ農協500万円・山陰合同銀行300万円・津和野信用金庫300万円・津和野商工会50万円・その他50万円)。

②取締役5名・監査役1名・代表者は糸賀盛人氏、正社員7名(男性6・女性1)です。パート21名(男性2・女性19)計28名。

③累積赤字が3,069万3,000円である。(平成18年5月末現在)営業総収入が好調時には3億1,100万円(平成14年5月末決算)であったが、平成18年5月末決算では2億4,300万円になったが、近年はほぼ横ばいである。管理費の高騰で収支改善が難しい状況である。人件費の削減に取り組んできたが、これ以上の改善は難しい。イベントの取り組み、各部門の協力体制づくり等、この施設全体を活用した営業展開が急務である。

④物品販売部門、営業粗利益の改善が最重要課題である。青物市場の利益改善が急務である。地元産品のウエイトが低い。

飲食部門、地元食材活用によるメニューづくりが必要であり、製造原価を十分考慮したメニューづくりを検討する必要がある。

温浴部門、売上増強策について現在検討している。町民の利用率アップをさせるための対策が必要である。衛生管理について、所管庁の指導

が強化してきており、今後、毎週温浴休館が必要になるなど、管理コストが極めて増嵩してきており、収支悪化の主要因である。

7. 調査結果及び総括意見、(1) (株) 石西社、赤字経営が続く中、正常な会社の管理運営を行うためにも、従業員を兼ねた常勤責任者(取締役)を置く必要がある。直営店のまゆ工房部においては、売上高が大変少なく、経費節減のためにも閉館を踏まえて後利用を考えた内部協議をする必要がある。

(2) (株) 津和野、管理委託料に関して急激な価格の変動がある場合は、算定基準により柔軟な対処で施設管理が十分できるようにする必要がある。レジオネラ菌の調査費は衛生管理の面からも委託料に計上することも検討する必要がある。

(3) 津和野町内に2つの道の駅がある。効率的な経営をするためにも合併を検討すべきである。

平成18年12月22日、津和野町議会議長後山幸次様、総務常任委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長(後山 幸次君) これより委員長報告に対する質疑に入ります。

6番、河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 両町とも事業所の営業形態として、両社とも初年度の売り上げから比べてという、その報告ですけども、普通開店時には大体1.5倍のお客様が来るとというのが経営上の常識であります。すると、今見ると、大体落ち着くところに落ち着いたんだという私は感覚を持っておりますが、現場においては開店時のお客がまた呼び込めるというふうに錯覚されてるのかどうか。

それと、あとは津和野の管理費でございますが、一番最初の事業内容の中にも温浴施設の経営を預けてあるわけですね。そうすると、そこで発生した灯油、当然近年は原油価格の高騰によってかなりな上下が見込まれますけども、それは営業内での発生した損失であります。それを町において委託料としてお願いをしたいというその感覚は、私はちょっと違う、経営者としてはちょっと違うなというふうに思っておりますが、その辺はどのように考えておられたのかお伺いをいたします。

それともう一点、日原において、話に聞きますと、裁判中であるということでありましたが、どういうふうな経緯でそういうふうな裁判の問題が出ているのかということをお伺いをされたかどうか。2点をお伺いをいたします。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） お答えをします。

両施設とも開店当時は相当な売上高が出るのが当たり前ということでございますが、両施設とも最近はほとんど横ばい的な見込み客数の数字が、現状を維持しとるような状況でございます。その中において、今現在の横ばい的な数字の中でいかに赤字を出さずにいくか、いろんな格好で内部協議をしているということでございます。株式会社津和野におきましては、人件費のカットするべきところはカットし、これ以上の人件費の削減はできないというところまでの内部的な努力はしているということでございますので、甘んじて昔のような入り込み客が出るというのは内部では想定してないように、現状維持が精いっぱいではないかというような形のものでございました。

それと、株式会社津和野の管理委託でございますけれども、きょう、私が委員会の報告した中で、急激な高騰によるので、その分に関しまして委託料を上げるべきと言うたのは、あくまでも施設管理の面でございます。株式会社津和野が営業することによる経費の高騰なことに関して、町が委託管理に計上するということではございません。あくまでも先ほど言いましたように、施設管理の委託計上のためのものがございますので、その点御理解願いたいと思うわけでございます。

3番目の日原の石西社の裁判の問題でございます。今現在、まだ裁

判の途中でございます。途中でございますので、いろんな形で今後の審査に弊害をもたらしちゃいけないということで深くは追求しておりません。どういう経緯でなったかというほどは聞きましたけども、深く追求しません。その中において施設を開業するときに喜島さんと施設の中で同じような飲食部門に競合すると、同じようなメニューであるとかいろんなことがあって、何とか特色ある両方の店舗というのが最初のことではございましたけど、なかなか双方とも値段的なものとか、いろんな形で折り合いがつかなかったというのがもともとの始めというようにお聞きしたわけですけども、詳しいことに関しましては、先ほど言いましたように調査しておりません。

しかし、この裁判がいつまでも続くということに対しては、非常にイメージ的にも悪く、また今後の営業にも支障を来すのではないかとということで、早く決着をつけ、正規の運営状況にしなければならぬというようなことは協議いたしました。その中において、来月の中ごろ最終結審があるわけではございますので、それを踏まえてどのような形になるかというのは今後の成り行きによるんじゃないかと思うわけではございます。

以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。1番、村上君。

○議員（1番 村上 義一君） 議長にお願いを申し上げますが、議員は村上という姓が2人おられまして、村上、青木が2人おられまして、これも議事録に残りますし、またホームページ上にも残りまして、村上英喜議員の発言が私の発言になっても失礼ですので、ぜひとも名前までよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） はい、よくわかっております。そのために1番、村上君というふうに指名をさせていただいておりますので。

○議員（1番 村上 義一君） 大変同僚議員に質問するのも恐縮でございますが、三セク、これ行財政大綱の中でも三セクの今後のあり方というものもよく検討していかなければならない。そうした状況にありながら、今いろいろ質疑、応答を聞かれますと、この公共的施設でもあります石西社の内部で話し合いに委ねるような、大変残念な結果を招くような内部トラブルといえますか、そうしたことが今起こられてるということを今お聞きいたしました。先ほどの委員長の、所管の委員長の御説明によりますと、今石西社というものはもともとシルク、生糸、そうした会社が今、道の駅の運営の会社になってるわけでもございませぬ。

この石西社、このたびまゆ工房という、この廃止、まゆ工房という繭のお土産物ですかね、そうしたものをつくりながら販売の促進を伺っていた、このまゆ工房のテナントの廃止というものも、今これ盛り込まれてるようなんですが、繭がなくなるということは、もちろんこの日原、キャッチフレーズがありますシルクという、シルクと星と鮎という、このシルクに関しての関連した企業が一つなくなっていくと、衰退されていくというようなことだと思うんですが、昨日、板垣議員がシルクに関しての御質問をいたしました。ぜひ前向きにこのシルクの事業というものを、染め織りですか、そうしたものも推進していただきたいというような御質問がありました。そして、執行部担当課の方では、今後の運営については御期待を申し上げたいというような答弁もありましたが、私としてはこのシルク事業にしては、皆様前向きかもしれませんが、私は後向きでございます。このシルクというものもぜひ今後、執行部の担当課の方もおられますので、ぜひ行財政大綱の中の一つに盛り込まれて、よく検討されていただきたいと思う次第でございます。

そこで、質問になりますが、私は17年度資料しか持ってないんですが、17年度の決算で2,300万の委託料が出てるわけなんですよね。このたび、18年度、これは1,700万という、600万が、約60

0万という金額が外されて、委託料として出てるわけと思うんです。この600万というのは、あえてシルク染め織り館という、そうしたシルクに関する公共施設に対する委託額、当時は石西社と委託関連の事業を結んでいたこの企業なんですが、このたびこの石西社から委託関連として外された理由というものは所管の委員長の方へ報告があったのか。どういう説明がなされていたのかお聞きいたしたいわけですが。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 最初のまゆ工房のことに関しましては、所管事務調査では、それはまゆをなくせという意味ではなくて、今まゆ工房が入ってる施設を経費の高騰により考えるべきだろうと。まゆをなくせという意味ではございません。まゆはほかのスペースでつくっていただき、今のまゆ工房が入っている施設を閉館、後利用を考えて経営改善努力するべきだろうと。まゆ工房に関しましては、月に3万から4万の電気代かかるということでございますので、経費の節減の面から売上高が年間70万ばかりしかないまゆに対してちょっと経費のかかり過ぎではないかというので内部協議していただいて、効率のよい運営のやり方をやるべきだろうというのが一応所管事務報告で

ございます。

そして、シルクウェイにちはらに关しましての管理委託業務でございますけれども、我々が調査したのは18年度、にちはらシルクウェイに关しまして1,668万3,000円の管理委託分は計上されたことに関しまして調査いたしました。17年度、2,300万ばかり石西社に管理委託料があったということですが、17年度のことに関しては別に我々が今回は調査しておらないので、まことに申しわけないけれどもお答えできません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 2点、関連して1点になるかと思いますが、どちらの施設もいわゆる赤字を抱えてるわけでございますが、この中には赤字を解消するためにいろいろな見直しを含めて検討する必要があるというぐあいに書いて、報告には書いてございます。その赤字を解消するために、これこれこういうものをこうしたいというようなことがあったのかどうなのか。津和野につきましては、これ以上の、削減に取り組んできた、これ以上の改善難しいなんか書いてございますけれども、赤字がある以上、当然改善しなければならないわけですので、その辺について経営者は言及してるのかどうなのかお伺いしたいと思

います。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） お答えいたします。

我々が調査する段階において、こういうような改善策をとりなさいというようなことは、やはり株式会社でございますのでそこまで言うべき筋合いではないということで、具体策等に関しては、こうしなさい、ああしなさいというようなことは調査しておりません。

しかし、現状の課題ということでございまして、株式会社津和野より指定管理者制度の意見の見直し、要望等が延々と書類をもって説明があったわけでございます。その中において、平成16年4月、当施設所有者である株式会社津和野当社の中の施設の管理について、算出基準を再検討をしていただきたいという要望もあります。それはやはり経費や赤字を少しでも少なくするためだろうと思います。その中において、指定管理者の期限は12月31日となっており、指定管理者も固定的になっているが、諸般の急激な行政変化からにおいて、これによる経費についても応分の負担をぜひ検討をお願いしたい。

また、農業振興策に対しましても、当施設を建設するに当たって、基本的理念または町民福祉の向上、基幹産業である観光業、農業の振興の

雇用の場の確保等のものから農業振興に対して何らか行政からの支援がないので、そういう形でやっていただきたいというので、町民福祉の面から見ても、温泉利用者には町は100円というのを負担しているではないか。しかし、農業振興作物に対しては町からの、そこまで物販を売ることにに対して何の支援もないというような形でもって、一方的に町へのお願いのものが多かったわけですけども、その中において我々は、それはお願いであるべきであって、やはり社内は社内で少しでも多くの、いろんなイベントを考えて集客に努力し、メニューもいろいろと考えてレストランの売り上げに伸びるべきであろうというような形のものを置きまして、我々としてはこういう形のものをしなさいというような意見は出しておりません。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今の説明でございますと、つまり経営者は具体策について説明がなかったということでもいいですね。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） こうこうしてふやすというのは、やはりいろんなイベントを開催し、それで集積に当たると。新たなメニュー、地場の食品を集めたメニューづくりによってレストランの集客

も望むというような点の報告はありました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 12番。一番最後のところに合併を検討すべきというふうに書いてあるんですけど、どちらとも赤字である以上、効率的な経営をするための合併というもので、この代表者同士がこれに対して話し合いをされたとかという形跡なんかはあるや否やっていうところ、それとも調査されたかなっていう感じがあるんですけど、そのあたりどうですか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） これはあくまでも総務委員会の所管事務調査の中での御意見でございまして、当事者同士がそれを検討したかどうかというのはお聞きしておりません。しかし、報告書の中にありますように、株式会社にははらにおいては常勤役員が不在だと。片方は常勤役員がおるといような形のもの。まだ、町内に、例のない2つの道の駅があるというような観点から、効率的な経営、また管理面からも考えると、やはり委員会としては統一した方が今後経営に対して少しでも経費面が節約や、効率よい経営ができるのではないかということの調査結果でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で総務常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第 28. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（後山 幸次君） 日程第 28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りをいたします。総務常任委員長及び文教常任委員長より所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。これを日程

に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、議題といたしたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、総務常任委
員会の閉会中の所管事務調査の件を追加日程第1とし、文教民生常任
委員会の閉会中の所管事務調査の件を追加日程第2として日程に追加
し、議題とすることに決定しました。日程の追加をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後4時45分休憩

.....

午後4時50分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開し
ます。

----- . ----- . -----
追加日程第1. 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（後山 幸次君） 追加日程第1、総務常任委員会の閉会中の所
管事務調査の件を議題といたします。

総務常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によ

ってお手元に配付しました旧日原町税・料収納処理調査報告に関する調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第2．文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（後山 幸次君） 追加日程第2、文教民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

文教民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました旧日原町税・料収納処理調査報告に関する調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。したがって、委員長か

らの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

なお、今定例会において受理した要望書、陳情書はお手元に配付のとおりであります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。大変皆さんお疲れでございました。

午後4時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 年 月 日 議 長 署名議員 署名議員

